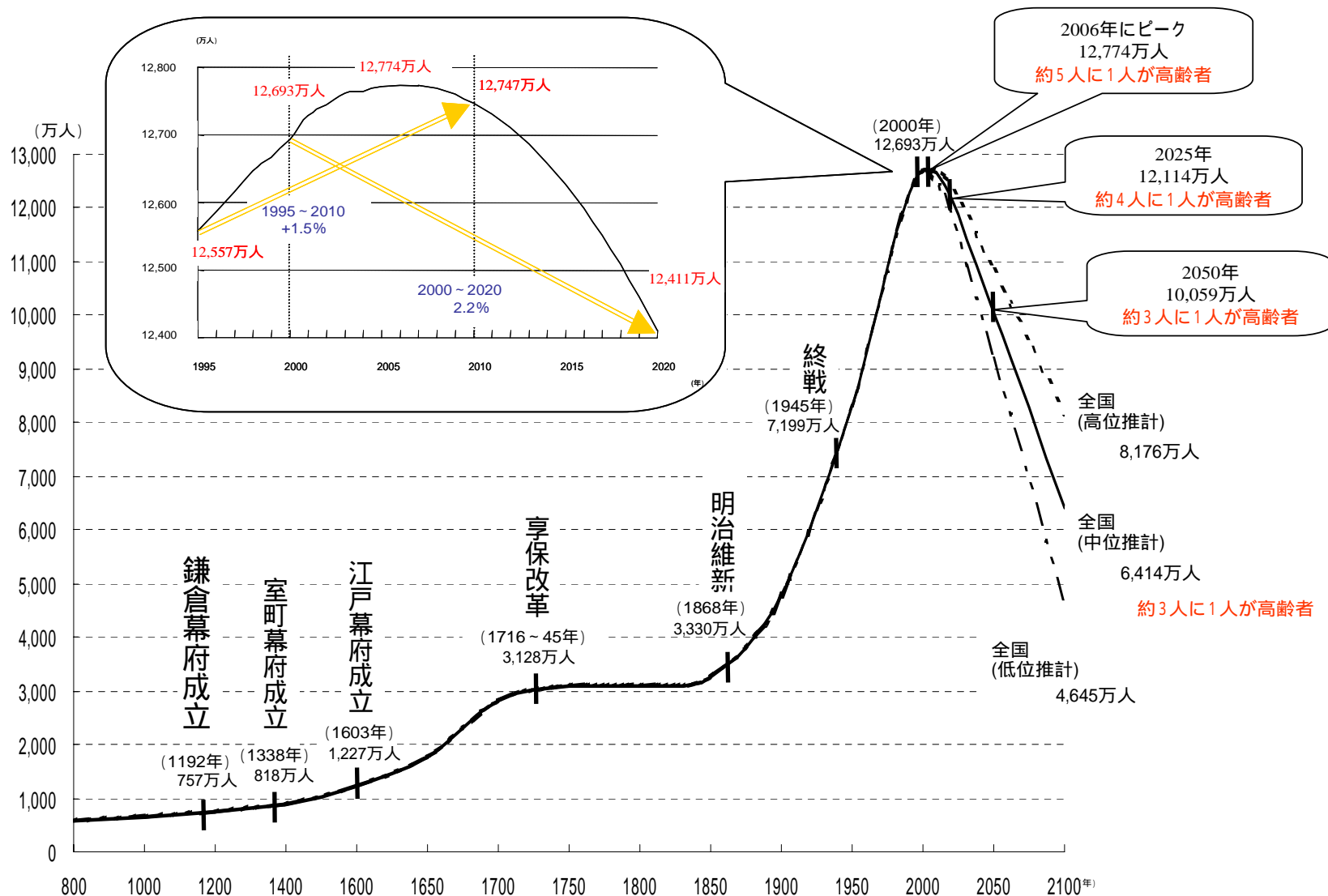


# 1. 持続可能な地域社会の姿

## [我が国の総人口の長期的推移]

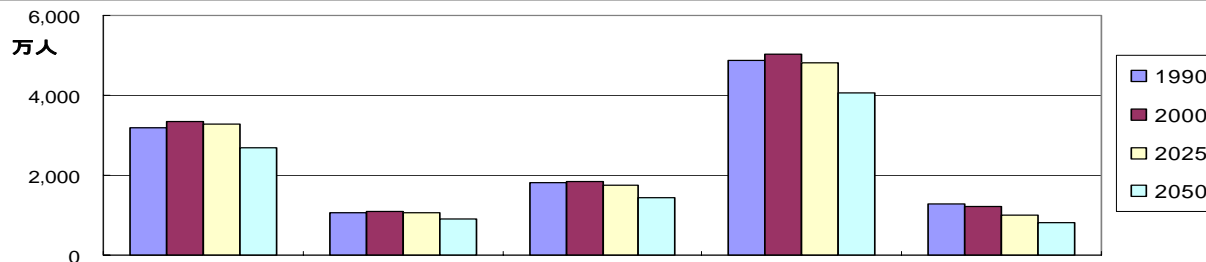


(出典) 総務省「国勢調査報告」、同「人口推計年報」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」、国土庁「日本列島における人口分布変動の長期時系列分析」(1974年)をもとに国土交通省国土計画局作成。

# 1. 持続可能な地域社会の姿

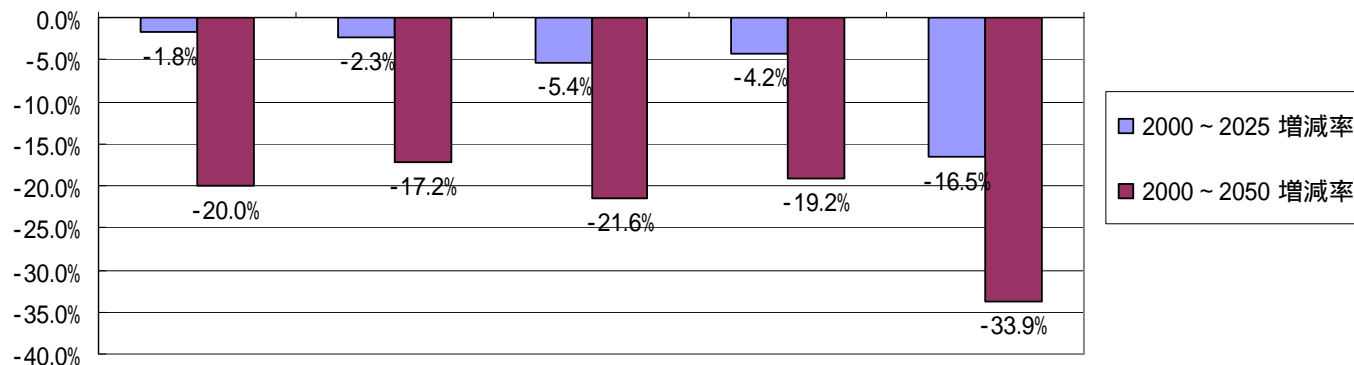
今後我が国全体の人口が減少する中で、特に地方圏の中核・中核都市からの遠隔地における大幅な人口減少と、低密度・無居住地域のさらなる拡大が見込まれる。

[将来人口の推移]



|       | 東京圏   | 名古屋圏  | 関西圏   | 地方中核・中核都市一時間圏内 | 地方中核・中核都市一時間圏外 | (万人) |
|-------|-------|-------|-------|----------------|----------------|------|
| 1990年 | 3,180 | 1,055 | 1,812 | 4,886          | 1,270          |      |
| 2000年 | 3,342 | 1,101 | 1,844 | 5,018          | 1,211          |      |
| 2025年 | 3,280 | 1,076 | 1,744 | 4,807          | 1,012          |      |
| 2050年 | 2,672 | 911   | 1,445 | 4,056          | 801            |      |

[人口減少率の推移]



(出典) 総務省「国勢調査報告」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」をもとに国土交通省国土計画局作成

(注) 1. 東京圏: 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 名古屋圏: 岐阜県、愛知県、三重県 関西圏: 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県

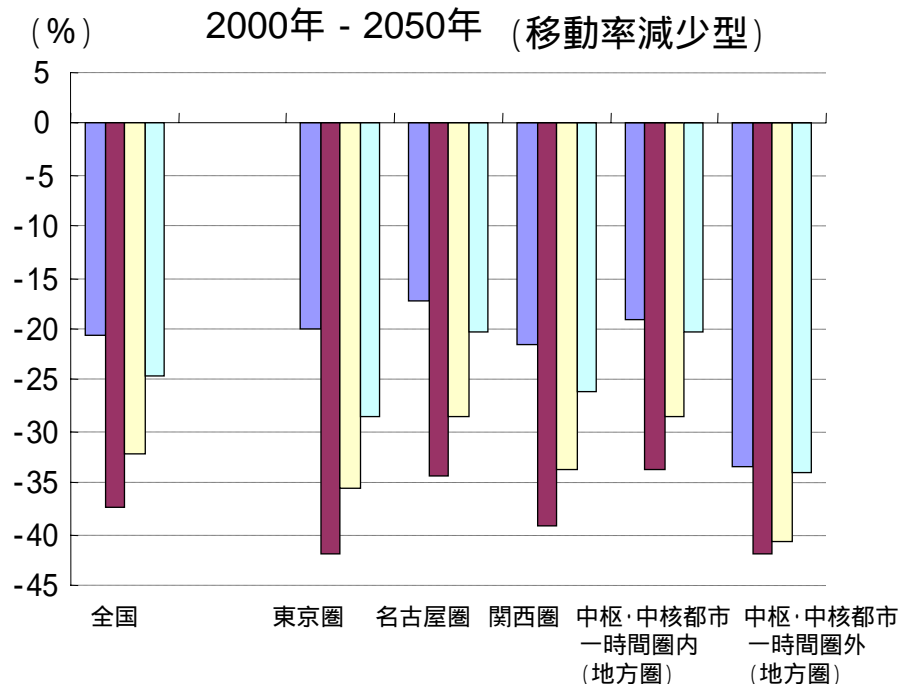
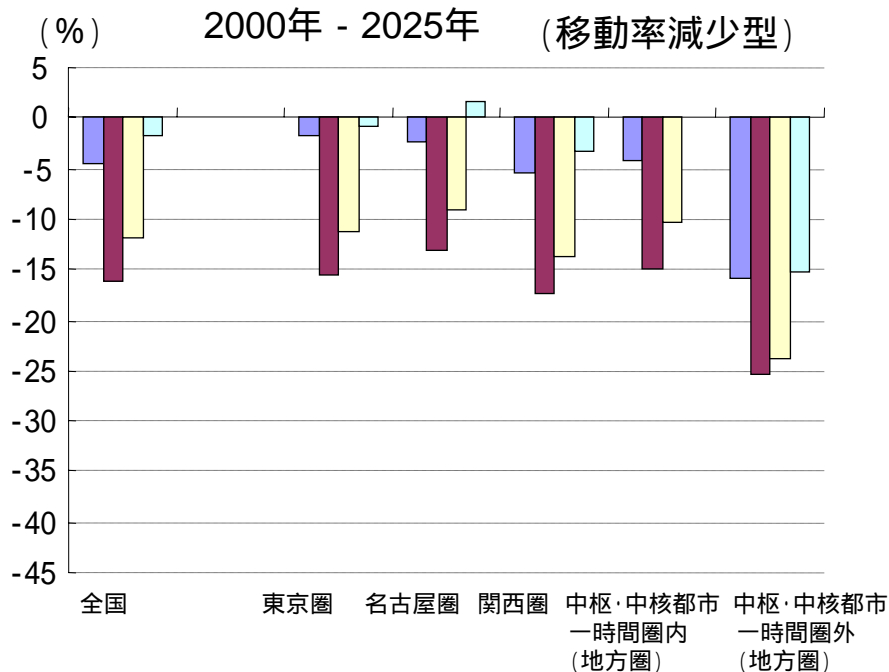
地方中核・中核都市とは、地方圏(上記三大都市圏以外の地域)にあって「都道府県庁所在市または人口30万人以上」かつ「昼夜間人口比1以上」の都市とした(2000年国勢調査による)。1時間圏とは、1998年10月現在の交通ネットワークで新幹線と特急を除く鉄道と道路の利用を前提とし、市町村単位に設定したもの。なお、各市町村の起点終点はそれぞれ市町村役場である。

2. 2025年、2050年の人口は国土計画局推計値。推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」の中位推計をもとにした。人口移動については、過去の趨勢に沿って移動率が減少していくと仮定した。

# 1. 持続可能な地域社会の姿

急速に人口構成の高齢化が進行するため、今後都市からの遠隔地域に始まり全国の各地域において人口減少を上回る勢いで労働力の減少が進む。

[総人口・生産年齢人口・労働力人口の今後の増減率]



■ 総人口 ■ 生産年齢人口 ■ 労働力人口(2000年労働力率固定型) ■ 労働力人口(2000年労働力率変動型)

(出典)総務省「国勢調査報告」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(2002年推計)」をもとに国土交通省国土計画局作成。

(注)1.「中枢・中核都市」とは、「都道府県所在市または人口30万人以上」かつ、「昼夜間人口比1以上」の都市。

2.「1時間圏」の設定は、1998年10月現在の交通ネットワークで新幹線と特急を除く鉄道と道路の利用を前提とし、各市町村間の到達時間を市町村単位に計算したもの。  
 なお、各市町村の起点終点はそれぞれ市町村役場である。

3.生産年齢人口は、15歳～64歳の人口。

4.2000年の労働力人口実績値は、国勢調査による。

5.将来の労働力人口は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(2002年)」をもとに国土交通省国土計画局で推計した男女別5歳階級別人口(移動率減少型)に都道府県別の労働力率を乗じて算出。

(1)2000年労働力率固定型・・・2000年の労働力率を乗じて算出

(2)労働力率変動型

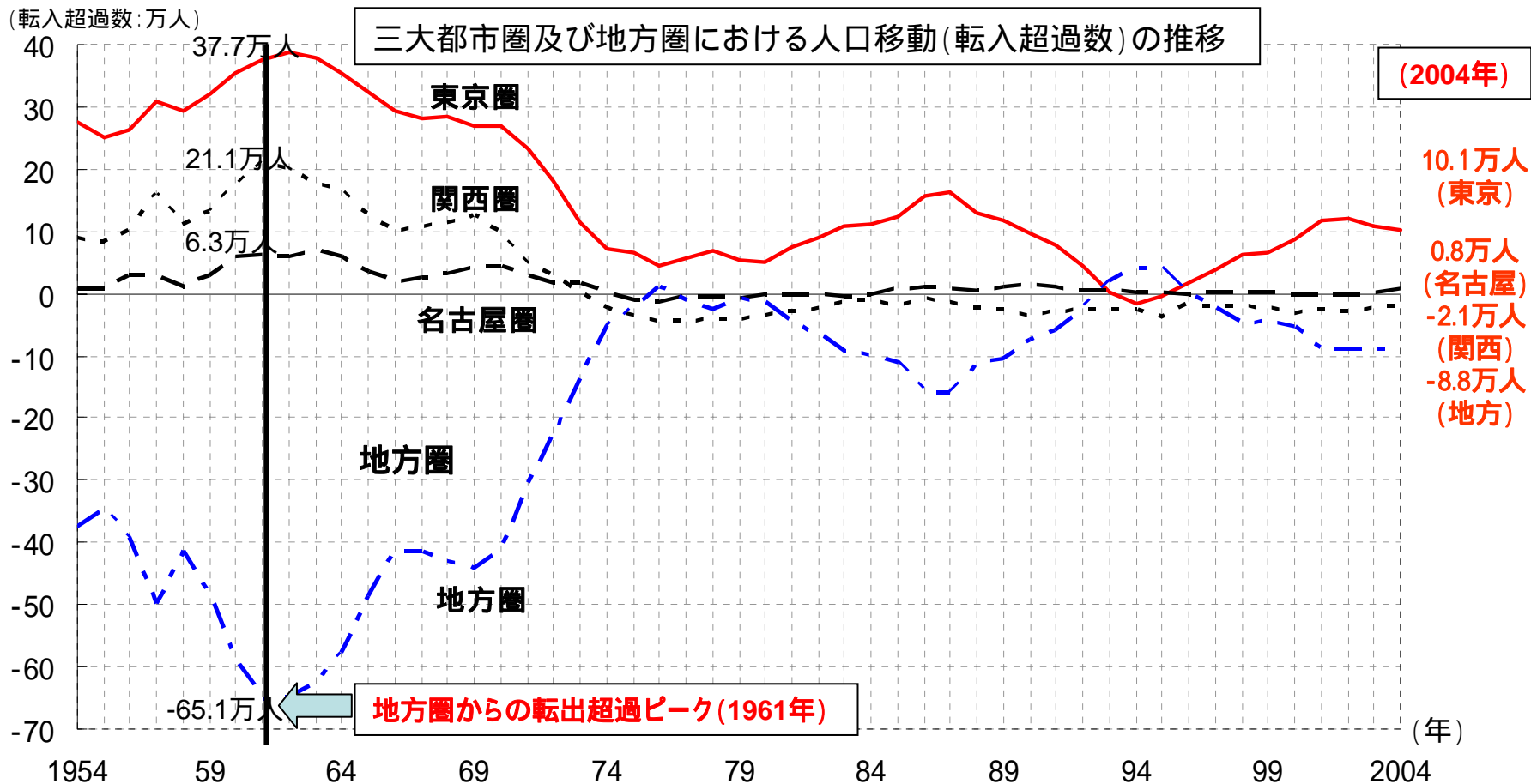
・女性の25～59歳の労働力率はスウェーデン(主要国中で女性の労働力率が最も高い)の1999年の水準まで上昇する。

・男女とも60～64歳の労働力率は、2000年における55～59歳の水準まで上昇する。

# 1. 持続可能な地域社会の姿

地方圏から三大都市圏への人口流出は、1961年の65.1万人をピークに収束傾向にあり、2004年には8.8万人まで減少している。

## [人口の社会移動の推移]



(出典) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」をもとに国土交通省国土計画局作成

(注) 上記の地域区分は以下の通り。

東京圏: 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県    名古屋圏: 岐阜県、愛知県、三重県    関西圏: 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県

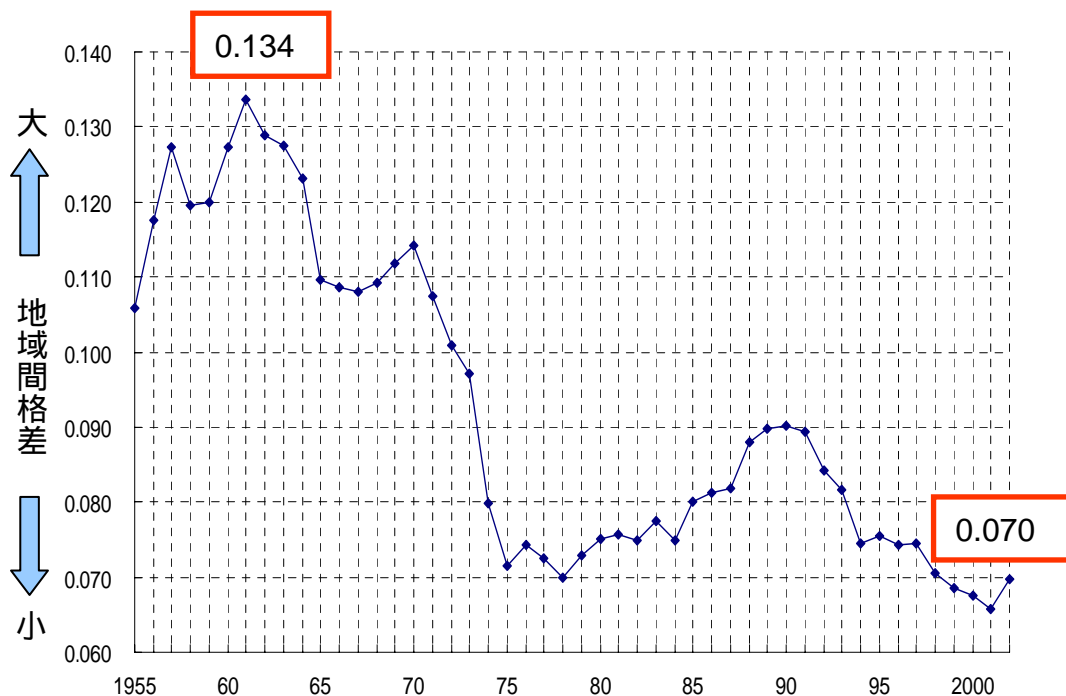
三大都市圏: 東京圏、名古屋圏、関西圏

地方圏: 三大都市圏以外の地域

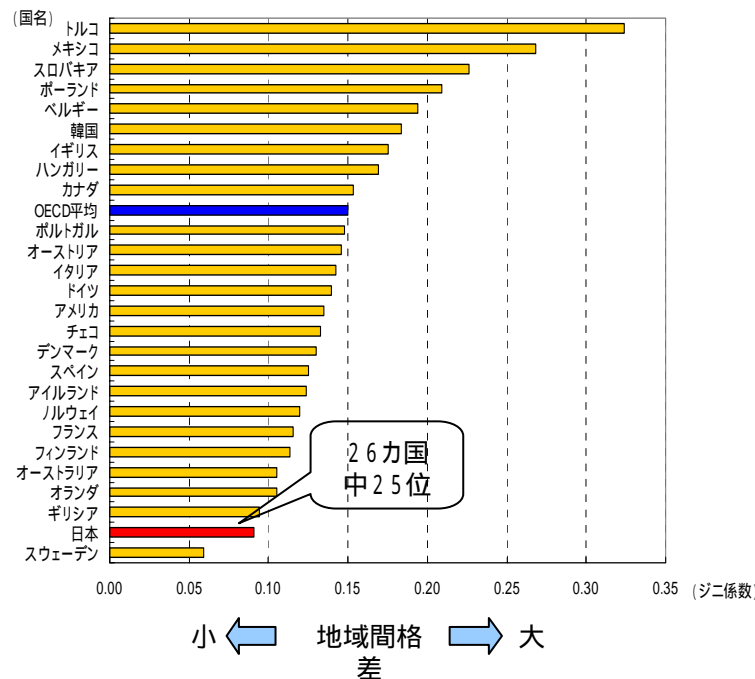
# 1. 持続可能な地域社会の姿

県民所得の地域間格差は大幅に縮小し、我が国は世界的に見ても地域的所得格差は小さい社会といえる状況。

[県民所得で見た地域間所得格差の推移]  
(一人当たり県民所得のジニ係数)



[1人あたりGDPの地域間格差国際比較]



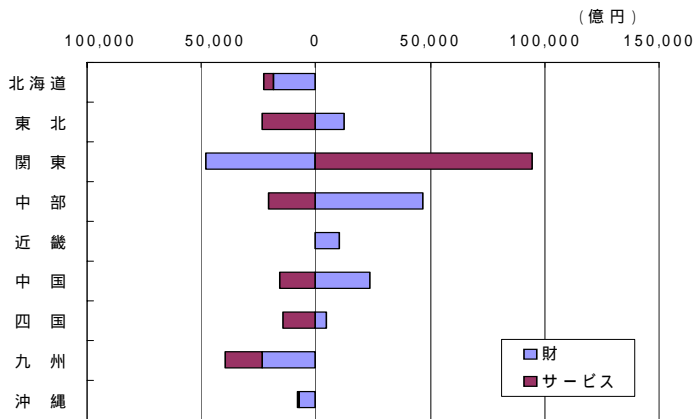
(出典) 内閣府「県民経済計算」、総務省「国勢調査報告」及び「人口推計年報」をもとに国土交通省国土計画局作成  
 (注) 1. ジニ係数とは、分布の偏りを表す指標であり、0から1までの値をとり、1に近いほど地域間の格差が大きいことを示している。  
 2. 1955年度から1970年度の沖縄県の人口は、1955年、60年、65年、70年の数値をもとに算出した5年間の平均増加率により推計した。  
 3. 県民所得は、1955年度から1991年度までが68SNA、1992年度以降が93SNAに基づく数値である。

(出典) OECDデータをもとに国土交通省国土計画局作成。

# 1. 持続可能な地域社会の姿

一方、我が国の経済構造は、地方で製造された財(モノ)が東京圏に集まり、反対にサービスに関しては東京圏で生み出されたものを地方で消費するという東京圏を頂点とする経済構造となっている。

## [地域別国際収支(1995年)]



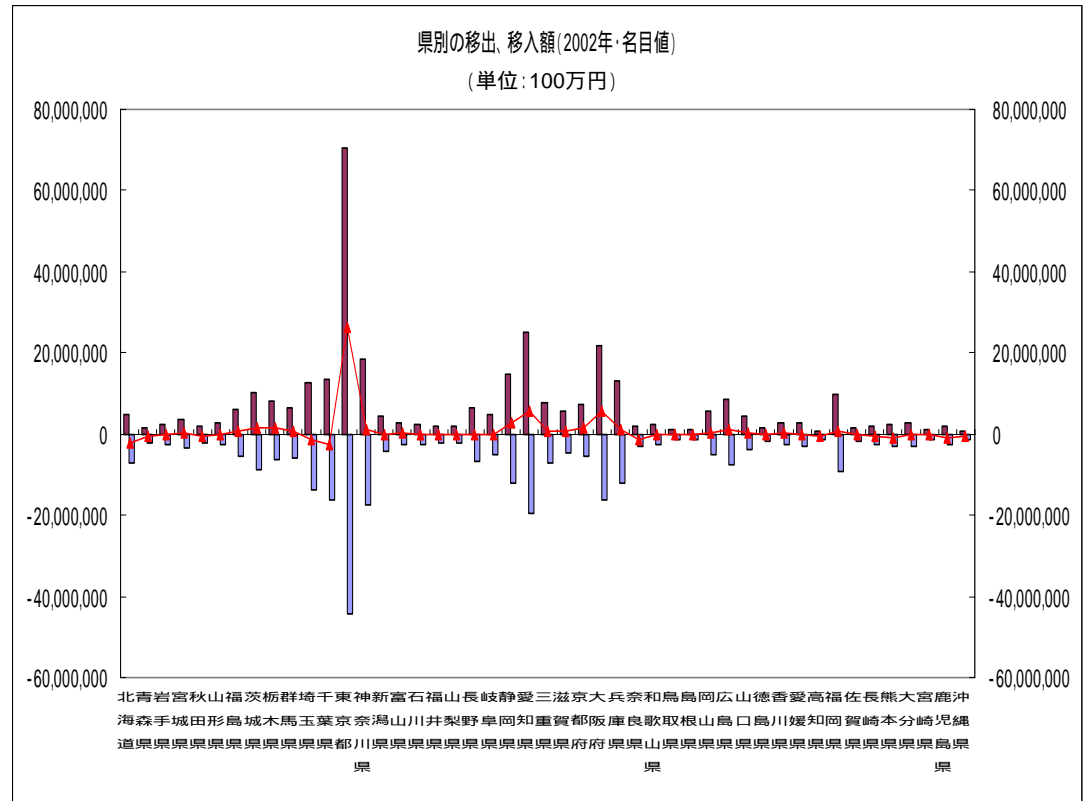
(注) 1. 経済産業省経済産業政策調査部「平成7年地域間産業重要表」(平成13年3月)より作成。

2. 地域区分は以下のとおり。

- 北海道 北海道
- 東北 青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島
- 関東 茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟 山梨 長野 静岡
- 中部 富山 石川 岐阜 愛知 三重
- 近畿 福井 滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山
- 中国 鳥取 島根 岡山 広島 山口
- 四国 徳島 香川 愛媛 高知
- 九州 福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島
- 沖縄 沖縄

3. 国際収支は移出・移入の純移入額で算出。

(出典) 国土交通省国土計画局「国際的拠点都市の形成に関する現状と課題」(2003年3月)より引用。



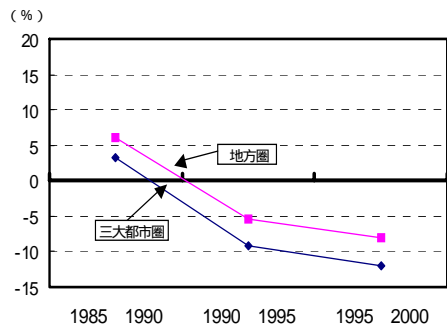
(出典) 内閣府「県民経済計算」をもとに国土交通省国土計画局作成

# 1. 持続可能な地域社会の姿

地方圏においても製造業の減少は大きく、サービス業が雇用を支えているが、近年はサービス業就業者数の増加も緩やかになる傾向にある。

## [製造業の動向]

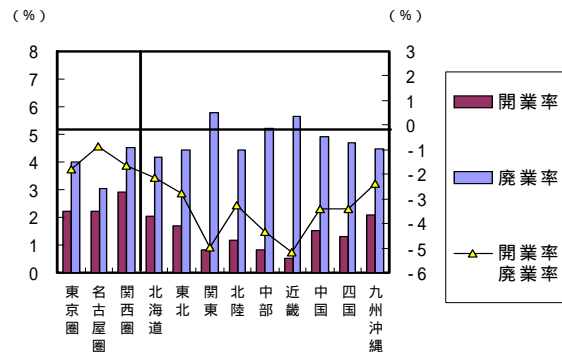
三大都市圏、地方圏別就業者数伸び率の推移



(注) 関東、中部、近畿ブロックの数値は、各々、東京圏、名古屋圏、関西圏の数値を除いたものである。

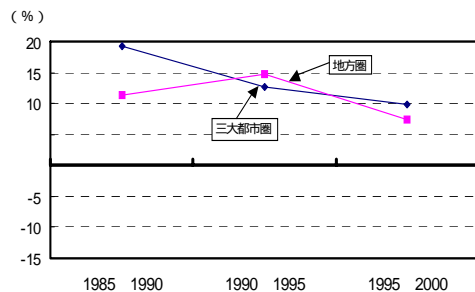
(出典) 各年度国勢調査より国土交通省国土計画局作成。

事業所開廃業率 (1996~2001年平均)



(出典) 平成13年度事業所企業統計調査(総務省)より国土交通省国土計画局作成。

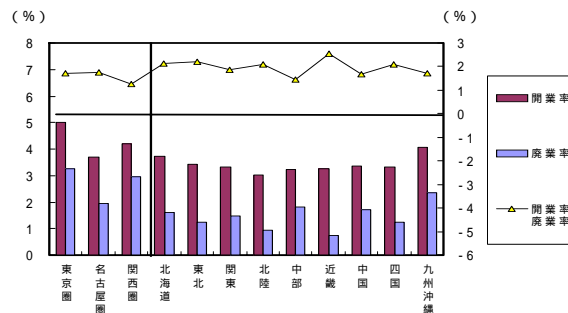
三大都市圏、地方圏別就業者数伸び率の推移



(注) 関東、中部、近畿ブロックの数値は、各々、東京圏、名古屋圏、関西圏の数値を除いたものである。

(出典) 各年度国勢調査より国土交通省国土計画局作成。

事業所開廃業率 (1996~2001年平均)

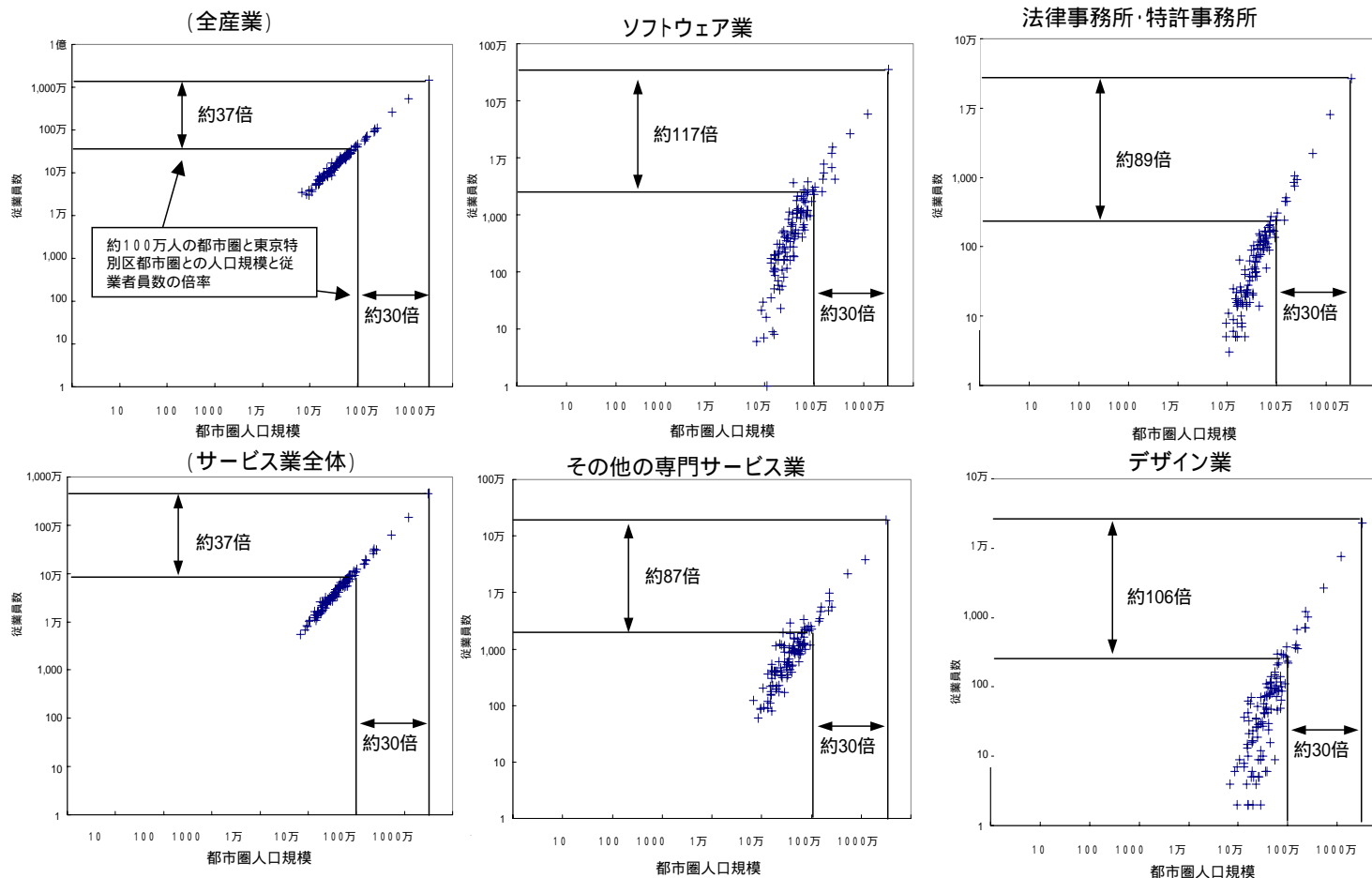


(出典) 平成13年度事業所企業統計調査(総務省)より国土交通省国土計画局作成。

# 1. 持続可能な地域社会の姿

知識財産業の従業員数と都市圏の人口規模には相関が見られ、人口規模が大きいほど知識財産業の従業員数の集積の程度は高まる傾向がある。

## [知識財産業の従業員数と都市圏人口規模の相関]



(出典) 事業所・企業統計(平成12年)より国土交通省国土計画局作成。

(注) ここでの都市圏は「日本の都市圏設定基準」(金本良嗣、徳岡一幸)(2001.7)による。

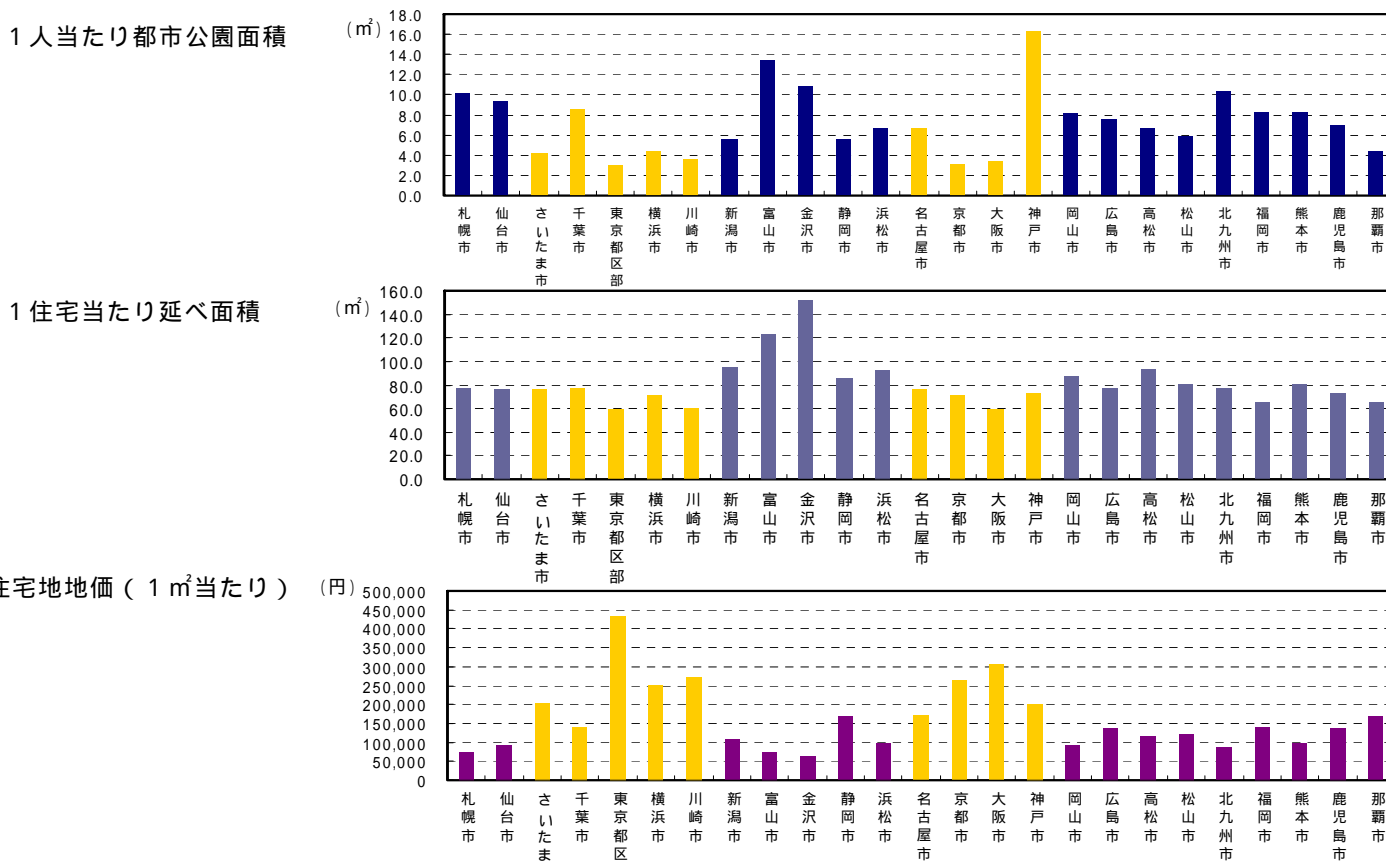


# 1. 持続可能な地域社会の姿

地域の生活環境に関する指標の水準は、大都市圏と地方圏との間で大きな差はなく、むしろ地方圏で優位な項目も多い。

一方、これを都市規模別に見れば、下水道整備率や高速交通ネットワークへのアクセス、ブロードバンドサービスの普及状況等、及び高等教育機関への進学率については、地方圏で低水準にとどまっている。

## [拠点となる都市圏における生活面の指標]

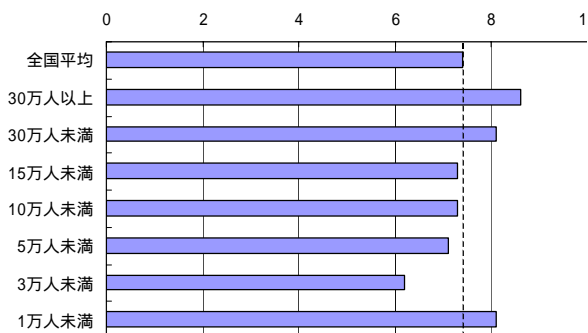


(出典) 都市計画年報、総務省「住宅・土地統計調査」(H10)、各都道府県「地価調査」より国土交通省国土計画局作成。

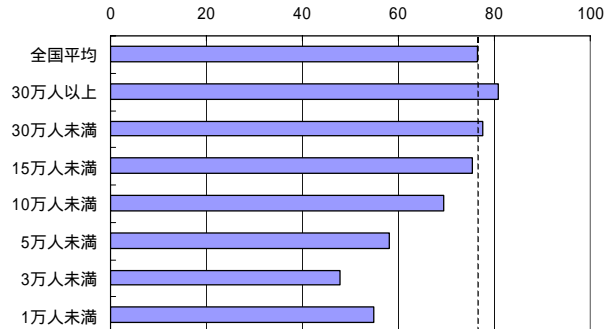
(注) 各図の黄色は三大都市圏中心都市。1人あたり都市公園面積：各都市の都市計画区域において、地方公共団体・国が設置した公園の面積/都市計画区域内人口、1住宅当たり延べ面積：持ち家住宅及び借家住宅の床面積の平均値、住宅地地価：毎年1回実施する基準値の価格調査による、用途が住宅である地点の平均価格。

# 1. 持続可能な地域社会の姿

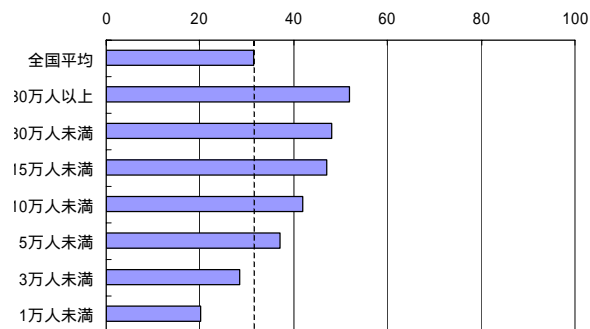
[人口1万人あたりの病院・一般診療所数(件)]



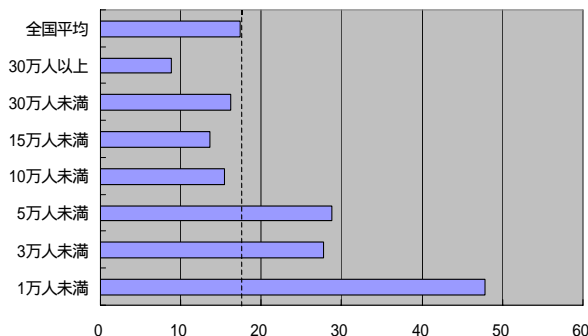
[水洗化率(%)]



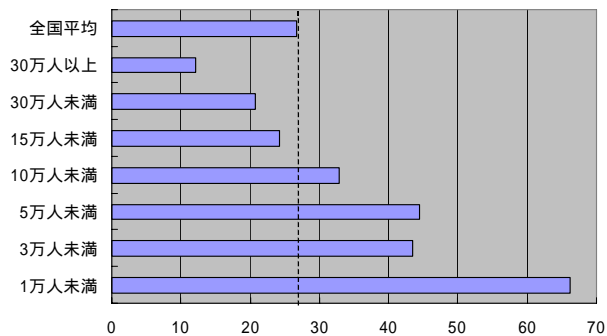
[高校生の進学率(%)]



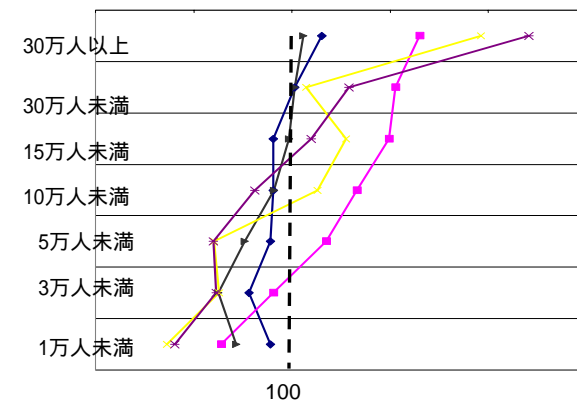
[高速ICアクセス時間(分)]



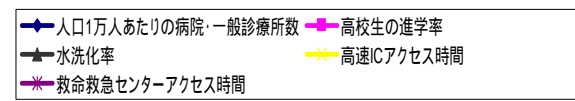
[救命救急センターアクセス時間(分)]



[都市規模別の生活サービス水準]  
(全国平均を100とした場合)



(出典) 国土交通省都市・地域整備局資料をもとに国土交通省国土計画局作成



# 1. 持続可能な地域社会の姿

[人口規模別ブロードバンドサービスの普及状況(平成17年3月末現在)]

(%)

|                  | FTTHサービス<br>普及状況 |      | ADSLサービス<br>普及状況 |      | ケーブルインターネット<br>サービス普及状況 |      |
|------------------|------------------|------|------------------|------|-------------------------|------|
|                  | 提供済み             | 未提供  | 提供済み             | 未提供  | 提供済み                    | 未提供  |
| 5万人超(478団体)      | 93.1             | 6.9  | 100.0            |      | 80.8                    | 19.2 |
| 1万人～5万人(1,186団体) | 36.5             | 63.5 | 99.7             | 0.3  | 30.4                    | 69.6 |
| 5千人～1万人(783団体)   | 11.6             | 88.4 | 92.3             | 7.7  | 18.0                    | 82.0 |
| 5千人以下(676団体)     | 3.0              | 97.0 | 54.7             | 45.3 | 13.3                    | 86.7 |

(注1)ここでのブロードバンドサービスとは、ADSL、FTTH、ケーブルインターネット、FWAを指す

(注2)提供市町村数は、提供事業者がホームページ等で公開している情報を基に総務省で集計したもの

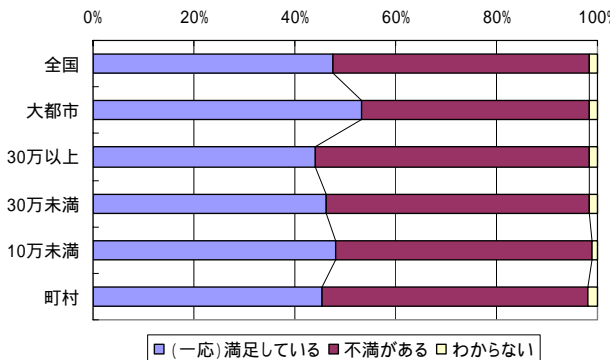
(注3)全国市町村数については、平成16年4月1日現在

(出典)平成17年度情報通信白書 <http://www.johotsusintokei.soumu.go.jp/whitepaper/ja/h17/index.html>をもとに国土交通省国土計画局作成

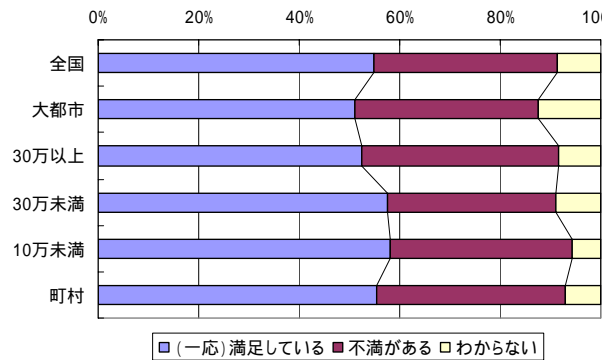
# 1. 持続可能な地域社会の姿

行政が提供する社会的サービス・公共施設に関する住民ニーズは、公共交通機関と防災施設への満足度に差が見られるが、その他のサービス・施設には特に目立った違いは見られない。

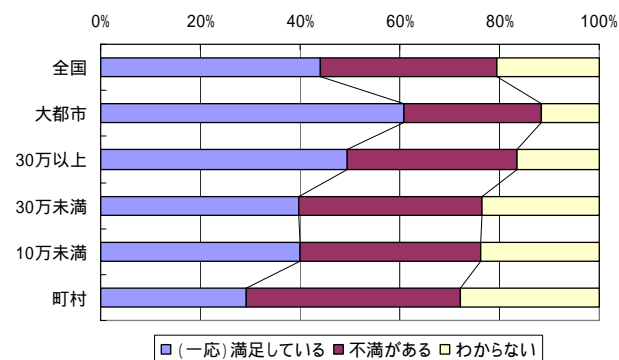
[住宅周辺の道路の満足度]



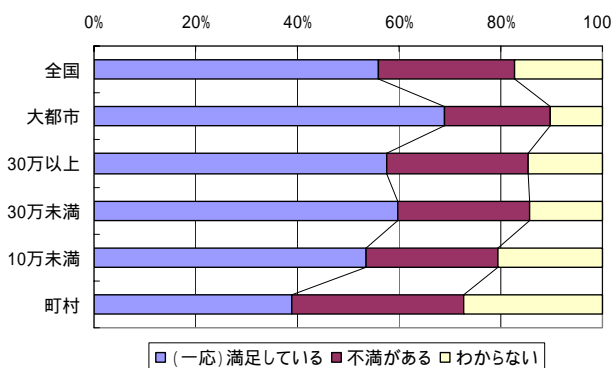
[国道などの幹線道路の満足度]



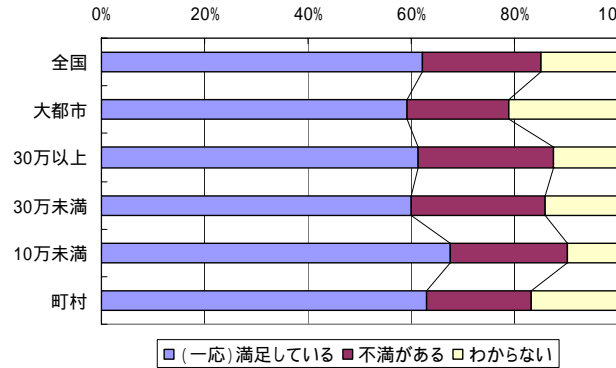
[バスや路面電車の満足度]



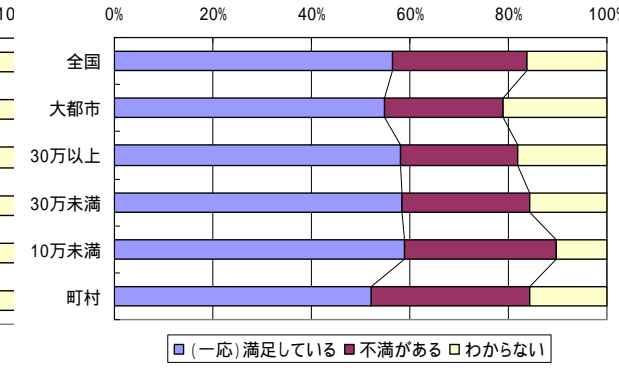
[JRや私鉄・地下鉄の満足度]



[教育・社会教育関係の施設の満足度]

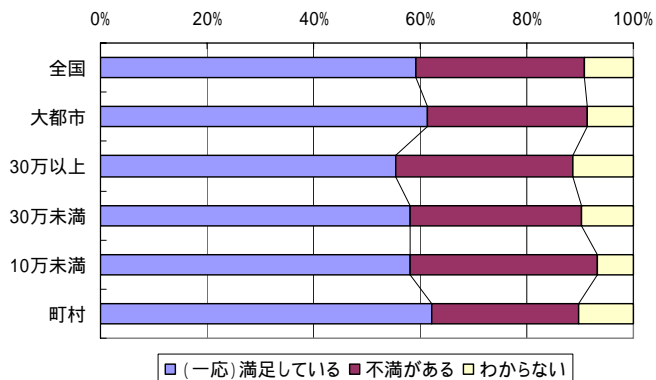


[福祉・厚生関係施設の満足度]

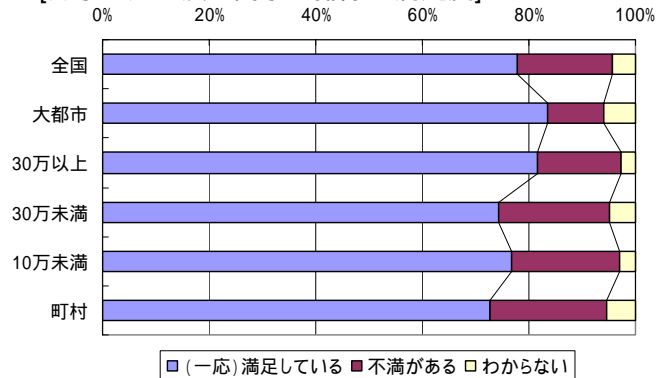


# 1. 持続可能な地域社会の姿

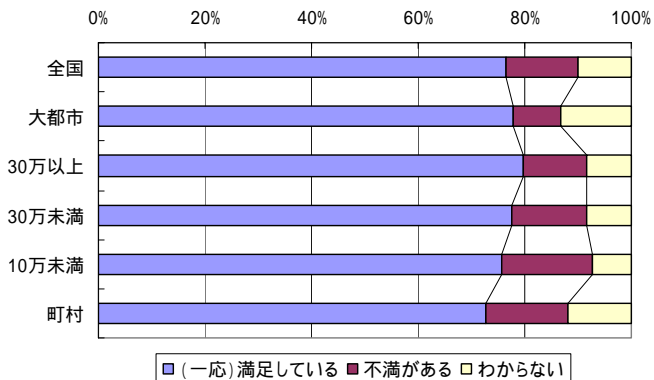
[公園などの施設の満足度]



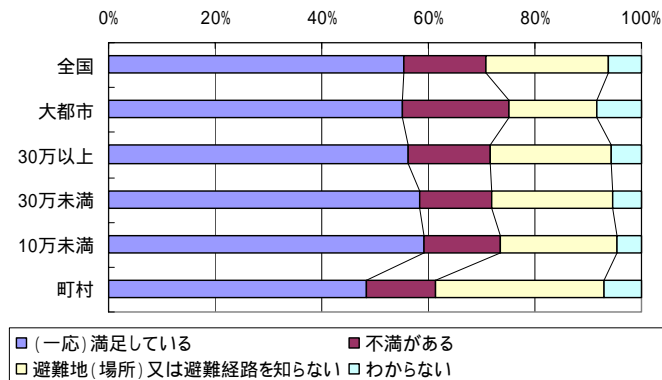
[汚水の処理及び雨水の排除の満足度]



[廃棄物処理施設の満足度]



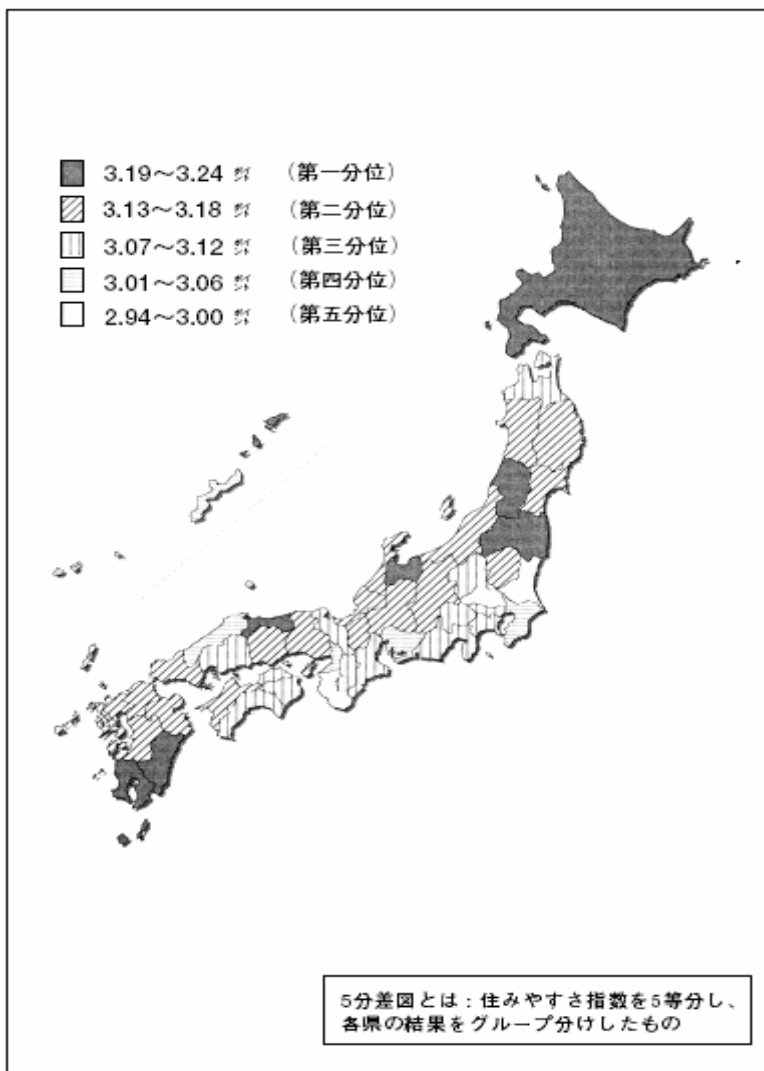
[防災施設の満足度]



(出典) 「社会資本の整備に関する世論調査(平成16年6月)」(内閣府)をもとに国土交通省国土計画局作成

# 1. 持続可能な地域社会の姿

生活環境の暮らしやすさに関しては、多くの機関が様々な視点から評価しており、多様な評価がある



|      |      |
|------|------|
| 北海道  | 3.20 |
| 青森県  | 3.09 |
| 岩手県  | 3.16 |
| 宮城県  | 3.15 |
| 秋田県  | 3.13 |
| 山形県  | 3.22 |
| 福島県  | 3.19 |
| 茨城県  | 2.98 |
| 栃木県  | 3.14 |
| 群馬県  | 3.10 |
| 埼玉県  | 2.94 |
| 千葉県  | 3.01 |
| 東京都  | 3.11 |
| 神奈川県 | 3.08 |
| 新潟県  | 3.15 |
| 富山県  | 3.21 |
| 石川県  | 3.14 |
| 福井県  | 3.18 |
| 山梨県  | 3.09 |
| 長野県  | 3.17 |
| 岐阜県  | 3.14 |
| 静岡県  | 3.12 |
| 愛知県  | 3.06 |
| 三重県  | 3.08 |
| 滋賀県  | 3.13 |
| 京都府  | 3.11 |
| 大阪府  | 3.01 |
| 兵庫県  | 3.15 |
| 奈良県  | 3.07 |
| 和歌山県 | 2.97 |
| 鳥取県  | 3.22 |
| 島根県  | 3.05 |
| 岡山県  | 3.15 |
| 広島県  | 3.07 |
| 山口県  | 3.16 |
| 徳島県  | 3.07 |
| 香川県  | 3.09 |
| 愛媛県  | 3.14 |
| 高知県  | 3.07 |
| 福岡県  | 3.14 |
| 佐賀県  | 3.17 |
| 長崎県  | 3.14 |
| 熊本県  | 3.15 |
| 大分県  | 3.14 |
| 宮崎県  | 3.24 |
| 鹿児島県 | 3.20 |
| 沖縄県  | 3.06 |

「住みやすさ」指数5分位図  
(社団法人 中央調査社による)

注)「生活環境の満足度」をベースに設定された「住みやすさ指数」は、身の回りの生活環境について日常生活(1項目) 医療(1項目) 生活環境(7項目) 安全・整備(4項目) 生活文化(5項目)の5分野、18項目に分けて質問。「満足」「やや満足」「普通」「やや不満」「不満」の5段階で回答を求めた。そして「満足」には5点を与え、順次点数を下げ、「不満」は1点というように点数を掛ける。

例えば「買い物など、日常生活の便利さ」の満足であれば、「満足」の占める割合25.9%と5点を掛け、以下「不満」までを同様に言い、算出された5段階の各数値を各項目の「平均スコア」とした。「買い物など...」の場合、3.63ポイントとなる。この「平均スコア」は、当然、数値の高いものほど満足度が高いといえる。そして「住みやすさ指数」は、この都道府県ごとの「平均スコア」18項目すべてを加算、その上で項目数の18で割った数値であり、全国平均は3.12ポイントとなる。

(出典)社団法人中央調査社HP「暮らし向きや環境についての意識を定点観測」  
<http://www.crs.or.jp/56812.htm>

# 1. 持続可能な地域社会の姿

|    |     |      |    |      |       |    |      |       |     |     |       |
|----|-----|------|----|------|-------|----|------|-------|-----|-----|-------|
| 1  | 栗東  | (滋賀) | 26 | 武生   | (福井)  | 51 | 米子   | (鳥取)  | 76  | 福知山 | (京都)  |
| 2  | 福井  | (福井) | 27 | 渋川   | (群馬)  | 52 | 半田   | (愛知)  | 77  | 土浦  | (茨城)  |
| 3  | 成田  | (千葉) | 28 | 横手   | (秋田)  | 52 | 大府   | (愛知)  | 77  | 太田  | (群馬)  |
| 4  | 立川  | (東京) | 29 | 安城   | (愛知)  | 54 | 白河   | (福島)  | 79  | 水戸  | (茨城)  |
| 5  | 長浜  | (滋賀) | 30 | 厚木   | (神奈川) | 55 | 高岡   | (富山)  | 79  | 豊田  | (愛知)  |
| 6  | 刈谷  | (愛知) | 31 | 御殿場  | (静岡)  | 56 | 黒部   | (富山)  | 81  | 七尾  | (石川)  |
| 7  | 富山  | (富山) | 32 | 山形   | (山形)  | 56 | 田原   | (愛知)  | 81  | 高浜  | (愛知)  |
| 8  | 浦安  | (千葉) | 33 | 美濃加茂 | (岐阜)  | 58 | 多摩   | (東京)  | 83  | 岐阜  | (岐阜)  |
| 8  | 金沢  | (石川) | 34 | 倉吉   | (鳥取)  | 59 | 東温   | (愛媛)  | 83  | 大津  | (滋賀)  |
| 10 | 敦賀  | (福井) | 35 | 名古屋  | (愛知)  | 60 | 芦屋   | (兵庫)  | 85  | 鳥取  | (鳥取)  |
| 11 | 真岡  | (栃木) | 35 | 大阪   | (大阪)  | 61 | 府中   | (東京)  | 86  | 山口  | (山口)  |
| 12 | 守谷  | (茨城) | 37 | 下松   | (山口)  | 61 | 長岡   | (新潟)  | 87  | 盛岡  | (岩手)  |
| 13 | 鳥栖  | (佐賀) | 38 | 三田   | (兵庫)  | 63 | 岩沼   | (宮城)  | 88  | 八千代 | (千葉)  |
| 14 | 戸田  | (埼玉) | 39 | 甲府   | (山梨)  | 63 | 茅野   | (長野)  | 89  | 小山  | (栃木)  |
| 15 | 朝来  | (兵庫) | 40 | つくば  | (茨城)  | 65 | 徳島   | (徳島)  | 89  | 四日市 | (三重)  |
| 16 | 日進  | (愛知) | 41 | 小牧   | (愛知)  | 66 | 大垣   | (岐阜)  | 91  | 千歳  | (北海道) |
| 17 | 碧南  | (愛知) | 42 | 藤沢   | (神奈川) | 67 | 浜松   | (静岡)  | 91  | 豊川  | (愛知)  |
| 18 | 砺波  | (富山) | 42 | 岡崎   | (愛知)  | 68 | 西尾   | (愛知)  | 93  | 福岡  | (福岡)  |
| 19 | 武蔵野 | (東京) | 44 | 高山   | (岐阜)  | 69 | 御前崎  | (静岡)  | 94  | 鎌倉  | (神奈川) |
| 20 | 守山  | (滋賀) | 44 | 津    | (三重)  | 69 | 近江八幡 | (滋賀)  | 94  | 魚津  | (富山)  |
| 21 | 高松  | (香川) | 46 | 町田   | (東京)  | 71 | 彦根   | (滋賀)  | 94  | 小松  | (石川)  |
| 22 | 駒ヶ根 | (長野) | 47 | 箕面   | (大阪)  | 72 | 豊明   | (愛知)  | 97  | 北上  | (岩手)  |
| 23 | 鯖江  | (福井) | 48 | 諏訪   | (長野)  | 73 | 泉佐野  | (大阪)  | 97  | 久居  | (三重)  |
| 24 | 高崎  | (群馬) | 48 | 桑名   | (三重)  | 74 | 海老名  | (神奈川) | 99  | 袋井  | (静岡)  |
| 25 | 宇都宮 | (栃木) | 50 | 草津   | (滋賀)  | 75 | 松本   | (長野)  | 100 | 八王子 | (東京)  |

住みよさランキング総合順位  
(東洋経済新報社による)

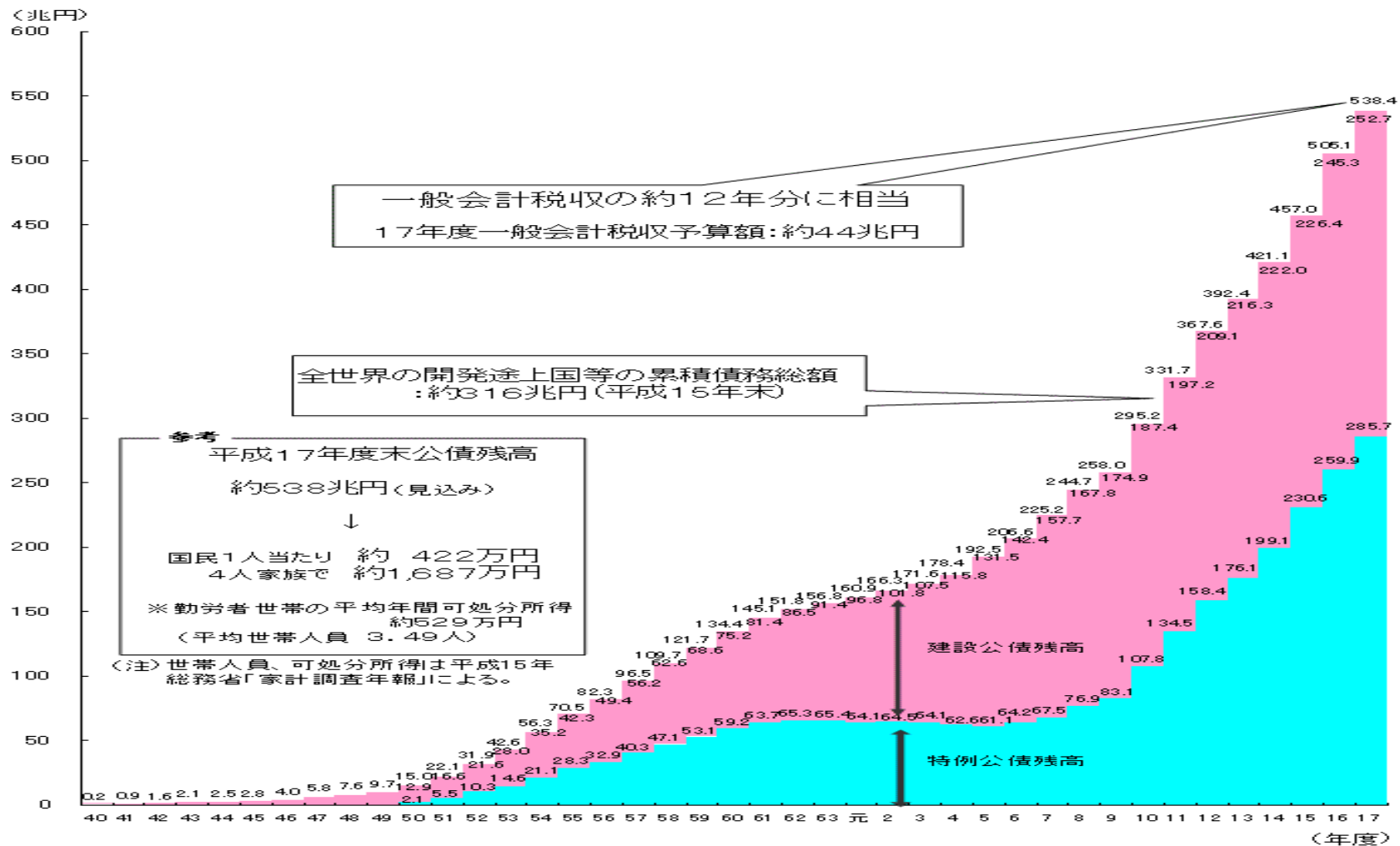
# 1. 持続可能な地域社会の姿

|                    | 国土総合開発法  | 全国総合開発計画(全総)   | 新全国総合開発計画(二全総)   | 第三次全国総合開発計画(三全総)  | 第四次全国総合開発計画(四全総)  | 21世紀の国土のグランドデザイン   |                            |
|--------------------|--|--|--|---|---|--|----------------------------|
| 策定<br>目標年次<br>時代背景 | 昭和25年(1950)制定  | 昭和37年(1962)<br>昭和45年(1970)   | 昭和44年(1969)<br>昭和60年(1985)   | 昭和52年(1977)<br>昭和52年からおおむね10年間  | 昭和62年(1987)<br>おおむね平成12年(2000年)   | 平成10年(1998)<br>平成22～27年(2010～2015年)  |                            |
| 基本目標               | 戦後復興期<br>(目的)国土を総合的に利用し、開発し、及び保全し、並びに産業立地の適正化を図り、併せて社会福祉の向上に資すること(第1条) | 高度成長期<br><地域間の均衡ある発展><br>都市の過大化の防止と地域格差の是正<br>自然資源の有効利用<br>資本、労働、技術等の諸資源の適切な地域配分   | 高度成長期<br><豊かな環境の創造><br>人間と自然との調和、自然の恒久的保護、保存<br>開発の基礎条件整備による開発可能性の国土土への拡大均衡化<br>地域特性を活かした開発整備による国土利用の再編成と効率化<br>安全、快適、文化的環境条件の整備保全 | 安定成長期<br><人間居住の総合的環境の整備><br>居住環境の総合的整備<br>国土の保全と利用<br>経済社会の新しい変化への対応                | (バブル経済期)<br><多極分散型国土の構築><br>定住と交流による地域の活性化<br>国際化と世界都市機能の再編成<br>安全で質の高い国土環境の整備  | 低成長期<br><多軸型国土構造形成の基礎づくり><br>自立の促進と誇りの持てる地域の創造<br>国土の安全と暮らしの安心の確保<br>恵み豊かな自然の享受と継承<br>活力ある経済社会の構築<br>世界に開かれた国土の形成  |                            |
| 開発方式等              |  | <拠点開発構想><br>目標達成のため工業の分散を図ることが必要であり、東京等の既成大集積と関連させつつ開発拠点を配置し、交通通信施設によりこれを有機的に連絡させ相互に影響させると同時に、周辺地域の特性を生かしながら連鎖反応的に開発をすすめる、地域間の均衡ある発展を実現する。 | <大規模プロジェクト構想><br>新幹線、高速道路等のネットワークを整備し、大規模プロジェクトを推進することにより、国土利用の偏在を是正し、過密過疎、地域格差を解消する。  | <定住構想><br>大都市への人口と産業の集中を抑制する一方、地方を振興し、過密過疎問題に対処しながら、全国土の利用の均衡を図りつつ人間居住の総合的環境の形成を図る。 | <交流ネットワーク構想><br>多極分散型国土を構築するため、地域の特性を生かしつつ、創意と工夫により地域整備を推進、基幹的交通、情報・通信体系の整備を国自らあるいは国の先導的な指針に基づき全国にわたって推進、多様な交流の機会を国、地方、民間諸団体の連携により形成。 | <参加と連携><br>多様な主体の参加と地域連携による国土づくり<br>(4つの戦略)<br>1 多自然居住地域(小都市、農山漁村、中山間地域等)の創造<br>2 大都市のリノベーション(大都市空間の修復、更新、有効活用)<br>3 地域連携軸(軸上に連なる地域連携のまとまり)の展開<br>4 広域国際交流圏(世界的な交流機能を有する圏域)の形成 |                            |
| 主な実施法等             | 地域振興等  | 離島振興法(昭28)、奄美群島振興開発特別措置法(昭29)、後進地域公共事業特別法(昭36)、産炭地域振興臨時措置法(昭36) 平13失効  | 豪雪地帯対策特別措置法(昭37)、辺地法(昭37)、山村振興法(昭40)   | 過疎地域対策基本措置法(昭45)、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭44)  | 過疎地域振興特別措置法(昭55)、半島振興法(昭60)   | リゾート法(昭62)、多極法(昭63)、過疎地域活性化特別措置法(平2) 地方拠点法(平4)、特定農山村法(平5)  |                            |
|                    | 産業立地・振興  | 工場立地法(昭34)、低開発地域工業開発促進法(昭36)   | 新産業都市建設促進法(昭37)・工業整備特別地域整備促進法(昭39) いずれも平13廃止   | 農村地域工業導入促進法(昭46)、工業再配置促進法(昭47)  | テクノポリス法(昭58) 平11廃止、民活法(昭61)   | 頭脳立地法(昭63) 平11廃止、特定産業集積活性化法(平9)  |                            |
|                    | 大都市圏   | 首都圏整備法(昭31)、首都圏工業等制限法(昭34) 平14廃止   | 近畿圏整備法(昭38)、中部圏開発整備法(昭41)、近畿圏工場等制限法(昭39) 平14廃止   | 筑波研究学園都市法(昭45)  |   | 関西学研都市法(昭62)、大阪湾ベイエリア法(平4)   |                            |
|                    | 地方圏  | 北海道開発法(昭25)、東北開発促進法(昭32)、北陸地方開発促進法(昭35)、四国地方開発促進法(昭35)、中国地方開発促進法(昭35)、九州地方開発促進法(昭35) 北海道以外は平17廃止   |  | 沖縄振興開発特別措置法(昭46)  |   |  |                            |
|                    | 土地   |  |  | 国土利用計画法(昭49)  |   | 土地基本法(平1)  |                            |
|                    | 社会資本整備   | 空港整備法(昭31)、雪寒法(昭31)、国幹道建設法(昭32)、道路整備緊措法(昭33)、治山治水緊措法(昭35)、港湾整備緊措法(昭36)   | 奥地等産業開発道路法(昭39)、交通安全施設法(昭41)、住宅建設計画法(昭41)、下水道整備緊措法(昭42)  | 全国新幹線鉄道整備法(昭45)、都市公園整備緊措法(昭47)、廃棄物処理施設整備緊措法(昭47)                                    |   |  | PFJ法(平11)、社会資本整備重点計画法(平15) |
|                    | 公害・環境  |  | 公害対策基本法(昭42) 平5廃止、大気汚染防止法(昭43)、騒音規制法(昭43)  | 水質汚濁防止法(昭45)、自然環境保全法(昭47)   |   | 環境基本法(平5)  |                            |



# 1. 持続可能な地域社会の姿

公債残高は平成17年度末には約538兆円にのぼる。

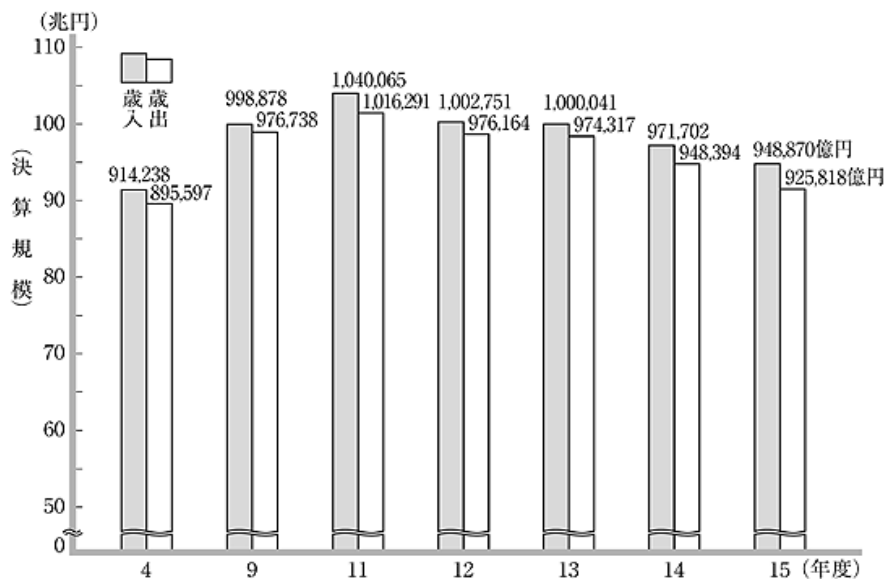


(出典)財務省ホームページ「財政問題に関する特集」をもとに国土交通省国土計画局作成

# 1. 持続可能な地域社会の姿

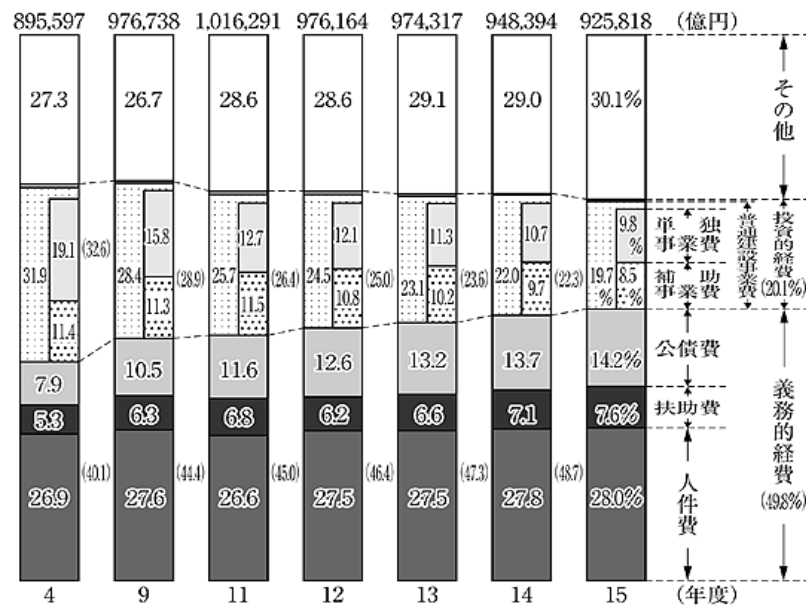
地方財政の規模は近年縮小しており、その内訳においても義務的経費の割合が増加している。

[決算規模の推移]



(出典) 総務省「平成17年度地方財政白書」

[性質別歳出純計決算額の構成比の推移]



(注) ( ) 内の数値は、義務的経費及び投資的経費の構成比である。

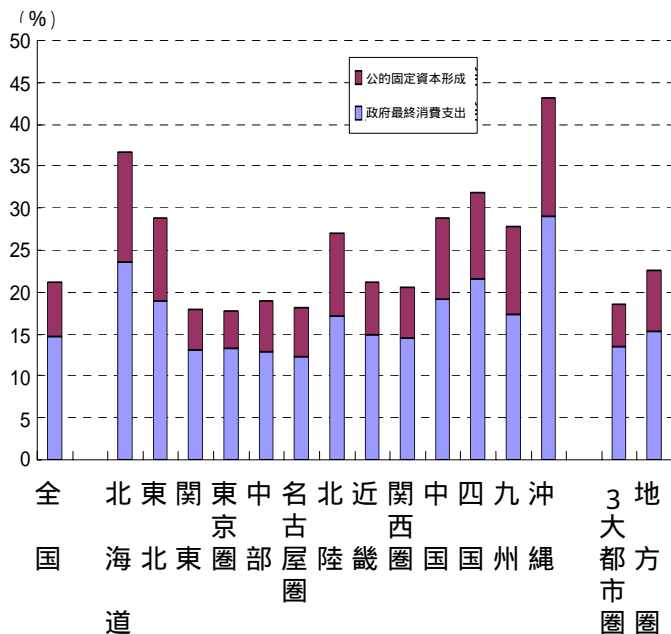
(出典) 総務省「平成17年度地方財政白書」

# 1. 持続可能な地域社会の姿

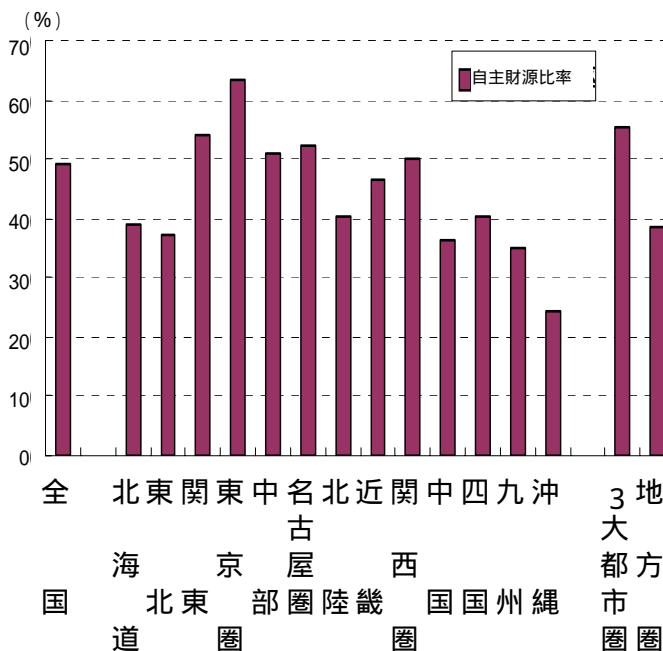
県内総支出に占める公的支出の割合は地方圏で高い一方、自主財源比率は地方圏で低い。

[県内総支出に占める公的支出の割合、自主財源比率]

県内総支出に占める公的支出の割合 (2000年)



自主財源比率 (2000年)



(出典) 内閣府「県民経済計算」をもとに国土交通省国土計画局作成。

(注) 「自主財源比率」とは、歳出決算総額に占める自主財源(地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料など地方公共団体の意思で、ある程度収入額を増減できる自前の財源)額の割合を示す。自主財源と対になる概念として、依存財源(地方交付税、国庫支出金、地方譲与税、地方債など国等の意思により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入)がある。

# 1. 持続可能な地域社会の姿

諸外国の地域振興関連施策は、地域の様々な主体が国に対して事業提案を行い、国は自らの戦略に合致する事業を評価・選定する形式や広域的な目的を達成するためのプロジェクトの役割分担を明確化し、選定された事業については、各団体が応分に資金を支出する形式など、地域の自主性は尊重しつつ、国自らの戦略の実現に資するものとなっている。

| 国名     | イギリス  | フランス   | ドイツ  |
|--------|---|--|--|
| 制度・施策名 | 包括再生補助金及び包括的予算制度<br>Single Regeneration Budget and Single Financial Framework   | 計画契約制度<br>Contrat de Plan  | ジョイント・スキーム<br>Gemeinschaftsaufgabe<Joint Responsibilities>   |
| 制度策定背景 | ・細分化した支援制度が硬直化、箱モノ中心の公共投資に始終。<br>・地方分権の流れの中で地域の自主的な施策が可能となる制度が希求。   | ・歴史的に強い基礎自治体であるコミューンが存在し、包括的な国土整備に齟齬(ex. 政府策定計画と州計画の整合性がとれない、都市計画権限を保有するコミューンが細分化、広域行政ニーズへの対応ができない等)。  | ・地域計画は各州個別に行っており、経済水準にばらつきが存在<br>・国全体の経済水準を一定以上に高める必要性があった(特に東西ドイツ統一後の旧東ドイツ地域の経済水準向上)  |
| 法的根拠   | ・包括再生補助金制定法(1994年) 包括財政支援法策定(2000年)<br>・地域開発公社法(1998年)  | ・国土整備及び持続的開発のための基本法(1982年)[ポワオネ法]<br>・コミューン間連携の強化と簡略化に関する法律(1999年)[ジュベスマン法]  | ・ドイツ連邦共和国基本法の改正(1969年)基本法第91a条(連邦法に基づく連邦の協力)、基本法91b条(協定に基づく連邦と諸ラントの協力)   |
| 制度の内容  | ・地域経済の自主的な発展を促すため、コンペ方式による支援制度。支援テーマや支援期間に柔軟性を持たせた。<br>・柔軟性確保のため各省庁に分散していた地域支援制度をSRBに一本化し、政府から独立しているRDAに運用を委託する。<br>・包括的予算制度(SFF)は(2002年~)、SRBを含め11の地域振興のための個別プログラムを統合したもので、さらに省庁毎の制約事項を無くし、地方の自主性に応じた柔軟な運用を可能にしたもの。<br>・SRBでは経済の活性化、環境の改善、住環境の維持増進など幅広いが、SFFでは、経済活性化、雇用増進、技術習得等が主たる目的。 | ・国はポワオネ法に基づく総合サービス計画(SSC)を策定(高等教育及び研究、文化など9分野)、州議会はこれに基づき州整備開発計画(SRADAT)を作成(大規模施設、社会基盤、全体の利益になるサービスの立地等に関する中期的基本方針)。前述の国土整備フレームに基づき、国と州、州とコミューン連合体が計画契約を結ぶ。州とコミューンの計画契約は都市圏契約と特別地域契約の2種類がある。<br>・計画契約制度により、国は包括的な国土整備が可能になった一方、地域でもコミューンレベルから自主的に国土整備についてのニーズを主張する場が形成。<br>・契約で定められた大規模プロジェクトの実施にあたっては、コミューン、県、州、国などの様々な団体からの合同資金調達を可能にした。 | ・それまで州の財源であった所得税・法人税・売上税の50%が連邦政府に移管された(ジョイントスキーム基金)。地域振興政策に関して、連邦政府と各州がともに地域経済支援ルールを設定、交通インフラや下水道処理施設、職業学校や観光などの特定地域のプロジェクトについては、支出の一定割合を共同負担するようになった。これにより連邦政府は州や地域に限定されない政策を展開。<br>・ジョイントスキーム基金は連邦政府と各州代表で構成される計画委員会により運営、配分等が決定される。各州には、支援の受け皿機関として州支援銀行が設置されており、ここを通じて各事業に資金が供給される事業は商業投資および自治体を対象としたインフラ投資の2種類、支援メニューは補助金、税制上の優遇措置、公的資金の貸与、債務保証の4つがある。 |

(出典)国土交通省国土計画局作成

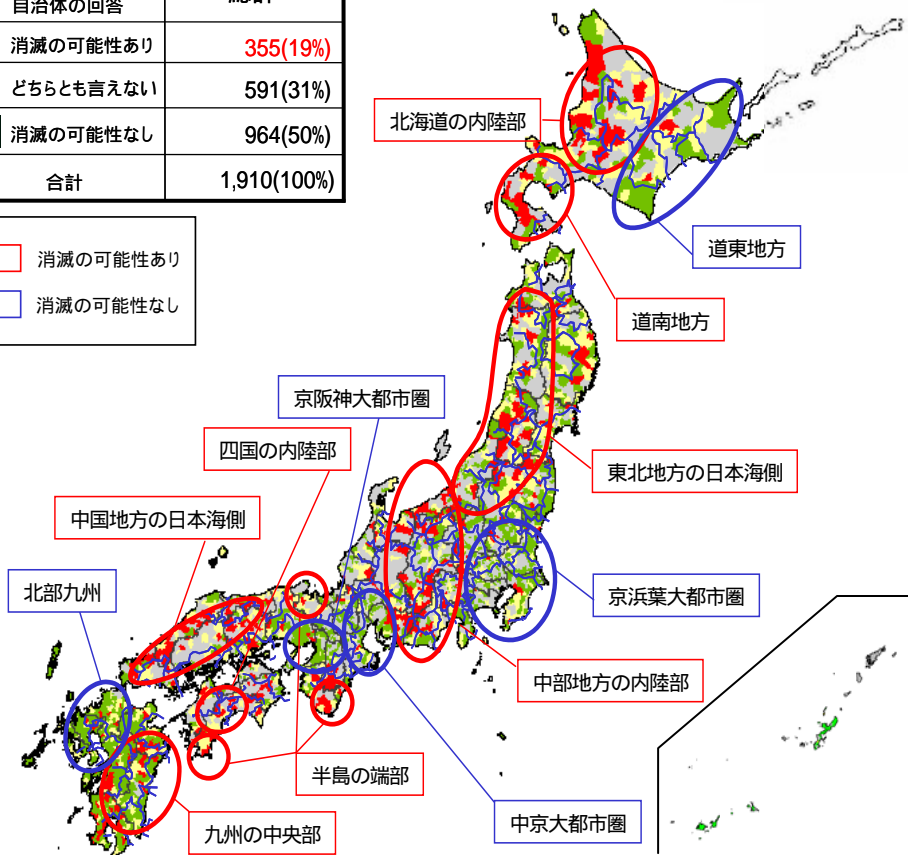
# 1. 持続可能な地域社会の姿

中心的な都市からの遠隔地においては集落の消滅が危惧される地域が広がるなど、基礎的社会サービスの提供が困難な地域の発生や、地域コミュニティの崩壊等の問題に対する懸念が増大している。

[集落消滅の危機感をもつ自治体]

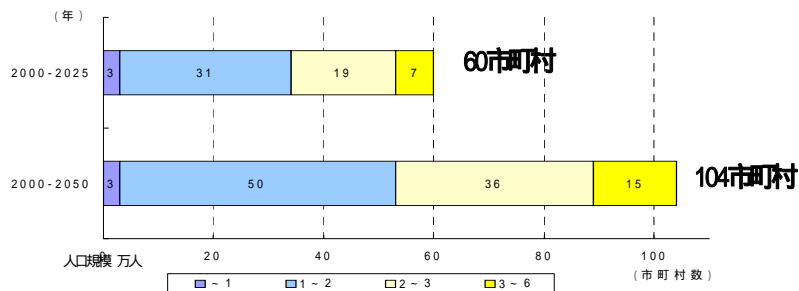
| 集落消滅に関する自治体の回答                                  | 総計          |
|---|-------------|
| <span style="color: red;">■</span> 消滅の可能性あり     | 355(19%)    |
| <span style="color: yellow;">■</span> どちらとも言えない | 591(31%)    |
| <span style="color: green;">■</span> 消滅の可能性なし   | 964(50%)    |
| 合計  | 1,910(100%) |

□ 消滅の可能性あり  
□ 消滅の可能性なし

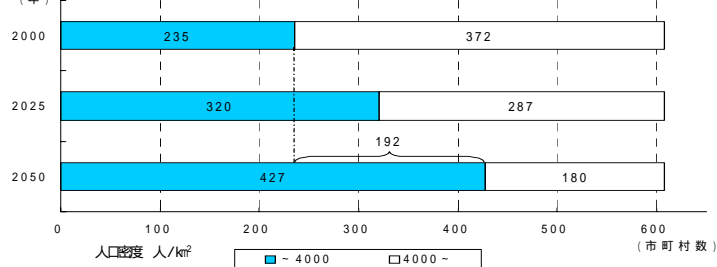


[将来におけるDID消滅市町村数]

域内のDID人口が将来5000人を下回ると見込まれる市町村の増加数：今後50年間で104市町村でDIDが消滅する可能性



域内のDID人口密度が4000人/km<sup>2</sup>を下回る市町村数：今後50年間で192市町村で4000人/km<sup>2</sup>を下回る



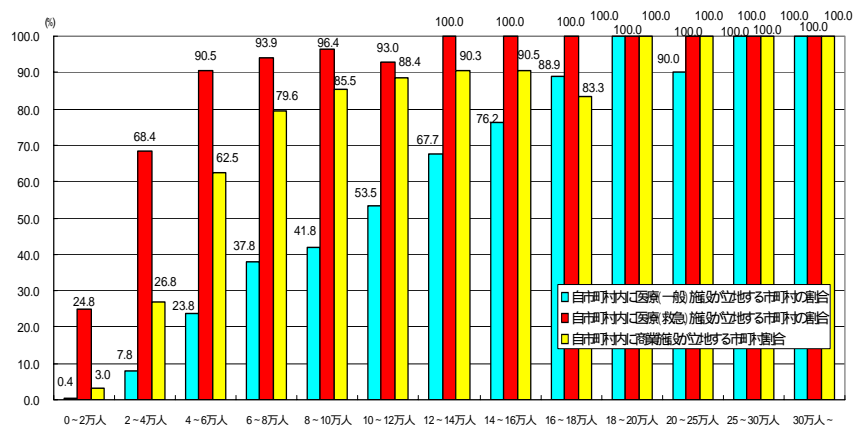
(出典) 総務省「国勢調査報告」をもとに国土交通省国土情報局作成  
 (注) 1. 将来のDID人口の試算は、別途将来推計した市区町村別人口増減率を当該市区町村に属するDIDに一律に適用することにより行った。なお、移動人口は過去の推移に沿って減少していくと仮定した。  
 2. 将来のDID人口密度の試算は、上記により推計した将来のDID人口を2000年のDID面積で除すことにより行った。

# 1. 持続可能な地域社会の姿

現在人口20万人規模以上の中心都市を持つ地域では、ほぼ十分な都市的サービスを楽しむことができるが、今後人口の全国的減少により、1時間圏域内に人口20万人相当規模の中心都市が存在しない地域が一層拡大することも見込まれる。

今後の人口減少により、中心都市の人口が20万人相当規模を維持できなくなった場合にも、1時間圏域30万人前後の人口規模が確保されるのであれば、圏域内での機能分担と相互補完により都市的サービスの提供が可能であると考えられる。

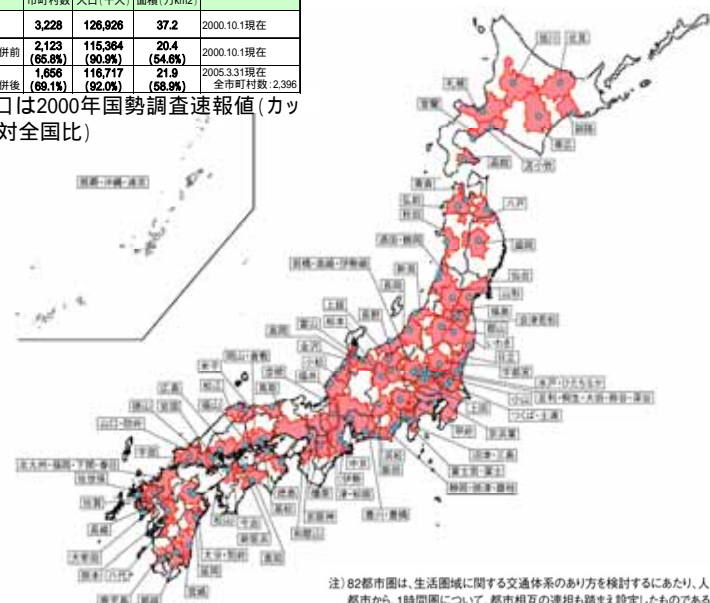
[自市町村内に医療・商業施設が立地する市町村の割合]



[交通1時間圏・人口30万人前後の都市圏(82都市圏)]

|        | 市町村数  | 人口(千人)  | 面積(万km2) |              |
|--------|-------|---------|----------|--------------|
| 全国     | 3,228 | 126,926 | 37.2     | 2000.10.1現在  |
| 都市圏内   | 2,123 | 115,364 | 20.4     | 2000.10.1現在  |
| (参考)   | 1,656 | 116,717 | 21.9     | 2005.3.31現在  |
| 市町村合併後 |       |         | (58.9%)  | 全市町村数: 2,396 |

注)人口は2000年国勢調査速報値(カッコ内は対全国比)



| 市町村数 | 0-2万人 | 2-4万人 | 4-6万人 | 6-8万人 | 8-10万人 | 10-12万人 | 12-14万人 | 14-16万人 | 16-18万人 | 18-20万人 | 20-25万人 | 25-30万人 | 30万人- | 全体    |
|------|-------|-------|-------|-------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|-------|
| 市町村数 | 2,218 | 421   | 168   | 98    | 55     | 43      | 31      | 21      | 18      | 9       | 20      | 20      | 85    | 3,207 |

(出典) 総務省「国勢調査報告」等をもとに国土交通省国土計画局作成。  
 (注) ここでいう医療・商業施設とは以下のとおり。  
 医療(一般): 重要性、ニーズの高い116の診療科目(内科、呼吸器科、消化器科(胃腸科)、循環器科、小児科、精神科、外科、整形外科、脳神経外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、UIC、リハビリ科、麻酔科)  
 医療(救急): 救命救急センター若しくは救急告示病院  
 商業: 店舗面積1万㎡以上の百貨店、スーパー、ショッピングセンター若しくは寄合百貨店

注) 82都市圏は、生活圏に関する交通体系のあり方を検討するにあたり、人口10万人程度以上の都市から、1時間圏について、都市相互の連担も踏まえ設定したものである。  
 なお、人口は国勢調査(2000年)、道路ネットワークはデジタル道路地図(2002年3月版)による。

(出典) 『新しい国のかたち「二層の広域圏」を支える総合的な交通体系 最終報告』

# 1. 持続可能な地域社会の姿

集落人口の減少により地域の担い手が不足し、社会的機能の維持が困難になった地域では、直接支払制度や緑の雇用制度により地域社会の維持と国土の管理を行っている事例がある。

## 《中山間地域等直接支払制度》

### 【概要】

中山間地域等において、水資源の涵養等の多面的機能を確保するため、耕作放棄地の発生防止等の適切な農業生産活動等に対して、一定の条件の下で直接支払いを実施する制度で、平成12年度から実施されている。

対象地域は、特定農山村法等地域振興立法8法指定地域及び知事が定める特認地域で、急傾斜地、緩傾斜地、小区間・不整形な水田、高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農地等を対象に、集落協定又は個別協定に基づき5年間以上継続して行われる農業生産活動などを行う農業者・第3セクター等に対し、交付金を交付する制度。交付金は集落の代表者に一括して支払われ、また、どのような活動を行うかは集落の主体性に任されている(ex.水路や農道の管理、農地の法面点検、周辺林地の除草刈り、景観作物の作付けなど)。交付金の支払いについては、急傾斜地で田:21,000円、畑11,500円、緩傾斜地で田:8000円、畑3,500円等の通常単価(10a当たり)が設定されている。

### 【実績】

平成16年度では、対象農用地がある市町村の93%に相当する市町村約1,900市町村で交付金が交付されている。締結された協定は約33,000件、協定締結面積は約66万haで制度対象農用地の85%にのぼっている。交付金額は全国で約549億円となっている。

締結された協定数

|      | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | H15→H16増減(率) |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------------|
| 集落協定 | 25,621 | 31,462 | 32,747 | 33,137 | 33,331 | 194増(0.6%増)  |
| 個別協定 | 498    | 605    | 629    | 638    | 638    | -            |
| 合計   | 26,119 | 32,067 | 33,376 | 33,775 | 33,969 | 194増(0.6%増)  |

※ 集落協定とは、直接支払いの対象となる農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定であり、個別協定とは、認定農業者等が農用地の所有権等を有する者との間において利用権の設定等や農作業受委託契約に基づき締結する協定である。

# 1. 持続可能な地域社会の姿

## 《森林税》

### 【概要】

2000年4月の地方分権一括法の施行に伴う地方公共団体による法定外目的税の新設緩和など、課税自主権の拡大が契機となって、都道府県において森林の整備・保全、水源かん養を目的とする新税の創設が実施、検討されている。

### 【実績】

平成17年9月現在、13の県において導入、28都道県で導入検討中である。導入済の県では、目的税ではなく県民税の超過課税の形式が主流である。例えば、高知県では超過課税として県民一人当たり500円を徴収している。

(出典)各種新聞資料をもとに国土交通省国土計画局作成

## 《緑の雇用担い手育成対策》

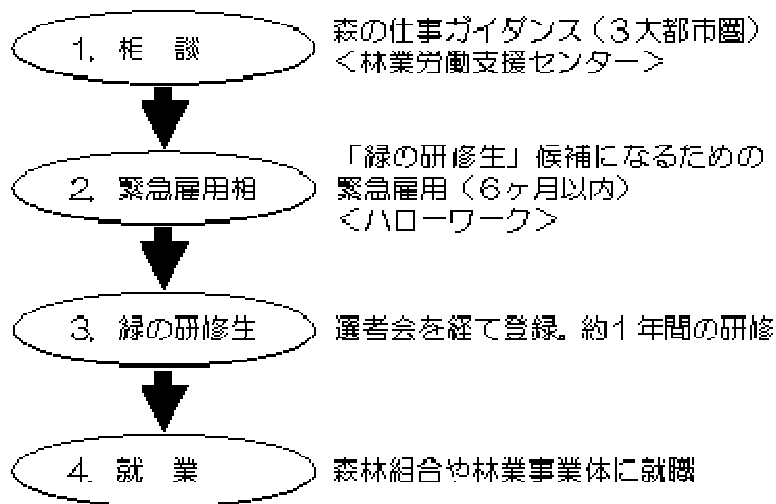
### 【概要】

地球温暖化防止森林吸収源10ヶ年対策を推進していくためにも重要となる林業就業者の地域への定着を図り、森林整備の担い手の確保、育成を図ることを目的に、平成14年度から実施されている事業(平成16年度から本格制度化)。

林業に新規就業を希望する者は、各都道府県の林業労働力確保支援センターの就業相談と実施研修を受けた後、緊急雇用対策を活用してトライアル就業をし、その後、緑の研修生として全国各地の林業事業体で約1年間OJT研修等を受けることで、本格的な担い手を確保・育成する。

### 【効果】

平成15年度には、都道府県において、緊急雇用対策として約16,000人が新規就業、平成16年度には約480の林業事業体により、2,500人を超える緑の研修生に対する研修が実施され、このうち2,268人が研修全課程を修了し、平成17年4月以降約2,000人が本格的に林業に就業している。



(出典)林野庁資料をもとに国土交通省国土計画局作成



# 1. 持続可能な地域社会の姿

## [最近の主な論調]

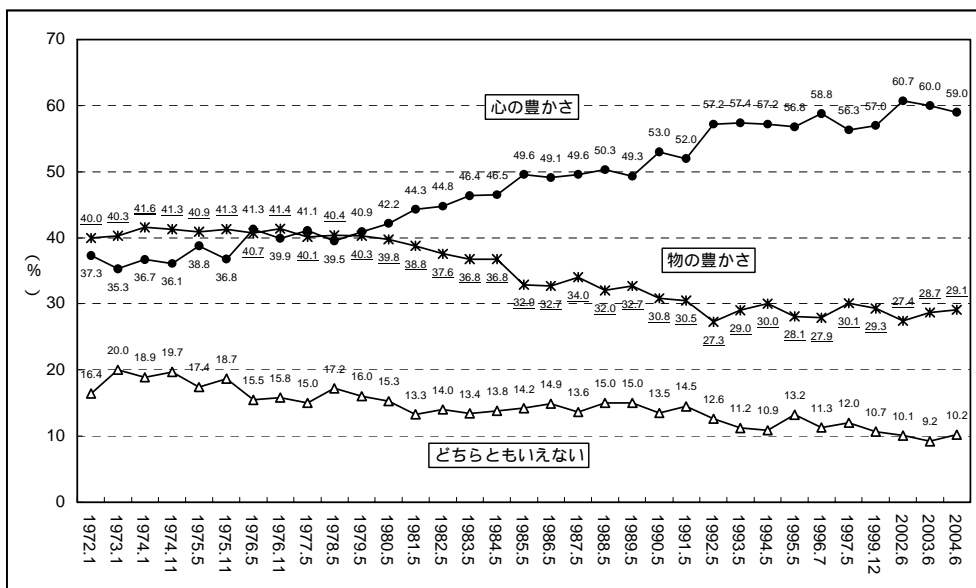
| 分類  | 内 容   | 資料* |
|---|---|-----|
| これまでの取組の評価  | 条件不利地域への支援方策として「国土の均衡ある発展」自体は誤りではなかったと考える                               | b   |
|   | 地域振興制度の体系化が必要である  | b   |
|   | 条件不利地域に対する多数の法律に基づく個別事業実施は非効率ではないか                                      | a   |
|   | 市町村区域全体を過疎地域と捉える仕組みや基準そのものを見直すべきである                                     | f   |
|   | 県・市町村単位の行政から脱却して集落単位の行政を持つ柔軟性も必要ではないか                                   | f   |
|   | 条件不利地域への支援方策は、補助金付けでなく、雇用の場の確保などを支援すべきである                               | b   |
|   | 地域のやる気に関係なく、過疎地域であるという理由だけの支援はよくない                                      | f   |
| 国等の役割について   | 国は過疎地域自立促進対策をはじめ、山村振興対策、豪雪地帯対策、離島振興対策、半島振興対策を引続き推進すること(要望)              | k   |
|   | 国は、ひとづくり、権限移譲等の推進による地域の知恵と工夫の競争をサポート・促進していく                             | j   |
|   | 国は条件不利地域のあり方に関する明確なビジョンを打ち出すべきである                                       | b   |
|   | 国は「プリンシパルポリシー」を持つことが重要であり「プロジェクトポリシー」に口を出すべきでない                         | f   |
|   | 条件不利地域自らの発意について国が支援すべきである   | b   |
|   | 地方の自立のためには地域自らが決定権を持つことが必要である   | c   |
|   | 地域住民が自らの判断で地域に最適な行政を選択できるようにすべきである                                      | g   |
|   | 少なくとも福祉、教育、まちづくりなど住民に身近な事務について原則基礎自治体で処理できる体制の構築が必要である                  | h   |
|   | まちづくり、土地利用に関する事務の早急な移譲・国の関与の見直しが必要である                                   | i   |
|   | 国は地域により情報格差が生じることのないように総合的な情報化施策を推進すること(要望)                             | k   |
| 国は、山間部や島嶼部等の地域事情に配慮し、地上デジタル放送の活用と普及について適切な指導と対策を講じること(要望) | k   |     |
| 国土交通省は耕作放棄地改善のために食糧自給率をあげる方向で農水省と連携すべきである                 | d   |     |
| 地域格差  | 情報発信力が東京に偏在するシステムを改革すべきである  | e   |
|   | どんな田舎に行っても道路が整備され家もある。基本的なストックは整備されておりわずかなフローがあれば生きていける。逆に東京などでは家も持てない。 | e   |
| 自立的な地域社会維持困難地域  | 消滅集落を無理矢理生かす必要はないのではないか   | b   |

\* a. 国土審議会第1回山村振興対策分科会(平成17年2月9日)、b. 国土審議会第8回調査改革部会(平成17年8月9日)、c. 国土審議会調査改革部会第2回「地域の自立・安定小委員会」(平成15年7月28日)、d. 第7回国土審議会(懇談会)(平成17年8月11日)、e. 国土審議会調査改革部会第3回「地域の自立・安定小委員会」(平成15年8月12日)、f. 過疎懇談会(平成15年11月～平成17年7月)、g. 「日本21世紀ビジョン」専門調査会報告書(平成17年4月)、h. 「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」地方制度調査会(平成15年11月13日)、i. 「全国市長会会長発言要旨」第28次地方制度調査会第21回専門小委員会(平成17年5月13日)、j. 地域再生基本方針(閣議決定案)平成17年4月22日、k. 「平成18年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」全国知事会(平成17年7月13日)

## 2. ソーシャルキャピタル、地域コミュニティ

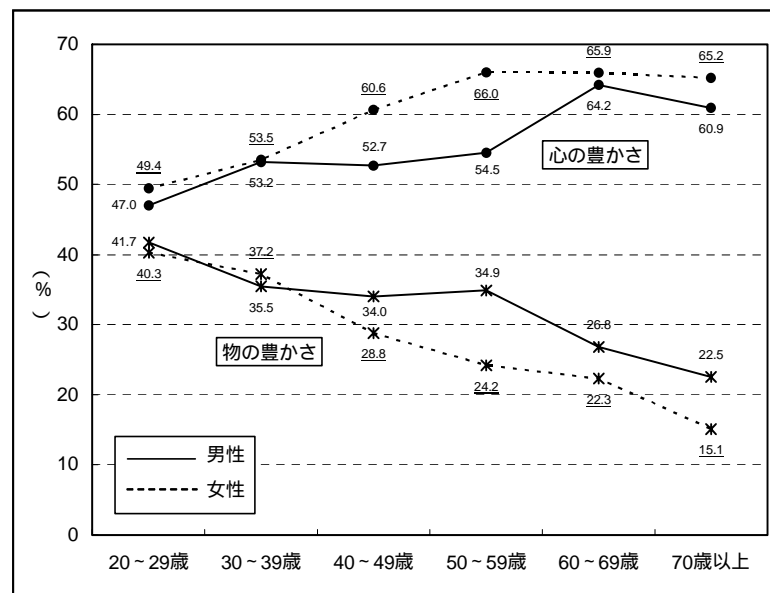
1979年に、心の豊かさが物の豊かさを上回って以来その差は拡大し、近年は心の豊かさを重視する割合がもの豊かさを重視する割合の2倍程度の水準で推移している。  
 年齢別にみると、20歳代では差が小さいが、年齢が高くなるにつれて心の豊かさを重視する割合が多くなっている。また、女性の方が心の豊かさを重視する傾向がある。

[心の豊かさ・物の豊かさ]



(出典)内閣府大臣官房政府広報室「国民生活に関する世論調査」平成16年  
<http://www8.cao.go.jp/survey/h16/h16-life/images/z30.gif>

[心の豊かさ・物の豊かさ(性・年齢別)]

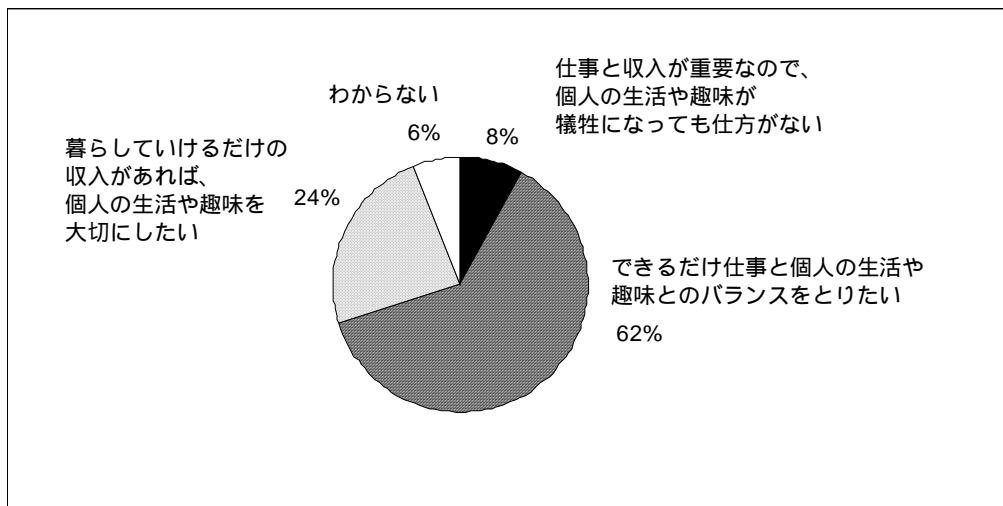


(出典)内閣府大臣官房政府広報室「国民生活に関する世論調査」平成16年  
<http://www8.cao.go.jp/survey/h16/h16-life/images/z31.gif>

## 2. ソーシャルキャピタル、地域コミュニティ

仕事と個人生活の関係については、バランスをとりたいとする人が最も多くなっている。収入に対する意識では、自由時間を増やしたい人が29% (H5) から33% (H16) へと増加傾向にある一方、収入を増やしたい人が51% (H5) から45% (H16) へと減少傾向にある。

### [仕事と個人生活に関する意識]

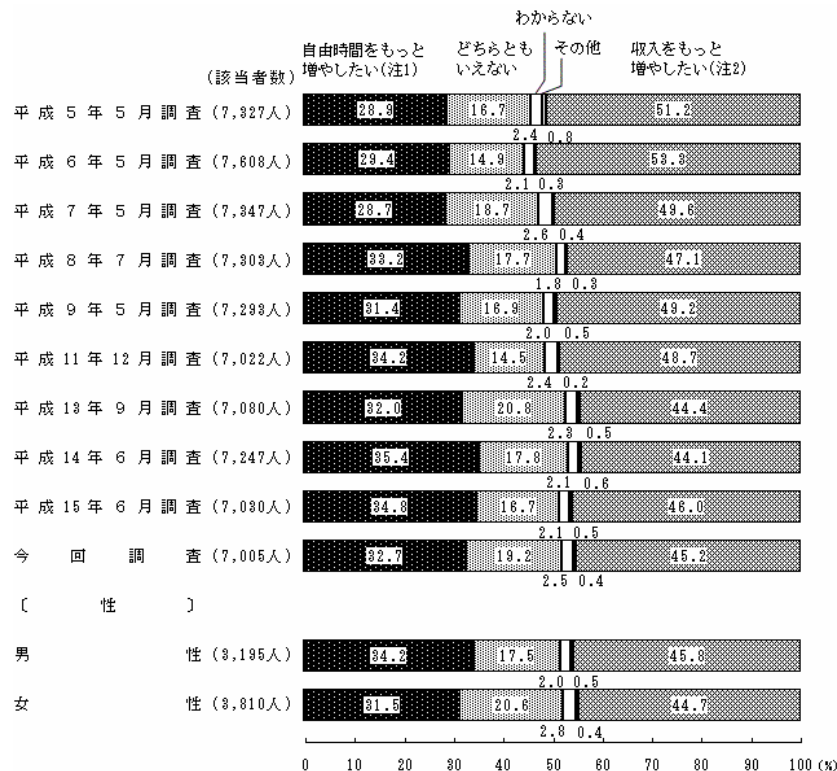


(出典) 日本銀行「生活意識に関するアンケート調査(第5回)」1997.6

<http://www.boj.or.jp/ronbun/97/ron9706a.htm>

経済面を中心にした生活意識調査を実施(1993年～毎年)。  
20歳以上の男女4,000人を層化2段無作為抽出法で抽出(回収率82.1%)。

### [収入と自由時間についての考え方]



(注) 1.平成11年12月調査までは、「収入は現在のままで、自由時間をもっと増やしたい」となっている。

2.平成11年12月調査までは、「自由時間は現在のままで、収入をもっと増やしたい」となっている。

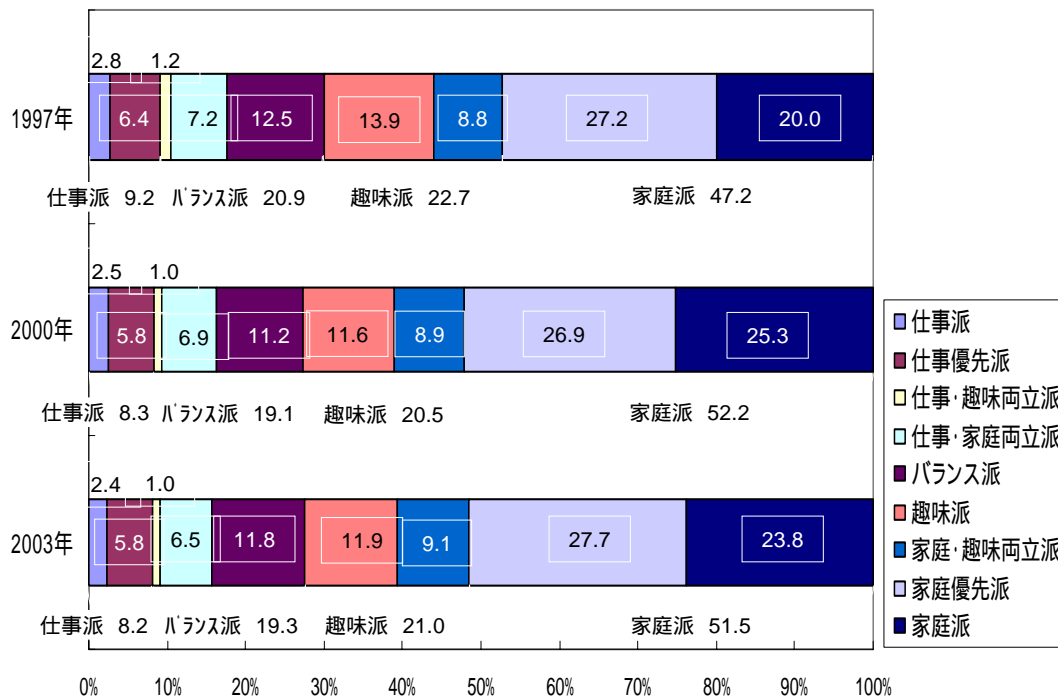
(出典) 内閣府大臣官房政府広報室「平成16年 国民生活に関する世論調査」

<http://www8.cao.go.jp/survey/h16/h16-life/images/z39.gif>

## 2. ソーシャルキャピタル、地域コミュニティ

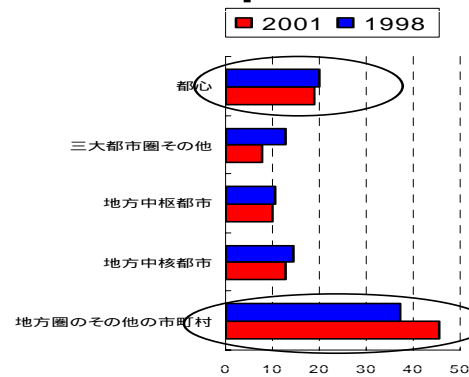
仕事派が減り、趣味派・家庭派が増えてきている。  
また、理想の居住地が、都心から地方圏のその他の市町村へと移っている。年齢が高いほど、地方圏のその他の市町村の割合が高い。

[生きがいのタイプの変化]

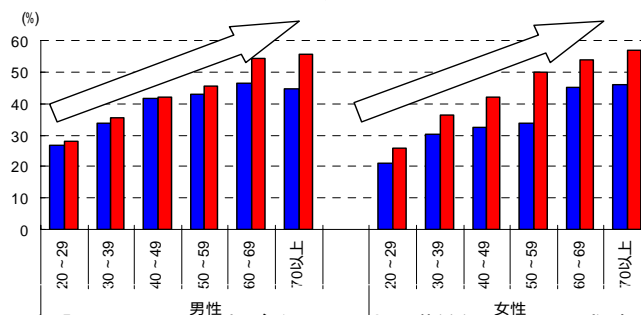


(出典) 野村総合研究所「生活者1万人アンケート調査」(1997年、2000年、2003年)を  
もとに国土交通省国土計画局作成

[理想の居住地]



男女別・年齢別の傾向



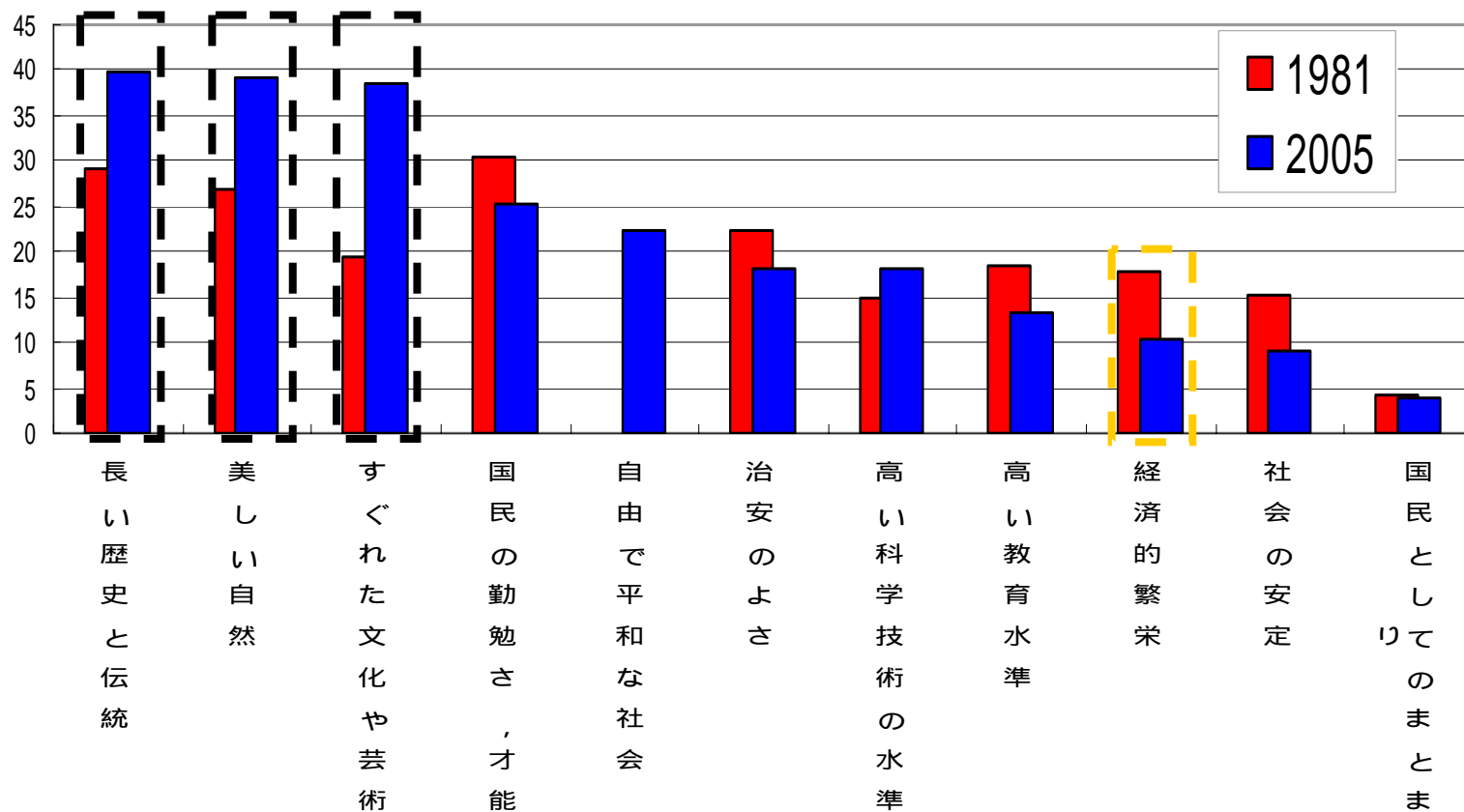
(出典) 内閣府「これからの国土づくりに関する世論調査」(平成8年6月調査)及び「国土の将来像に関する世論調査」(平成13年6月調査)をもとに国土交通省国土計画局作成

(注) 居住地区分のうち「都心」とは、世論調査で用いられた居住区分である「三大都市圏の主な都市」と「三大都市圏の人口30万人以上の都市及び県庁所在地」を合わせたもの。

## 2. ソーシャルキャピタル、地域コミュニティ

国民の価値観の変化を世論調査でみると、経済的繁栄から歴史・伝統、自然、文化・芸術を重視する方向に変化してきている。

[日本の国や国民について誇りに思うこと]



(出典)内閣府「社会意識に関する世論調査」もとに国土交通省国土計画局作成

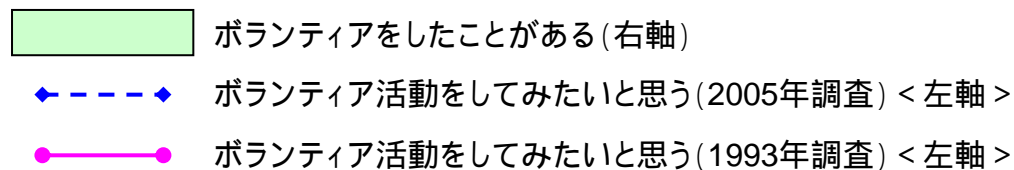
(注) 1. 複数選択。

2. 選択肢「自由で平和な社会」は1991年の調査から加わっている。

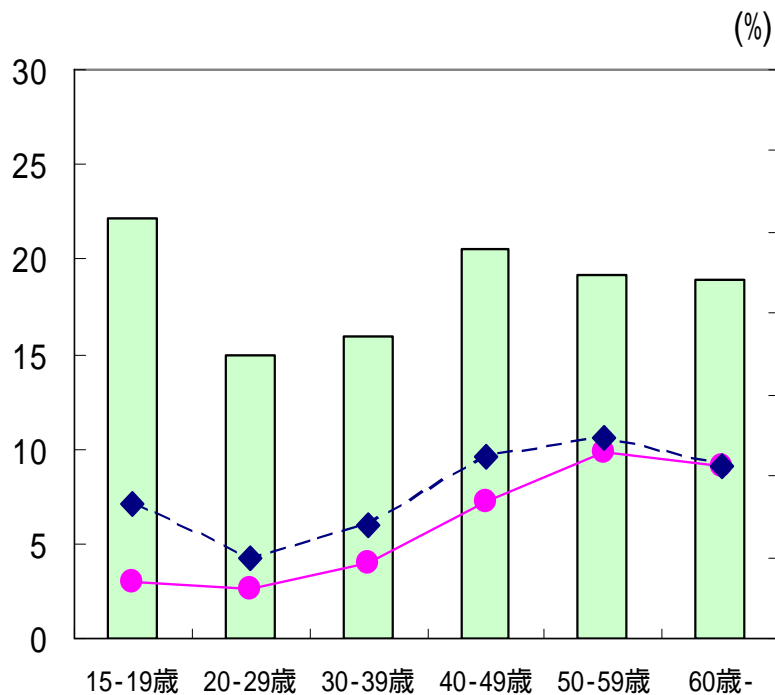
## 2. ソーシャルキャピタル、地域コミュニティ

ボランティア活動をしてみたいと思う人の割合が増加している。

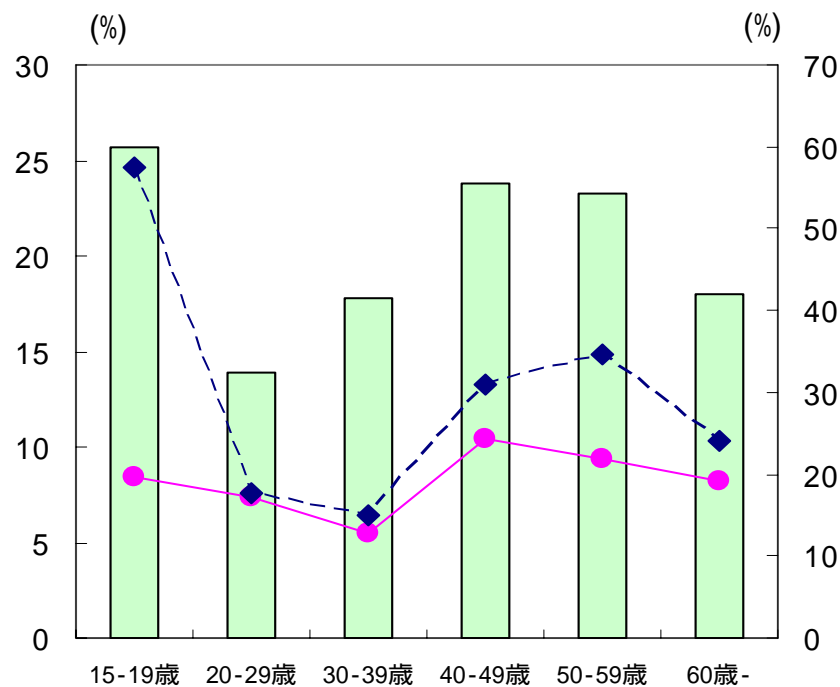
[ボランティアをしてみたいと思う人の割合]



男性



女性



## 2. ソーシャルキャピタル、地域コミュニティ

ソーシャルキャピタルの形成、社会的サービスの担い手として、コミュニティビジネス等の共助セクターやNPO等新たな主体の形成が見られる。

### コミュニティ・ビジネス

地域の課題解決を目的に行なう小規模な社会的事業。

介護、保育、家事代行、社会教育、環境保全、リサイクル、地域開発、国際交流など分野は多岐にわたり、事業運営はNPO法人だけでなく、協同組合、企業組合、株式会社、有限会社など、営利・非営利いずれの経営形態も可能。事業主体は地元住民を中心としたNPOが多い。

出典：「朝日現代用語 知恵蔵2005」朝日新聞社

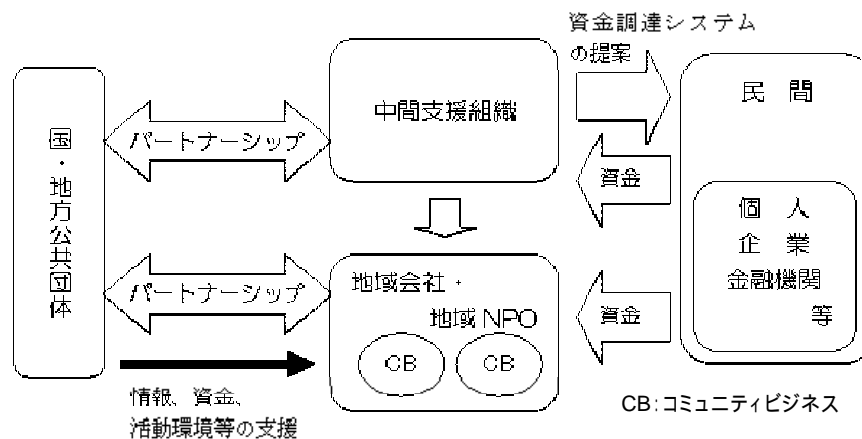
### コミュニティ・ビジネス行政支援策

#### ・支援内容

経費助成、ノウハウ提供、場所提供、事業委託、普及啓発、調査研究、職員派遣、相談受付

#### ・支援の狙い

産業育成、雇用創出、NPO支援、街づくり支援、行政サービスの外部化、地域サービスの拡充 等



コミュニティビジネスの普及・育成の構造

## 2. ソーシャルキャピタル、地域コミュニティ

脱工業化社会を迎え、物中心の考え方から心の豊かさを求める声が高まる中、経済と文化の密接な相互関係を取り戻すため、人という資源を育成・活用する取組みがますます求められている。

### 《文化施設・文化資源を通じた人材育成と地域づくり》

#### 三河・佐久島アートプラン21（愛知県一色町）

渥美、知多両半島の間位置する佐久島（人口：約300人）では、行政（一色町）が主催し、島民が中心となって活動する「三河・佐久島アートプラン21」が策定され（2001年）、アート関係者と地域が協働して、イベント・展覧会・ワークショップなどの活動を行うことにより交流の場をつくり、その交流の場を中心に佐久島の自然・歴史・文化・産業などの固有の資源を‘佐久島体験’として提供していく活動が展開されている。

島民は、島の特産品や体験活動等を通して島の文化を情報発信できるように、4つの分科会に分かれて島独自の魅力づくりに取り組んでいる。

ひと里分科会：黒壁運動（黒壁の続く路地や家並みの景観保全）など

美食分科会：島でとれる食材をつかった名物料理開発、試食会など

漁師分科会：貝紫染め体験教室、オリジナル干物づくりなど

いにしえ分科会：島民展の開催、古墳散策コースづくりなど

島民が元気を取り戻し、活性化に向けた活動を続けることは、島に住む若者の定住やIターン希望者の増加につながっていると同時に、Iターンの問合せも増えており、空家の所有者に呼びかけ、希望者に定住のガイドができるような取組みも進んでいる。

（出典）佐久島公式ホームページ<http://www.japan-net.ne.jp/~benten/>をもとに国土交通省国土計画局作成



### 3. 多様な社会的サービスの持続的提供

地方自治体のサービス1人当たり歳出が最小となる人口規模は、例えば、人口、面積等の地域環境要因を考慮すると、31万人～46万人となるとの研究がある。

[歳出が最小となる人口規模の考え方]

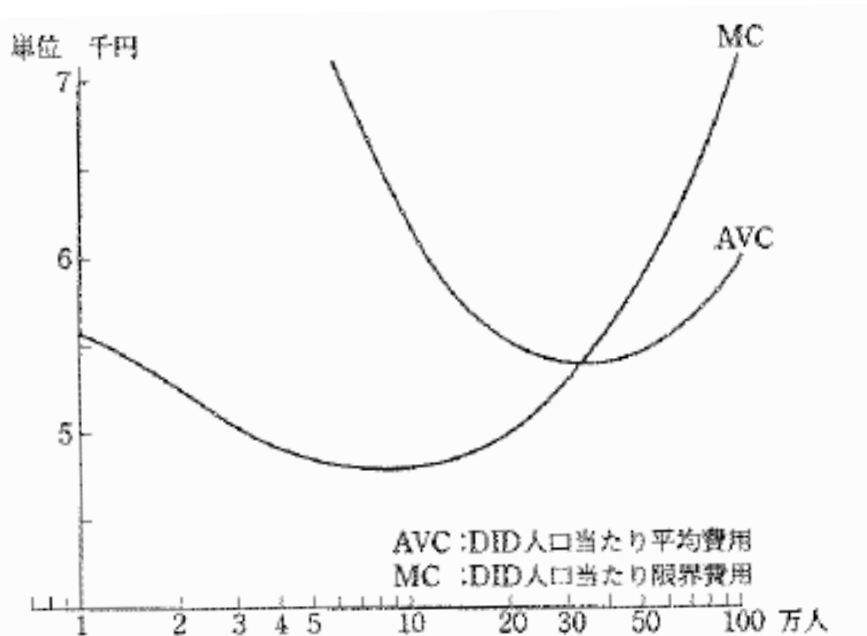
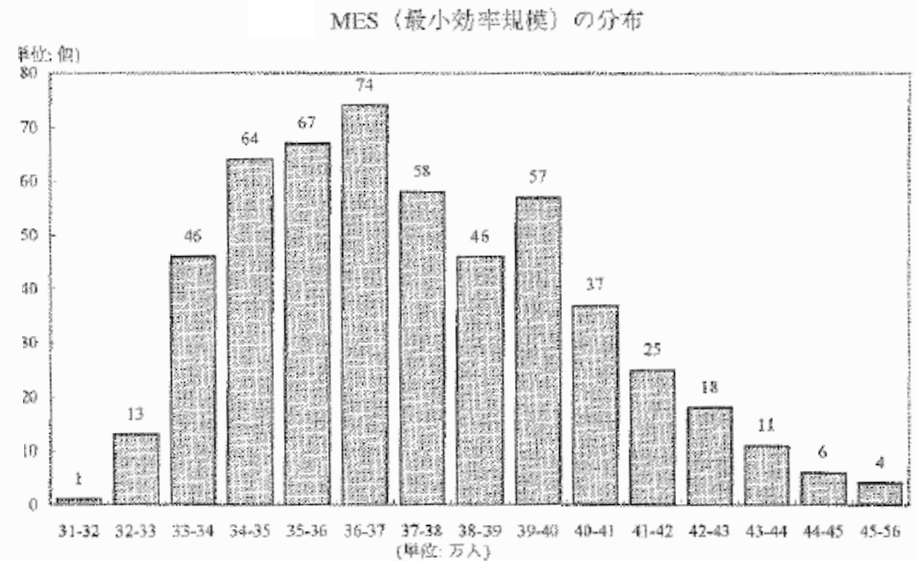


図 15-1 人口に関して規模の経済が認められる消防経費

(出典) 林亜夫 "広域行政と市町村合併" 「都市・地域経営」、放送大学、1999より

[歳出が最小となる人口規模の分布]

(一実証研究によるもの)



(出典) 林正義 "地方自治体の最小効率規模" 「フィナンシャルレビュー」2002、第61巻より

### 3. 多様な社会的サービスの持続的提供

地域において提供される社会的サービスは多種多様であり、これらを経営的観点から持続可能な形で提供するための条件はサービスの種類・サービスレベル毎に様々である。

[主な社会的サービス(提供主体と内容)とその概ねのカバー圏域人口]

| カバー圏域人口<br>(注) | ～5千人程度 | ～1万人程度                               | ～5万人程度                                       | ～10万人程度   | ～30万人程度                           | 30万人程度～                   |                  |
|----------------|--------|--------------------------------------|--|---|-----------------------------------|---------------------------|------------------|
| 社会的サービス        | 福祉     | 児童福祉施設 [33,400]<br>老人福祉施設 [36,500]   |  | 知的障害者援護施設 [4,000]                                   | 身体障害者更生<br>援護施設 [2,200]           | 保護施設 [300]<br>婦人保護施設 [50] |                  |
|                | 教育     |                                      | 幼稚園 [14,100]<br>小学校 [23,400]<br>中学校 [11,100] | 高等学校 [5,400]<br>公立図書館 [2,700]                       | 大学・短期大学 [1,200]                   |                           |                  |
|                | 保健医療   | 一般診療所 [96,000]<br>歯科診療所 [65,800]     |  | 病院 [9,100]<br>救急告示病院 [4,300]                        |                                   | 第三次救急医療施設 [180]           |                  |
|                | 警察     |                                      | 駐在所・交番 [13,800]                              |   | 市町村保健センター [1,800]<br>警察署 [1,200]  | 保健所 [600]                 | 警視庁・道府県警察本部 [50] |
|                | 防災     | 自主防災組織 [112,000]                     | 婦人防災クラブ [14,400]                             | 消防団 [3,500]<br>消防署出張所 [3,200]<br>水防団 [3,100]        | 消防署 [1,700]                       | 消防本部 [880]                |                  |
|                | 郵便     | 郵便ポスト [188,400]<br>ゆうパック取扱所 [53,200] | 特定・簡易郵便局 [23,400]                            |   | 普通郵便局 [1,300]                     |                           |                  |
|                | ごみ処理   | 一般ごみ回収<br>美化活動(ボランティア等)              |  |   | ごみ焼却施設 [1,500]<br>ごみ最終処分場 [2,000] | 粗大ごみ処理施設 [700]            |                  |
|                | 商業     | コンビニ [41,800]                        | 食料品スーパー [17,700]<br>住関連スーパー [13,000]         | 大型スーパー [3,700]                                      |                                   | 百貨店 [360]                 |                  |
|                | 文化娯楽   | 都市公園 [84,800]<br>公民館・集落センター          |  | 公立体育館 [6,100]<br>博物館・美術館 [3,700]<br>公立市民会館等 [3,100] | 映画館 [1,900]                       | 公立陸上競技場 [1,100]           |                  |

- :主に行政がサービスを提供
- :主に民間がサービスを提供
- :主にコミュニティがサービスを提供
- :主に行政・民間の両者がサービスを提供

(注) 平成16年現在の総人口に対する全国の施設数( [ ] に概数標記)から概ねのカバー圏域人口を算定したものであり、地域的な分布状況の差異については考慮していない。

(出典) 文部科学省「学校教育基本調査」、経済産業省「商業統計表」、同「特定サービス産業実態調査」、厚生労働省「衛生行政業務報告」、環境省「日本の廃棄物処理」、(財)地方財務協会「公共施設状況調」、日本博物館協会「博物館研究」、厚生労働白書、警察白書、消防白書、防災白書、情報通信白書をもとに国土交通省国土計画局作成

### 3. 多様な社会的サービスの持続的提供

IT等新技術の活用が多様な社会的サービスの提供に新たな展開の可能性をもたらすことが期待される。

#### 《ITを活用した地域内交流促進》

##### 電子町内会(岡山県岡山市)

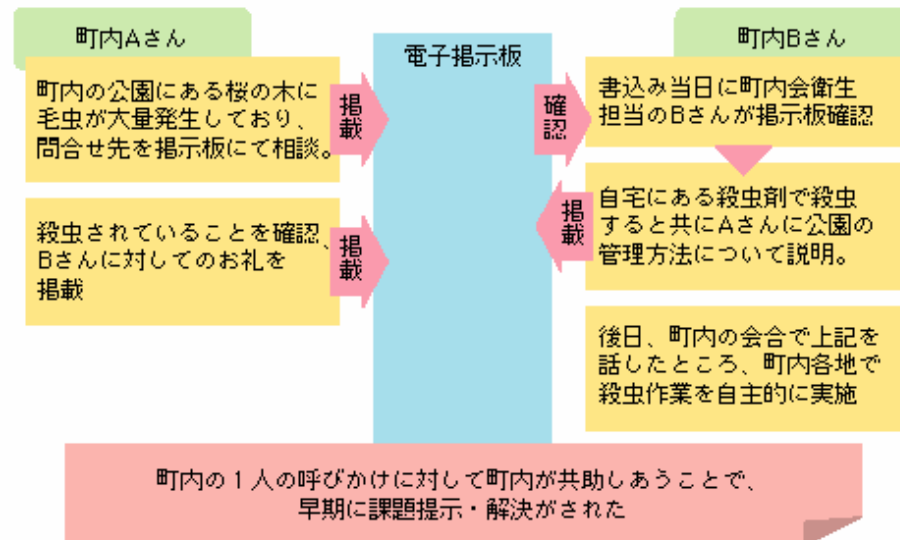
###### 【概要】

電子町内会は、平成13年に導入され、市と町内会長との情報伝達や町内会長相互の意見交換等を行う「岡山市・町内会長連携システム」と、町内会員相互の情報交換等に利用される「電子町内会システム」から構成される。2005年10月現在で、学区(地区連合町内会84組織中19組織、単位町内会1,579組織中29組織)が加入している。

###### 【主な効果】

町内会の会員間の交流やr連絡調整がスムーズになり、町内会の問題・課題の早期解決につながっている。

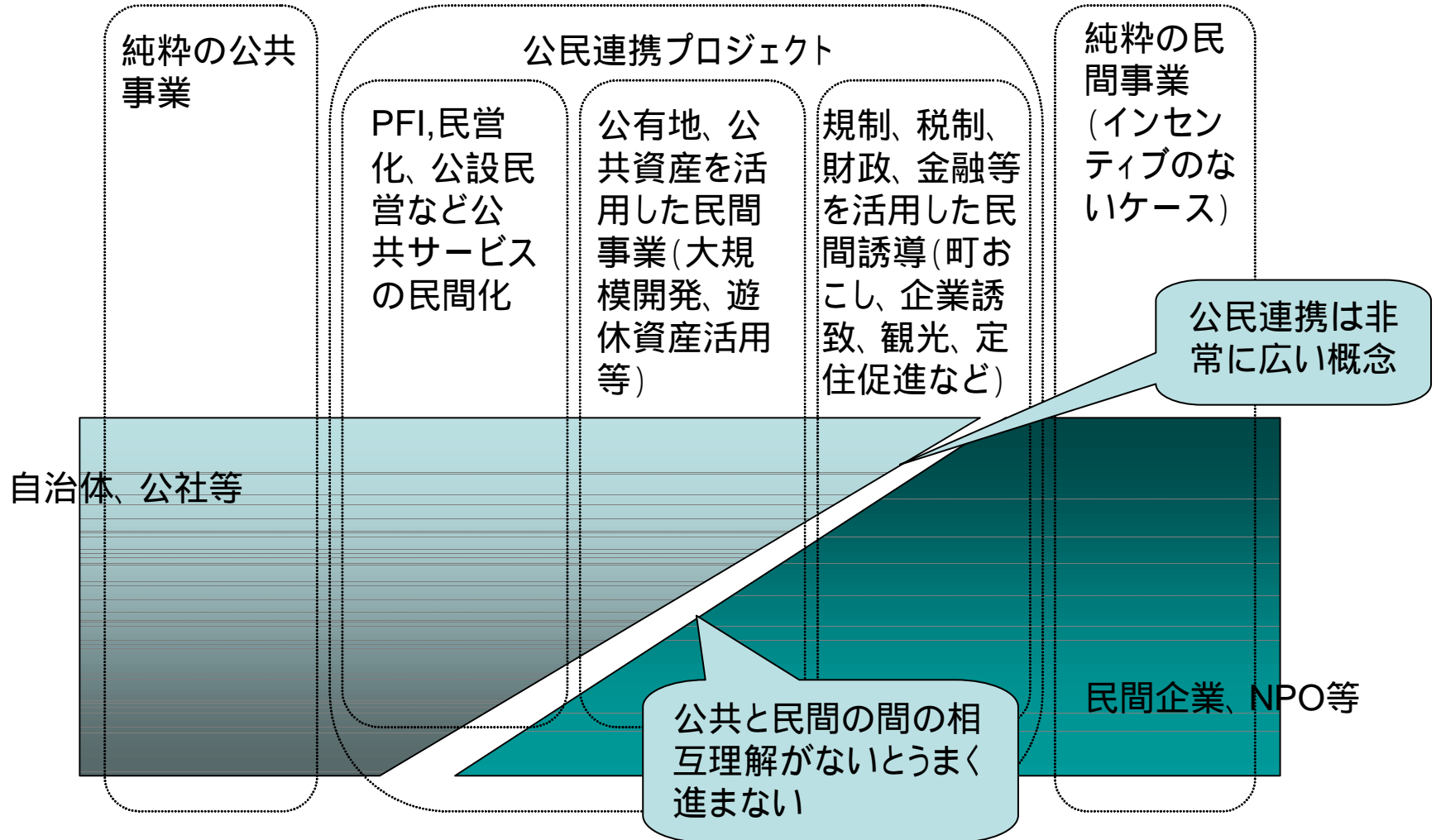
(出典)岡山市資料をもとに国土交通省国土計画局作成



(出典) 総務省「平成17年度情報通信白書」

### 3. 多様な社会的サービスの持続的提供

社会資本整備等のプロジェクトにおいて、公民の連携領域が広がっている。



(出典) 東洋大学資料より

### 3. 多様な社会的サービスの持続的提供

社会的サービスの提供プロセスを市町村等に依存するだけでなく、地域レベルでの多様化を図ることによる、目に見える循環を形成することが期待される。このようなプロセスを通じて、受益と負担に関する住民の主体的選択の可能性が高まる。

#### 特定公益信託 いわてNPO基金(岩手県)

##### 【概要】

岩手県は、2001年8月に基本財産として1億3百万円を拠出し、NPOのみならず個人も対象として県内のさまざまなNPO活動を支援する公益信託いわてNPO基金を設置した。その後2004年7月に知事が受託銀行に証明書を発行し、「特定公益信託」とした。基金の管理運営は受託者である三菱信託銀行、および代理店である岩手銀行が実施している。

また、NPOの基金活用サポート組織として、「いわてNPOサポートルーム」があり、助成申請の説明会や報告会の実施、申請の際のサポートの他、各種事務手続き等のサポートを行っている。

助成先団体の審議・決定や助成規定の改定等は、様々な分野の有識者8名で構成される運営委員会が実施している。

##### 【実績等】

毎年、上限10万円の入門コースが20団体前後(総額200万円程度)、上限100万円の展開コースが9団体程度(総額800万円)となっている。

(出典)岩手県ホームページ<http://www.pref.iwate.jp/>をもとに  
国土交通省国土計画局作成

##### 特定公益信託

公益信託の税制上の地位の1つであり、主務大臣(都道府県知事)の証明を受けたもの。基金への寄付者のうち、普通法人の場合は、寄附金を「一般寄附金の枠」内で損金算入することができる。

#### NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する条例 (東京都杉並区)

##### 【概要】

杉並区では、2002年4月にNPO等の活動を支援する条例を制定し、それに基づきNPO支援基金を設置した。基金に対して寄付する際に、寄付者が寄付先のNPO法人を個別に希望することができ、また地方公共団体が独自に税控除の対象とする点で、全国に先駆けた取り組みである。

控除額は次のとおりとなっている。

##### ・個人が寄付した場合

(所得税)寄付金額 - 1万円 = 所得控除額

(地方税)寄附金額 - 10万円 = 所得控除額

ただし、上限は寄付者の年間所得総額の25%

##### ・法人が寄附した場合

法人の有する通常の損金算入限度額にかかわらず全額損金算入できる

基金によって助成を受けるNPOはあらかじめ登録する必要があり、その団体の活動情報が公表される仕組みが採られている。

##### 【実績等】

2005年8月現在の登録法人は、約60団体。2005年4月現在の支援実績は、延べ団体数37団体、総額約700万円となっている。(出典)杉並区ホームページ<http://www.city.suginami.tokyo.jp/>

をもとに国土交通省国土計画局作成

### 3. 多様な社会的サービスの持続的提供

#### 《住民の選択可能性を担保する仕組み》

市川市納税者が選択する市民活動団体への支援に関する条例」(1%条例)(千葉県市川市)

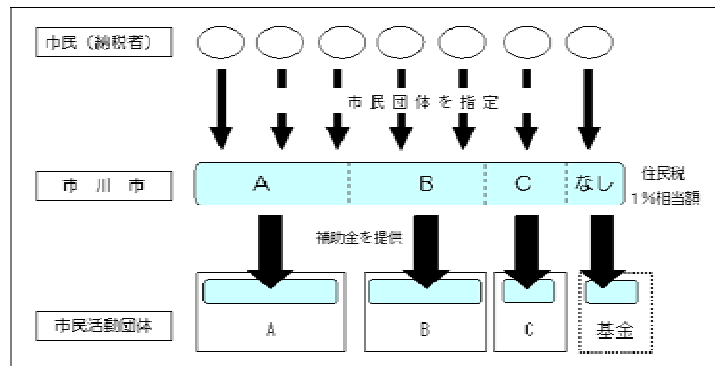
##### 【目的】

市民の納税に対する意欲を高めるとともに、市民活動団体の活動の支援及び促進を図り、もって市民の福祉の増進に資すること

##### 【概要】

本条例は2004年に公布された。税納税者(個人)は、支援希望1団体を選択し、市民税額の1%相当額(団体事業費1/2が上限)を補助金として当該団体に支給される。希望団体が無い場合は、団体支援の基金への積み立ても可能となっている。

団体への補助金の支給初年度である2005年度は、81団体に対して総額約1,000万円が交付された。



(出典) 市川市資料、総務省資料をもとに国土交通省国土計画局作成

公共事業市民選択権保有条例」(埼玉県志木市)

##### 【目的】

事業計画の意思決定民意を反映させるとともに、市の政策形成過程における公正の確保及び透明性の向上を図ること

##### 【概要】

予定価格総額が1億円以上の公共事業について広報誌やアンケート調査等により公表し、広く市民の意見を聴取するとともに、民意審査会を設置する(委員は、地域的な関連を有する者、識見を有する者、公募による市民からなり、市長が委嘱)。

審議会は、市民からの意見聴取の方法の検討のほか、市民から寄せられた意見を整理、事業に対する市民の承認、不承認、又は計画内容の選択について審査する。

市長は審査会の審査結果を尊重して意思決定を行い、決定した場合は審査会の審査結果、審査結果に対する市長の意見、計画を修正した場合はその内容を速やかに公表する。

この条例は、2002年4月から施行され、現在まで4件の公共事業が適用対象となった。

(出典) 志木市ホームページ<http://www.city.shiki.lg.jp/>をもとに国土交通省国土計画局作成

### 3. 多様な社会的サービスの持続的提供

#### コミュニティ再構築による地縁大家族社会づくり(長野県松本市蟻ヶ崎西町会)

##### 【概要】

蟻ヶ崎西町会(町内会)では、公民館女性部が中心となった地道な福祉ボランティア活動を経て、1994年に初の女性町会長が誕生し、1997年「福祉の町づくり宣言」を行い、この宣言に基づく二十一世紀を見据えた「地縁大家族社会」づくりに向け、共助を基本とした自治活動を展開している。

##### 【活動内容】

毎月28日に開催する定例会において、計8地区(各地区約100世帯)から寄せられた生活課題の解決策を検討し、「自助・共助・公助」の3つに分類した上で、必要に応じて市による解決も要望しながら、住民自らの解決に向けた活動を展開している。

また、町会とは別組織の任意団体が町会と連携して活動していることも特徴で、有償助け合い、配色サービス、子育て支援施設の運営等も行っている。



配色サービスの作業風景

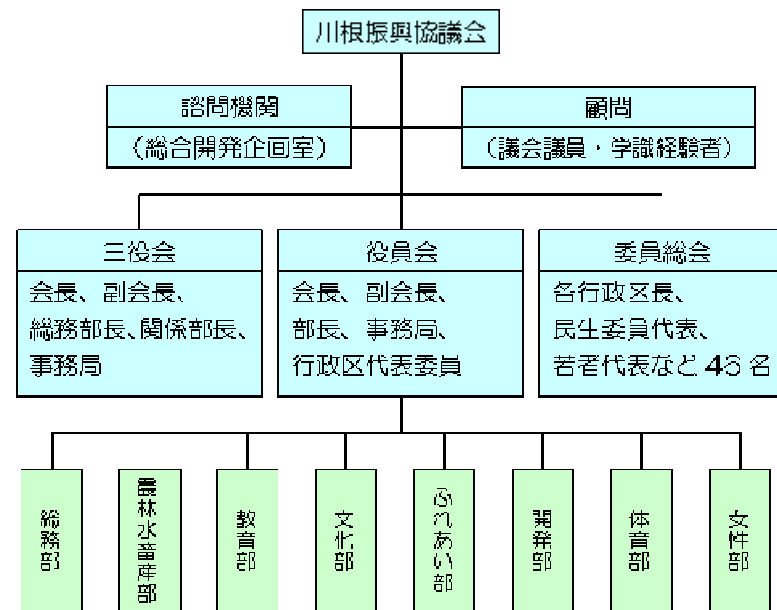
(出典) (財)地域活性化センター『月刊地域づくり』2005.10(第196号)をもとに  
国土交通省国土計画局作成

#### 住民総参加型のむらおこし

(広島県安芸高田市高宮町川根地区)

1972年に大水害の被害を受けた19集落(人口612人、249世帯)からなる川根地区では、その災害復興の住民組織を基に、産業、教育、文化、福祉、開発などの部会により構成される地域振興協議会を組織した。

さながら役場組織に匹敵するような体制によって、複数の分野にわたって暮らし全般をカバーした活動を住民自らが展開し、イベントの開催、観光交流、農業振興、定住促進等に取り組んでいる。



川根振興協議会の組織構成

(出典) 安芸高田市資料をもとに国土交通省国土計画局作成

### 3. 多様な社会的サービスの持続的提供

#### 《ふるさと寄付条例》(一覧)

寄付金による基金設置という新たな住民参加型の自治。地域づくりへの参加手法として寄付金を用い、広く地域外の人にも地域内事業に関与させる仕組みとなっている点が特徴である。

[ふるさと寄付条例一覧(2005.7現在)]

|   | 地域      | 条例名   | 対象事業   |
|---|---------|---|--|
| 1 | 長野県泰阜村  | 泰阜村ふるさと思いやり基金条<br>【平成16年6月23日】              | (1)学校美術館の維持、保全<br>(2)福祉及び健康のむらづくりの推進<br>(3)森林整備、自然エネルギーの活用など環境保全   |
| 2 | 北海道ニセコ町 | ニセコ町ふるさとづくり寄付条<br>【平成16年9月17日】              | (1)森林資源の維持、保全及び整備<br>(2)環境の保全及び景観の維持、再生<br>(3)自然エネルギー及び省エネルギー設備の整備<br>(4)有島武郎に関する資料の収集及び有島記念館特別展<br>(5)住民自治の醸成及びコミュニティの推進      |
| 3 | 岡山県新庄村  | 岡山県新庄村協働のふる里づく<br>り基金条例<br>【平成16年12月20日】    | (1)ブナの森並びに稀少な動植物の保護<br>(2)健康長寿日本一を目指す福祉の村づくり<br>(3)町並み保存地区指定の出雲街道新庄宿並びにがいせん桜の景観の保存と保護<br>(4)環境保全型農業の推進とヒメノモチ等特産品の開発            |
| 4 | 秋田県小坂町  | 小坂町未来創生基金条例<br>【平成17年3月18日】                 | (1)森林資源の維持、保全及び整備<br>(2)環境の保全及び景観の維持、再生<br>(3)循環型社会の構築に<br>(4)自然エネルギー及び省エネルギー設備の整備<br>(5)住民自治の醸成及びコミュニティの推進<br>(6)観光資源の維持及び整備  |
| 5 | 北海道松前町  | 松前町さくらと城のふるさとづく<br>り基金条例<br>【平成17年3月24日】    | (1)さくらの育成、保護及び管理<br>(2)松前城の保存整備及び管理運営  |
| 6 | 北海道沼田町  | 沼田町ふるさとづくり寄付条例<br>(通称「雪明かり基金」)<br>【平成17年3月】 | (1)ほたるの里の維持、保全及び整備<br>(2)夜高あんどん祭りに関する維持、保存<br>(3)化石河床群の保存や化石の研究<br>(4)明日萌口ケ施設の維持、保存<br>(5)雪エネルギーの活用や普及、研究<br>(6)その他町長が必要と認めた事業 |
| 7 | 北海道羅臼町  | 知床・羅臼まちづくり寄付条例<br>【平成17年6月23日】              | (1)知床の自然保護・保全<br>(2)医療・保健・福祉のまちづくり推進<br>(3)北方領土返還運動  |

(出典)NPO法人寄付市場創造協会ホームページ [http://www.geocities.jp/d\\_voting/jp/](http://www.geocities.jp/d_voting/jp/)及び各町村資料  
をもとに国土交通省国土計画局作成



### 3. 多様な社会的サービスの持続的提供

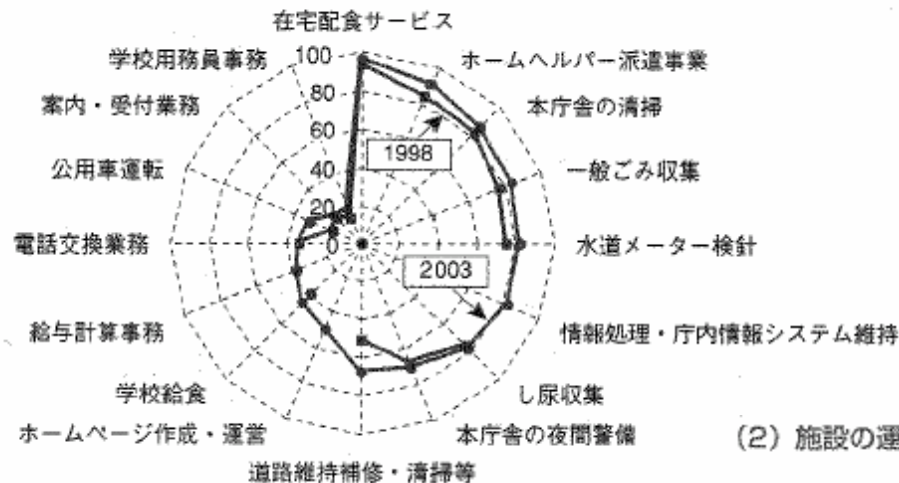
地方自治法においては、「地域自治区」「地縁による団体」のように、地方公共団体以外の社会的サービスの供給主体となりうる制度が準備されている。

- **地域自治区** (地方自治法第202条の4、H16地方自治法改正により創設)
    - － 市町村内の地域住民の意見の行政への反映、行政・住民の連携強化が目的
    - － 条例により市町村内の区域を定めて設置し、市町村長の権限に属する事務を分掌 (地域振興事業、公共施設の設置・管理運営等)
    - － 地域自治区には事務所を置き、その長は事務吏員をもって充てる
    - － 合併関係市町村単位で設ける場合には、特別職の区長を置くことができる
    - － 区域内の住民からなる地域協議会を置き、地域自治区に関する重要事項について市町村長に意見を述べる
  - **地縁による団体** (地方自治法第260条の2、H3地方自治法改正により創設)
    - － 市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体 (いわゆる自治会、町内会等)
    - － 地域的な共同活動のため、不動産、不動産に関する権利等を保有する目的で、市町村長の認可を受けたときは、目的の範囲内で法人格を取得
      - 住民相互の連絡
      - 環境の整備
      - 集会施設の維持管理等
- 良好な地域社会の維持および形成に資する地域的な共同活動を行うことが要件

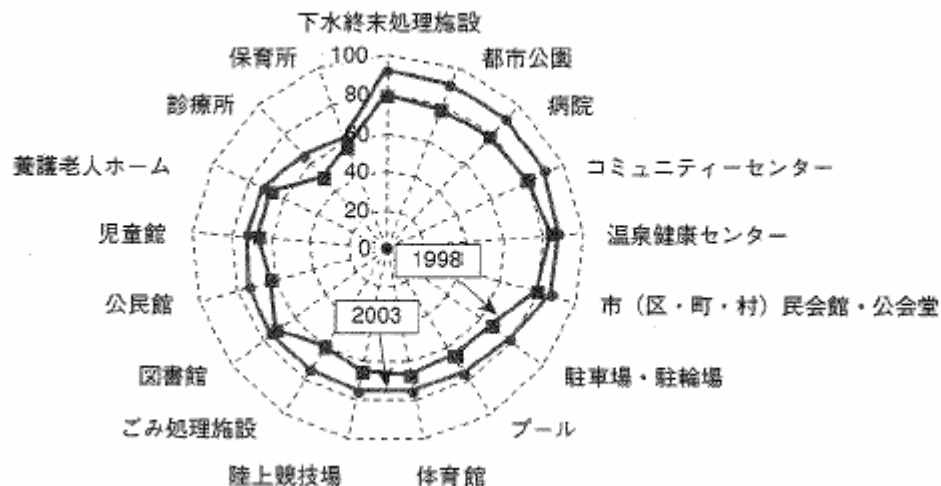
### 3. 多様な社会的サービスの持続的提供

公的サービスの外部委託については、定型的な業務を中心に幅広く行われており、委託の割合も上昇してきている。

(1) 一般事務における委託実施団体の比率は全般的に上昇



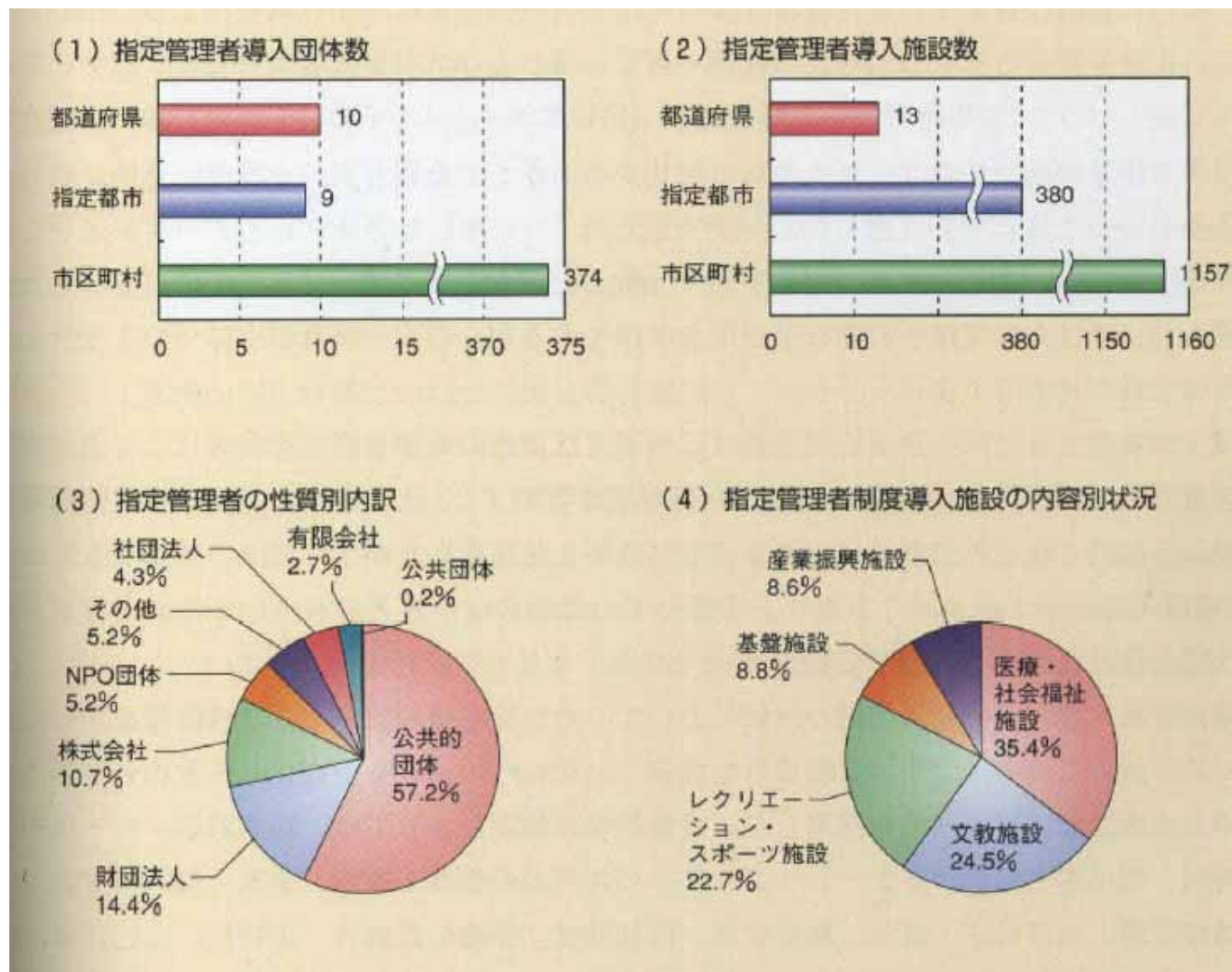
(2) 施設の運営事務における委託実施施設の比率も全般的に高まる



(出典)平成17年7月 経済財政白書(内閣府)より

### 3. 多様な社会的サービスの持続的提供

地方公共団体においては、より包括的に公の施設の管理を外部に行わせる指定管理者制度(平成15年創設)の導入が進んでいる。



### 3. 多様な社会的サービスの持続的提供

新規開発住宅地等においては、住人が参加する管理組合法人を通じて緑地帯、公園・広場等公共的空間の維持管理に取り組んでいる事例がある。



#### パークプレイス大分公園通り

大分市の南東7km、高尾山自然公園、大分スポーツ公園に隣接。「スポーツ」と住宅が一体になった公園」がテーマ。5つの公園を住宅地部分に整備し、住民の共有財産として管理組合法人が管理。住民が支払う管理費によって、グリーンキーパーが芝生の手入れやゴミ拾い、季節の花々の植替え等を実施。街の景観を守るため、入居者全員が加入する独自の環境協定と緑地協定を締結。自宅の庭の木々、公園や隣接する家の緑を大切にする個人の敷地内のカーポートアーチや外構を景観に沿うデザインにする等。



(出典)パークプレイス大分公園通りホームページをもとに国土交通省国土計画局作成

### 3. 多様な社会的サービスの持続的提供

#### 《コミュニティビジネスの事例》

市職員有志による公務員起業家塾(活動)  
(青森県八戸市)

#### 【概要】

「新しい経済社会システムを有する自立した地方政府になる」ことを掲げた八戸市において、2004年4月に「地域と自らの飛躍に情熱ある姿勢で臨む」ことを条件に職員有志が参集。休日を返上しての勉強会の開催と、新たな地域貢献事業の立案に取り組んでいる。

#### 【特徴】

事業予算は税金は使わず、自らが資金を調達するNPO、起業とのコラボレーションで事業を推進  
各事業を推進するためにインターネットで情報共有を図り、関係者以外のボランティア(職員)の体制をとる。  
成功した事業は民間に移転する。

#### 【事業例】

「バイオイルミナイト」  
財政難で継続が困難であった年末の市庁舎前広場のイルミネーション事業を、食用廃油発電で点灯し、廃油からのろうそくづくり、ゴスペル斉唱のイベント等をあわせて実施。街の新たなイベントに発展しつつある。



(出典) (財)日本地域開発センター『月刊 地域開発』(2005年6月号)をもとに国土交通省国土計画局作成

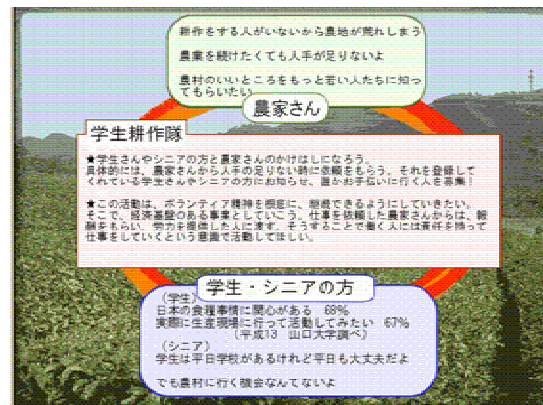
NPO法人 学生耕作隊(山口県山口市)

#### 【概要】

現在の代表が学生当時の2001年に大学生の農業に関する意識調査を実施したことをきっかけに、人手不足に悩む農家と農業に関心をもつ農村近郊の都市部の学生・シニア・主婦をマッチングさせる「学生耕作隊」を発足させた。学生を中心に始まった事業にシニア・主婦も加わり事業が拡大。営農を続けられなくなった農家から作業受託した農地保全事業にも積極的に取り組んでいる。

従来からあった「援農」活動を核に、学生や都市在住のシニアと農山村を結びつけることでビジネスモデルを構築した点が特色。

2003年3月現在の会員数は157人で、事業規模は2004年度は5,500千円となっている。



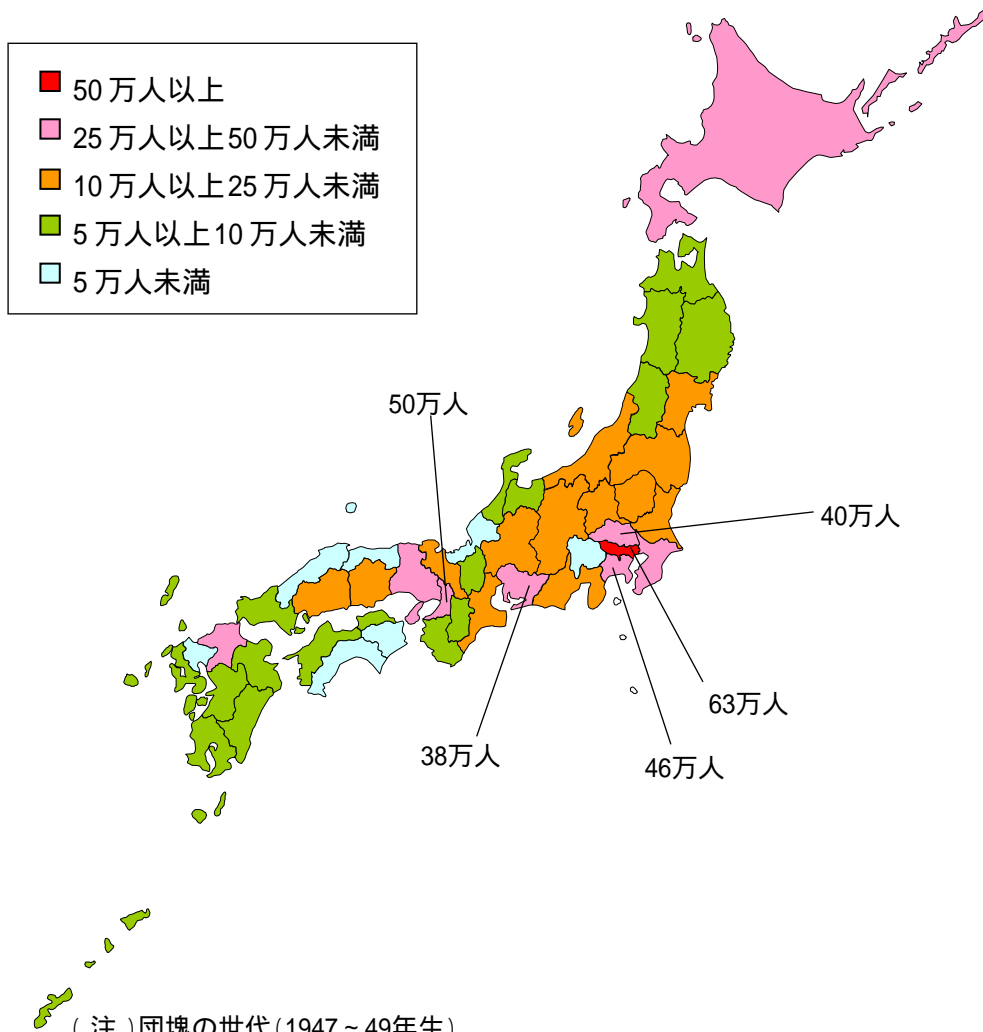
(出典) 学生耕作隊ホームページ <http://www.socio.gr.jp/ennou/>

をもとに国土交通省国土計画局作成

### 3. 多様な社会的サービスの持続的提供

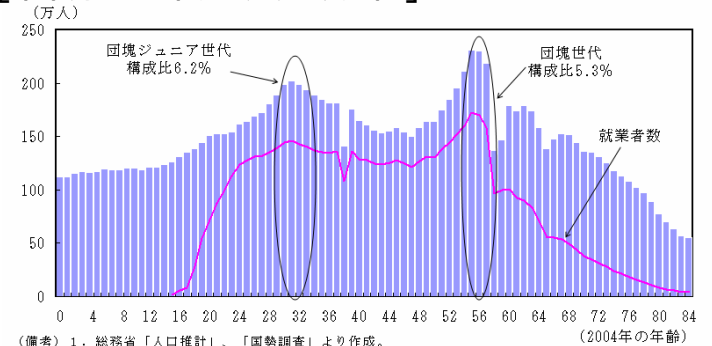
現在大都市地域に多数(約350万人)存在している団塊の世代が、今後大量に定年を迎える(2007年～)。

[ 団塊の世代の都道府県別分布 ]



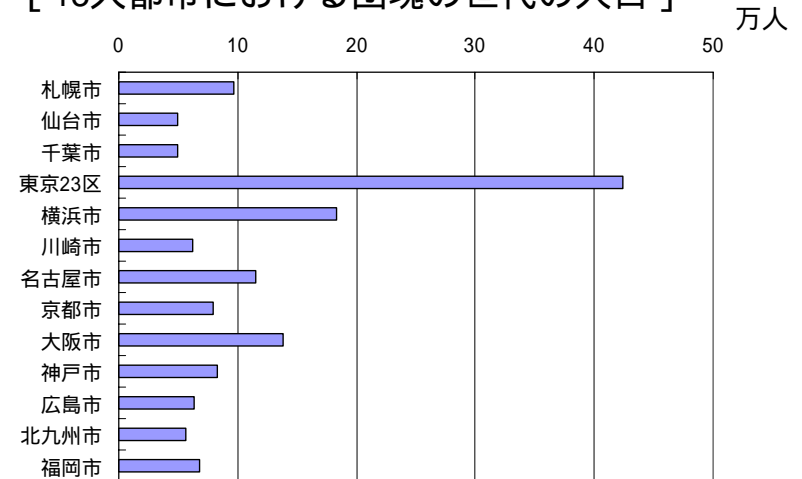
(注) 団塊の世代(1947～49年生)  
 (出典) 国勢調査をもとに国土交通省国土計画局作成

[ 団塊の世代の人口分布 ]



(注) 団塊の世代(1947～49年生)  
 (出典) 「平成17年版 経済財政白書」より

[ 13大都市における団塊の世代の人口 ]



(注) 団塊の世代(1947～49年生)  
 (出典) 国勢調査をもとに国土交通省国土計画局作成

### 3. 多様な社会的サービスの持続的提供

地域社会の新たな担い手として大都市等地域外から人材を誘致する取組が各地で始められている。

#### 《地方への人材の誘致》

##### 『大方へき～や』悠遊移住計画(高知県大方町)

###### 【概要】

多様な農水産品、素朴な住民・定住外国人の多さ、豊かな自然環境等の農山漁村の特徴を活かした田舎暮らしの実現化を目指し、U,I,Jターン者を対象に町内雇用情報の発信や、ITを活用した「テレワーク」の支援を実施している。

###### 【内容】

大方町雇用促進協議会は、地域外に、住宅情報を含む地域概要、企業情報によるジョブマッチング、地域内には、地元企業支援策の紹介、職業訓練等のeラーニングによる講座開設を情報発信している。

また、県立大方商業高校の空き教室をオフィスとして整備し、デザイナー、ネット販売企画等のテレワーク人材を確保する事業は、2004年に地域再生計画に認定されている。さらに、行政ではテレワークも念頭に置いた行政業務の積極的なアウトソーシングを検討している。

###### 【効果試算例】

|            | H16年度 | H17年度    | H18年度    | H19年度    |
|------------|-------|----------|----------|----------|
| 新規ビジネス創出件数 | 2件    | 10件      | 20件      | 35件      |
| 納税人口増加数    | —     | 30人      | 40人      | 50人      |
| 納税企業増加数    | —     | 5        | 12       | 20       |
| 納税額(個人住民税) | —     | 3,000千円増 | 4,000千円増 | 5,000千円増 |
| 納税額(法人住民税) | —     | 500千円増   | 1,200千円増 | 2,000千円増 |

(出典) 高知県ホームページ <http://www.pref.kochi.jp>等  
をもとに国土交通省国土計画局作成

#### ワーキングホリデー(長野県飯田市)

###### 【概要】

1998年から「田舎で暮らしたい」「農業をやりたい」といった都市住民のニーズと、人手不足に悩む農家のニーズを合致させる仕組み「南信州ワーキングホリデーいいだ」を実施している。参加する都市住民(農業サポーター)は農作業を手伝い、受入農家は食事と宿泊を提供し、金銭の授受は一切発生しない援農ボランティアとして定着している。

###### 【事業の効果】

2003年度までに、受入農家は85戸、都市からのサポーター登録者は785名、サポーターのリピーター率も非常に高い。農家にとっては労働力を確保でき、農業経営の維持継続に貢献。

サポーターの中から16名の定住・新規就農者、2名の後継者(婿養子)が出てきている。サポーターからの口コミで良いイメージが広がる「応援団効果」も出ている。



(出典) 総務省資料をもとに国土交通省国土計画局作成

### 3. 多様な社会的サービスの持続的提供

#### 地域通貨を活用した地域コミュニティの構築

#### コミュニティ交流の促進(神奈川県大和市)

##### 【目的】

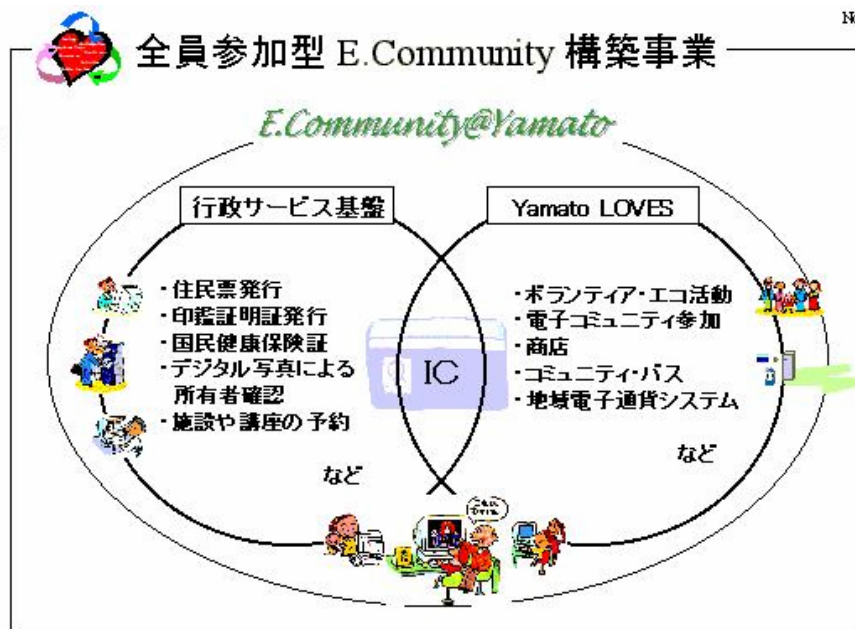
ICカードによる行政サービスの提供基盤を整備と、ICカードシステムを活用した地域内の知識・財産・役務の融合による全員参加型電子情報コミュニティの構築を図る。

##### 【概要】

電子地域通貨「ラブス」はローカル・バリュー・エクスチェンジ、システム(Local Value Exchange System)の略であり、全員参加型電子情報コミュニティを構成する1つの要素である。

「ラブス」で使われる地域通貨「ラブ」はコミュニティバスの利用者、学習センター利用者、地域ボランティア活動への参加者等に発行され、市民が貯めた「ラブ」は、市民同士の物・サービスの交換や、協力商店等で商品等の購入時の利用で、地域内の交流を促進している。

市民が使い商店に溜まった「ラブ」は、市民と同様の利用方法のほか、市のホームページでのバナー広告を掲載する際に、利用することも可能となっている。



COPYRIGHT (C) 2011 TOSHIBA CORPORATION & YAMATO CITY, ALL RIGHTS RESERVED.

(出典) 大和市ホームページ <http://www.city.yamato.kanagawa.jp/>をもとに国土交通省国土計画局作成



### 3. 多様な社会的サービスの持続的提供

地域で産出された産物を地域で消費する「地産地消」の取り組みが各地で行われている。その活動は大きくは、販売・普及活動、交流活動に分けられ、販売普及活動は、販売物流活動と情報活動に分けることができる。各地に設置されている農産物直売所は1万箇所以上にもものぼると推察されている。

#### [地産地消活動の類型と主な取組事例]

| 類 型    |         | 取組内容(例) |  |
|--------|---------|---------|--|
| 地産地消活動 | 販売・普及活動 | 販売・物流活動 | <p><b>直販所</b> 山梨県笛吹市の農産物直売所は、生産者組合(組合員114名)が母体となり平成15年6月にオープン。同直売所は、各個人がそれぞれ農産物の包装、価格設定を行い直売所に持ち込む方式。また、友好関係にある新潟県中条町の農産物や地場産農産物の加工品などもあり、品揃えも豊富。</p> <p><b>量販店等</b> JA熊本市は、市内大型スーパーに、熊本経済連と共同で、平成15年10月から青果物売場に新鮮地場野菜コーナー「夢ふる里」を開設。同コーナーには、現在、61名の生産者が登録。品名、出荷日、生産者名が入った値札シールをはり、各人で販売価格を設定して、当日売り切る数量を出荷するシステム。</p> <p><b>学校給食</b> 高知市は学校給食における地場産品の導入を進めるため、学校給食における地産地消の事例集作成、指導用テキスト作成したほか、市立中学校3校で、保護者に対し料理教室、講習会を開催し、家庭における食や農業に対する理解を推進。</p> <p><b>福祉施設</b> 山口県長門市のJA山口厚生連・長門総合病院は平成15年5月から病院食に地元農産物を使った料理を出す取組を開始。食材は、JA長門大津、県やJA全農やまぐち等で作る「見つめて!やまぐち農産物愛用推進委員会」などの協力により、地元市場から入手。</p> <p><b>観光</b> 岩手県の国民宿舎衣川荘は、地元の旬食材による郷土食豊かな料理で利用客増加を目的として、地元の農家に呼びかけ、「今が旬の会」を平成15年5月に設立。同会は、村内の農家グループ等により構成し、減農薬有機栽培米、わらび、あゆになど、山の幸、川の幸を供給。</p> <p><b>外食・中食産業</b> 北海道富良野市内の会社経営者らで構成する「株式会社ふらの広場」は、平成16年6月、JR富良野駅に近い農業倉庫群の一棟に、「ふらの広場」をオープン。同広場には地元食材を使い、手作りを基本にしたレストランと喫茶・みやげ品コーナーを設置。</p> <p><b>加工関係</b> 都城市のJA都城アンテナショップ「ATOM」は、同JA管内産の食材だけを使った「地産地消弁当」を、平成15年3月から販売。同弁当のごはんは、同市西岳産ヒノヒカリを使用、おかずには、都城盆地で生産されたさまざまな食材を使用。</p> <p><b>その他</b> JAさが東部女性部の三養基特産加工グループは、地元の特産品を使った加工品の研究開発に取組み、平成16年4月からアスパラさしみこんにゃくとトマトさしみこんにゃくの販売を開始。</p> |
|        |         | 情報活動    | <p>三重県は、生産者・消費者が一体となった「地産地消ネットワークみえ」を活用して、啓発・広報活動として、フォーラムや各種イベントの開催、情報誌やメールマガジンの発行、マスコミへの情報提供を実施。また、実践活動として、学校給食への地元産物の導入、安心できる県内産農産物の認証表示の検討、朝市・産地・こだわりの店ガイドマップづくり、地元食材を使った料理教室等を実施。</p>   |
|        |         |         | <p>静岡県は特産物の柑橘・わさびの消費促進及び県民生活への定着を図るため、消費者による地場産農産物を応援する「みかんパートナークラブ」、「わさび道楽クラブ」を組織し、県内みかん・わさびの生産状況や機能性を紹介する講習会、講座による生産者と消費者の意見交換を実施。また、県民へのみかん・わさびの理解促進等を図るセミナーを開催。</p>  |
|        |         | 交流活動    | <p>高知県は、平成15年9月に策定した「高知県地産地消推進プログラム」に基づき、生産者と消費者の交流会を開催。県内各地の生産者と消費者(教育関係者、学校給食関係者等)が地場産農産物に関する相互理解を図るため、郷土料理や地域食材の学校給食等への利用について情報交換や試食会を実施。</p>   |

### 3. 多様な社会的サービスの持続的提供

#### [最近の主な論調]

| 分類        | 内 容   | 資料* |
|-----------|---|-----|
| 地域経営の条件   | 地方に若者を残すためには地方生活圏を便利にする必要がある                  | c   |
|           | 市町村合併を進めても、峠をいくつも越えないたどり着かないようでは、ほどよいまちは成立しない | c   |
|           | 山村での交流人口増加のためには道路などの交通機関整備が重要である              | e   |
|           | 工業団地誘致が成功するか否かは新幹線高速道路等のインフラが大きな要因ではないか       | e   |
|           | 地域振興成功の鍵はインフラではなく地元の発意である                     | e   |
|           | 地域居住の実現には医療福祉サービスの保証が不可欠である                   | e   |
|           | 地域にとっては雇用創出が重要である                             | e   |
| 多様な主体との連携 | 他地域との連携を強化し集住・集積の利益を活用していく                    | g   |
|           | 基礎自治体自らが住民と連携し、地域の潜在力を十分に発揮できる仕組みを構築していく必要がある | h   |

- \* a. 国土審議会第1回山村振興対策分科会(平成17年2月9日)、b. 国土審議会第8回調査改革部会(平成17年8月9日)、c. 国土審議会調査改革部会第2回「地域の自立・安定小委員会」(平成15年7月28日)、d. 第7回国土審議会(懇談会)(平成17年8月11日)、e. 国土審議会調査改革部会第3回「地域の自立・安定小委員会」(平成15年8月12日)、f. 過疎懇談会(平成15年11月～平成17年7月)、g. 「日本21世紀ビジョン」専門調査会報告書(平成17年4月)、h. 「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」地方制度調査会(平成15年11月13日)、i. 「全国市長会会長発言要旨」第28次地方制度調査会第21回専門小委員会(平成17年5月13日)、j. 地域再生基本方針(閣議決定案)平成17年4月22日、k. 「平成18年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」全国知事会(平成17年7月13日)

## 4. 地域の自立的な活性化

IT化、都市・農村交流、環境意識の高まり、国際化の進展等、地域を取り巻く環境が変化する中、地域の自立的発展のためには、地域住民が自らの地域資源を見つめ、その価値を再発見し、それを価値創造の源泉とする多様な創意工夫が求められている。

### 《IT活用による都市・農村交流》

e-村民等（福島県泉崎村）

#### 【概要】

人口約6,800人の泉崎村は、インターネットを有効活用し、交流人口、定住人口の増加を目指した取り組みを2002年より展開し、登録会員に対してイベント情報や『e 村民』交流会の情報などをEメールで提供している。会員は、特典として村の温泉宿泊施設や村内のゴルフ場などが割引価格で利用可能となっている。

#### 【実績】

平成17年2月末現在の登録者数は約1,700名（海外登録者含む）『e 村民』登録者の中から、宅地を購入して定住する本当の村民も生まれた。



（出典）国土交通省国土計画局  
「二地域居住人口研究会資料  
をもとに国土交通省国土計画局  
作成

交流会の様子

### 《国際化・大学を活かしたまちづくり》

立命館アジア太平洋大学の試み（大分県別府市）

#### 【経緯】

2000年に大分県、別府市、学校法人立命館の3者の協定により「アジア太平洋時代の人材育成」を目指した立命館アジア太平洋大学（APU）が設立された。

2005年現在、交流協定を締結した5市町（別府市、臼杵市、三重町、鶴見町、蒲江町）をはじめ、県内38市町村と、学生と行政や教育機関、福祉施設との交流を実践している。

#### 【具体的な内容】

学生と地域との活動は、国際理解教育・英語教育、観光振興に関する提言、歴史研究、まちづくり計画への参加、学生による起業等、多様な分野に及んでいる。



学生と生徒の交流風景

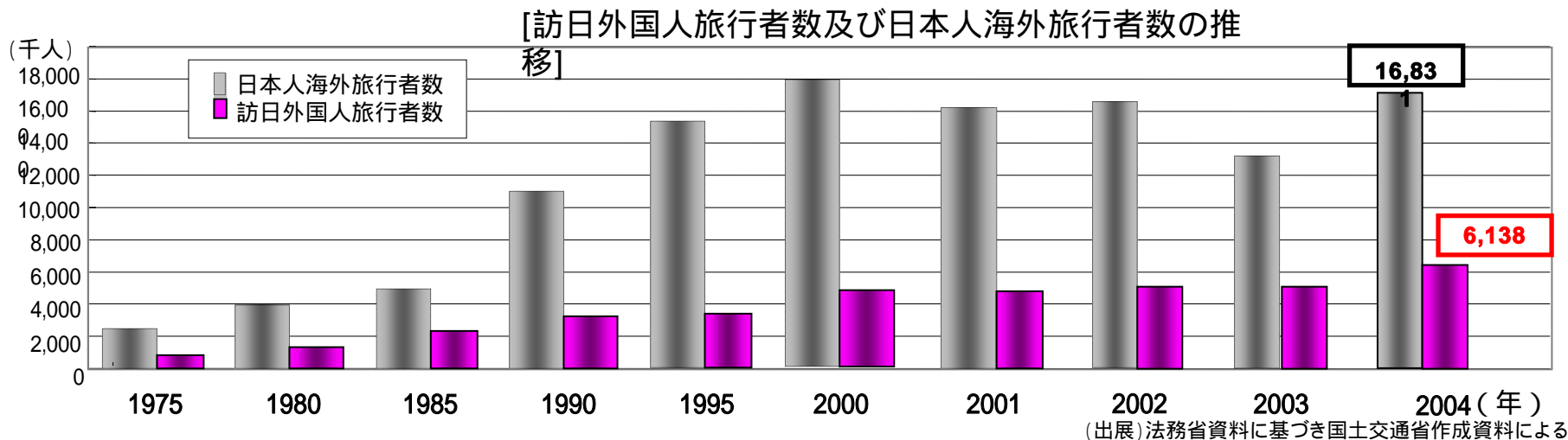


学生が起業した雑貨ショップ

（出典）（財）日本地域開発センター『月刊 地域開発』（2005年2月号）  
をもとに国土交通省国土計画局作成

## 4. 地域の自立的な活性化

訪日する外国人観光客は年々増加している。



[訪日外国人旅行者の都道府県訪問率の推移]

| 順位 | 平成11年度<br>(1999~2000) | 訪問率<br>(%) | 順位 | 平成12年度<br>(2000~2001) | 訪問率<br>(%) | 順位 | 平成13年度<br>(2001~2002) | 訪問率<br>(%) | 順位 | 平成14年度<br>(2002~2003) | 訪問率<br>(%) | 順位 | 平成15年度<br>(2003~2004) | 訪問率<br>(%) |
|----|-----------------------|------------|----|-----------------------|------------|----|-----------------------|------------|----|-----------------------|------------|----|-----------------------|------------|
| 1  | 東京                    | 58.3       | 1  | 東京                    | 56.0       | 1  | 東京                    | 56.5       | 1  | 東京                    | 52.7       | 1  | 東京                    | 54.5       |
| 2  | 大阪                    | 25.3       | 2  | 大阪                    | 23.7       | 2  | 大阪                    | 25.2       | 2  | 大阪                    | 27.8       | 2  | 大阪                    | 27.0       |
| 3  | 京都                    | 15.3       | 3  | 神奈川                   | 15.3       | 3  | 京都                    | 15.8       | 3  | 神奈川                   | 15.6       | 3  | 神奈川                   | 15.8       |
| 4  | 神奈川                   | 14.3       | 4  | 京都                    | 14.1       | 4  | 神奈川                   | 15.6       | 4  | 京都                    | 14.7       | 4  | 京都                    | 15.2       |
| 5  | 千葉                    | 12.6       | 5  | 千葉                    | 13.2       | 5  | 千葉                    | 11.2       | 5  | 千葉                    | 13.2       | 5  | 千葉                    | 12.1       |
| 6  | 愛知                    | 10.0       | 6  | 愛知                    | 9.0        | 6  | 愛知                    | 10.0       | 6  | 愛知                    | 11.2       | 6  | 愛知                    | 9.7        |
| 7  | 福岡                    | 8.8        | 7  | 福岡                    | 8.0        | 7  | 福岡                    | 7.3        | 7  | 北海道                   | 9.1        | 7  | 兵庫                    | 7.1        |
| 8  | 兵庫                    | 6.1        | 8  | 兵庫                    | 5.6        | 8  | 兵庫                    | 5.5        | 8  | 福岡                    | 7.0        | 8  | 北海道                   | 5.2        |
| 9  | 山梨                    | 5.9        | 9  | 山梨                    | 4.8        | 9  | 奈良                    | 4.9        | 9  | 兵庫                    | 5.8        | 8  | 福岡                    | 5.2        |
| 10 | 長崎                    | 4.2        | 10 | 静岡                    | 3.7        | 10 | 山梨                    | 4.2        | 10 | 奈良                    | 5.2        | 10 | 奈良                    | 5.0        |
|    |                       |            | 10 | 奈良                    | 3.7        |    |                       |            |    |                       |            |    |                       |            |

訪日旅行者旅行者調査は、JNTOが毎年実施している調査。新千歳、成田、名古屋、関西、福岡、那覇の国際空港で日本旅行を終えて出国する間際の外国人旅行者を対象にインタビュー調査  
訪問率：「今回の旅行中に当該地を訪問した」と答えた回答者 / 全回答者 × 100

## 4. 地域の自立的な活性化

### 《町並み・景観の活用》

浪花町十六番倉庫(北海道釧路市)

#### 【概要】

1919(明治43)年築の農協の遊休資産についての市民の活用意向の高まりを受け、管理・運営を担うNPO法人 浪花町十六番倉庫を組織し、道と釧路市の補助による改装を経て、2000年3月、一般市民の文化・芸術活動の練習・発表の場として供用が開始された。

#### 【効果】

歴史建造物の保存により地域アイデンティティを醸成する効果のほか、イベント等の集客による中心市街地の活性化、また若手スタッフの育成によりまちづくり人材の確保などの効果を上げている。



浪花町十六番倉庫の外観

(出典) 日本政策投資銀行ホームページ<http://www.dbj.go.jp/>  
をもとに国土交通省国土計画局作成

### 《食を活かした地域活性化》

北の屋台村(北海道帯広市)

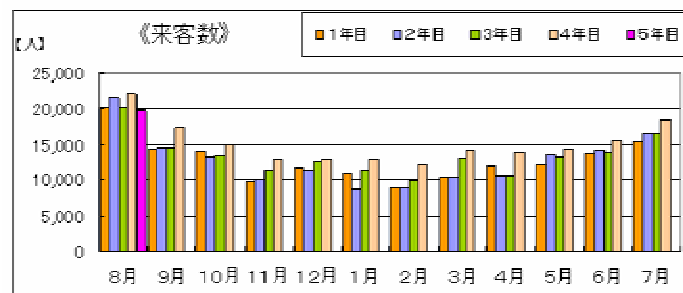
#### 【概要】

帯広青年会議所(JC)のメンバーを核に、市内の空き駐車場を活用した屋台村構想を策定。各種の法律の基準に合致した屋台設備の考案を経て、2001年7月に開業した。この屋台村を「卒業」し新たな店舗を市内に出店するなど、起業に向けた研修の場ともなっている。

店舗構成は多様であり、地元食材を活用した店舗から、多国籍料理を提供する店舗まで、現在は20店舗が営業している。

#### 【効果】

現在では、夏季には月に約2万人(観光客が6割)、冬季でも月に約1万人(地元客6割)の来訪者があり、年間では15万人以上に達する実績を有している。



来訪者の推移

(出典) 北の屋台村ホームページ<http://www.kitanoyatai.com/>を  
もとに国土交通省国土計画局作成

## 4. 地域の自立的な活性化

### 《農業を核とした第6次産業の推進》

船方農場(山口県阿東町)

#### 【概要】

「生産現場を魅せる」「農業のある風景を守る」ことを基本とした都市農村交流ビジネスを推進。飲食部門、体験・学習部門を担う「グリーンヒル・アトー」(1987年)、加工食品の製造・販売部門を担う「みるくたうん」(1990年)を設立し、農業経営の現場を一般に開放し「教育の場」などとして多くの都市住民を集めるなど、地域の人々と協調し、サービス提供と一体化した農産品販売を実現している。

#### 【効果】

事業は年間売上額6億円超、常勤雇用60人、非常勤雇用約600人にまで成長し、地域の雇用に貢献している。交流事業の来場者数は20万人にのぼる。



(出典) 国土交通省観光政策のホームページから  
国土交通省国土計画局作成

### 《自然体験学習》

(特)ホールアース自然学校

(静岡県芝川町・沖縄県名護市)

1982年富士山麓にて、環境教育事業所「動物農場」を設立し、家畜動物の飼育体験、自然の実体験や冒険的な活動を開始し、現在では、富士山麓の本校、沖縄名護市の沖縄校をはじめ、自然界をフィールドに全国的な活動を行う。実体験主義・自然観の回復をテーマに、様々な自然体験プログラム・指導者研修・エコツアーなどの企画、コーディネート、実施を展開している。

常勤職員40名 非常勤外部職員10名(2005年現在)によって、学校団体向け自然体験教室実施数、国内1位の実績を有する。

#### [主催事業]

遊牧民キャンプ: 2003年現在、37回開催。(春夏)  
富士山冒険学校/八丈島冒険学校  
2003年現在、12回開催。

#### ホールアース講座

火山洞窟講座 熱気球教室 命を食べる  
野生動物講座 ネイチャースキー

週末自然体験くりひろば: 2003年現在、年間50回実施。

#### 自然学校講座

自然学校指導者養成プログラム

四季コース12回/年

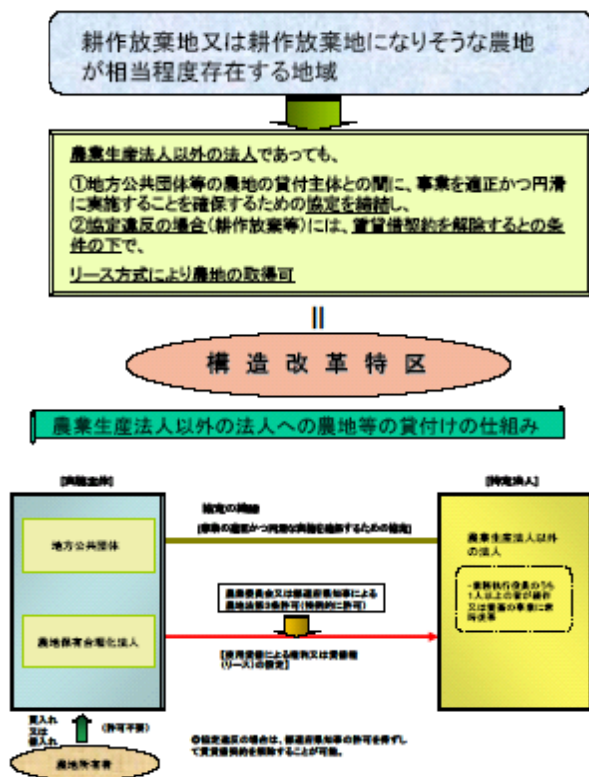
自然学校体験コース(3泊4日)4回/年

(出典) ホールアース自然学校資料をもとに国土交通省国土計画局作成

## 4. 地域の自立的な活性化

農村地域における営農者の新規参入を促すため、構造改革特別区域法で農地のリース特区（農地貸し付け方式による株式会社一般の農業参入：農地法の特例）が措置されている。

### [農地のリース特区]



### ○ 構造改革特区において農業経営に参入している法人の状況（平成17年5月1日現在）

#### 参入している法人のパターン

ア 地場の建設業者が余剰労働力の有効活用を図る、あるいは地域振興の観点から市町村等の働きかけを受け参入したもの  
イ 食品産業が、高品質原料を安定的に確保するため参入したもの  
ウ NPO法人等が農作業体験の機会を作ったり、都市と農村との交流のために営農しているもの

#### 参入状況

ア 市町村等が地元企業に対し、農業をやってみてはどうかと勧誘するケースも多い。  
イ 市町村、普及所、農業委員会、JAが技術面等でこれらを支えていくという意向あり。  
→ 市町村が定める地域の農業計画である「基本構想」で、参入区域を明示

#### 地元の評価

地元では、周辺の農業への支障は生じておらず、きちんと農業をやってくれていると評価されているものが多い。

→ 現行制度と同様、市町村が参入法人と協定を締結し、農地をリースする方式を国の認定なしでできるようにすること（全国展開）による対応が適当

#### 1 組織形態・業種別

（単位：法人）

| 農業を開始した法人     | 組織形態別         |               |               | 業種別           |               |               |
|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|               | 株式会社          | 有限会社          | NPO等          | 建設業           | 食品関係          | その他           |
| 107<br>(100%) | 53<br>(49.5%) | 28<br>(26.2%) | 26<br>(24.3%) | 35<br>(32.7%) | 29<br>(27.1%) | 43<br>(40.2%) |

#### 2 作物別

（単位：法人）

| 農業を開始した法人数    | 合計          | 作物別         |             |           |           |           |             |
|---------------|-------------|-------------|-------------|-----------|-----------|-----------|-------------|
|               |             | 米麦          | 野菜          | 果樹        | 畜産        | 花き        | 雑穀          |
| 107<br>(100%) | 22<br>(21%) | 36<br>(33%) | 20<br>(19%) | 5<br>(4%) | 3<br>(3%) | 3<br>(3%) | 18<br>(17%) |

#### ○ 協定の例（X市とY建設会社との協定）

- ・ YはX市から借り受けたA集落に所在する2haの農地において稲作を行う。
- ・ Yは、水路、ため池等の施設の維持管理等の取決めを遵守し、常時従事役員のうち1名を維持管理等の任務に当たらせる。
- ・ YはX市に対し、協定の実施状況等について毎年度報告する。
- ・ Yが協定に違反した場合には、X市は賃貸借契約を解除する。Yは、その場合には、自己負担で直ちに原状回復してその土地をX市に返還する。

## 4. 地域の自立的な活性化

国内だけでなく、海外から人材の誘致を図る事例もある。

### 留学生が起業したITベンチャー（福岡県飯塚市）

#### 【概要】

福岡県飯塚市を拠点に事業を展開する有限会社マルテックは、2001年に九州工業大の留学生らが設立したIT（情報技術）ベンチャー企業で、マレーシアやインドネシア人の技術者が、米国ベンチャーとインターネットを使ったIP電話システムの開発などに取り組んでいる。全国初の留学生ベンチャー企業としても注目を集める。母国の友人や学生時代に知り合った海外の人脈も生かして、米国のベンチャー企業とセキュリティーソフトを共同開発し、機器を台湾で生産するなど、多国籍の利点を生かして、米国やアジアのベンチャーともIT製品の共同開発を進めている。

|       |                            |
|-------|----------------------------|
| 企業名   | (有)マルテック                   |
| 代表者氏名 | 代表取締役 リムウィイー<br>取締役 ミヤツカラヤ |
| 設立    | 2001/2/6                   |
| 従業員数  | 7人                         |

(出典) (有)マルテックホームページ <http://www.maltech.ne.jp>  
をもとに国土交通省国土計画局作成

#### 【地域の支援】

飯塚市は、石炭産業の衰退で人口がピークの約11万人から8万人に減少。地域経済の疲弊を食い止めるため、IT産業で浮揚を目指し、2003年4月、構造改革特区の第1グループとして、「IT特区」の認定を取得した。これにより、市内の外国人情報処理技術者は在留資格が3年から5年に延び、入国審査も優先され、以前は海外から急に技術者を呼ぶ場合に、1ヶ月以上かかることもあった入国審査が数日に短縮されるなど、ビジネス環境も大きく改善された。また、同社の設立にあたっての資金調達に際し、飯塚市長自らが推薦状を書く、九州工業大学の教授が顧問となる等の支援もあった。

同市内には近畿大産業理工学部や九工大情報工学部、理工系の専門学校があり、人材と技術連携の基盤は整っており、市では特区の利点を全国にPRして、約45社に増えたIT関連ベンチャー企業を2007年には100社に増やし、従業員800人、売上高50億円を目指している。

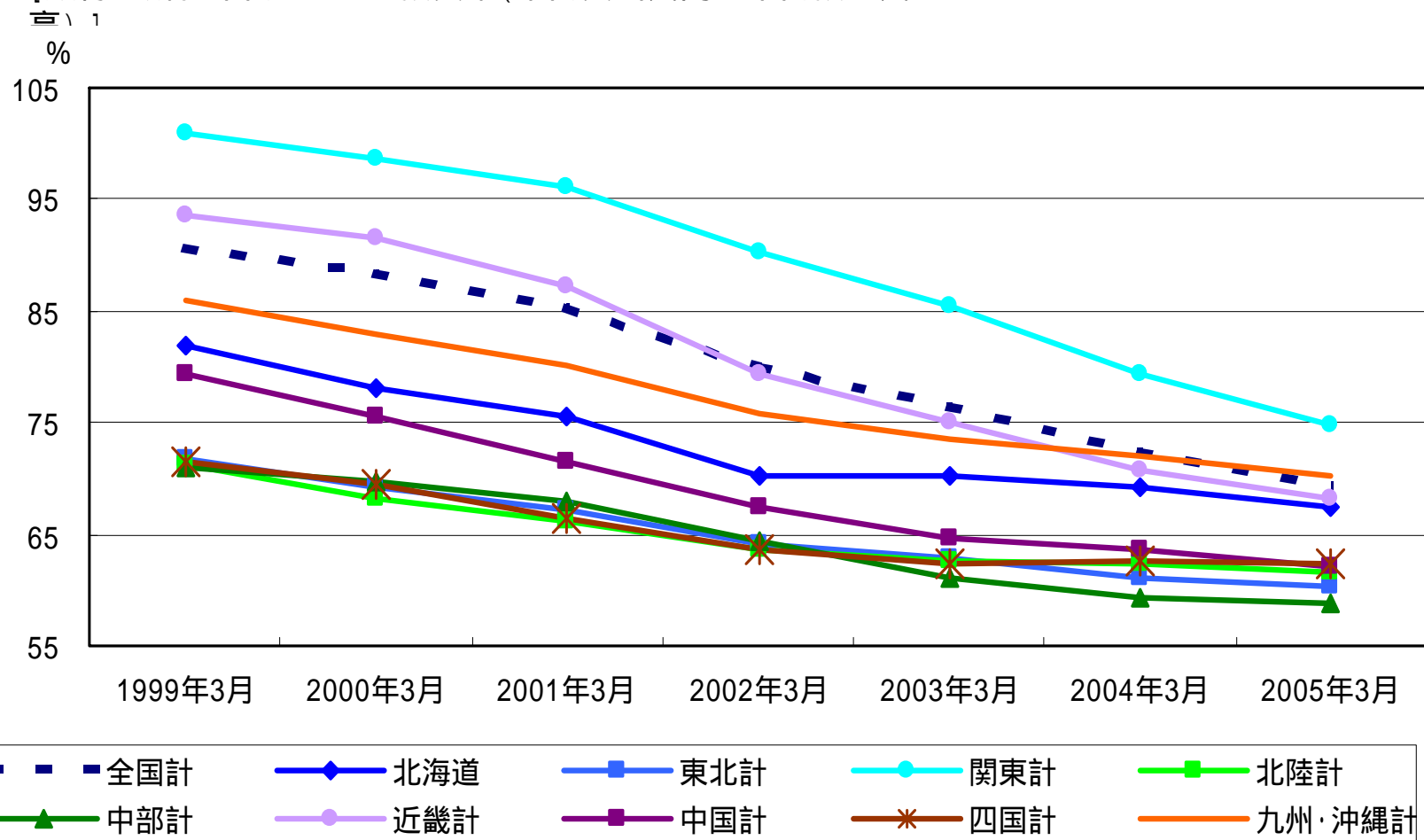
(出典) 各種新聞資料をもとに国土交通省国土計画局作成



## 4. 地域の自立的な活性化

銀行の所在県内における預貸率(県内貸出残高/県内預金残高)は、全般的に低落傾向にある。また、東北・北陸・中部・中国・四国において特に低い水準で推移している。

[銀行の所在県内における預貸率(県内貸出残高/県内預金残高)



(出典)日本銀行HP統計データをもとに国土交通省国土計画局作成

## 4. 地域の自立的な活性化

地方経済の活性化などを目指した、まちづくりや市民事業などのプロジェクトを推進していくためには、民間企業やNPOなどの活動を後押しする地域住民や投資家からの資金を誘導するための制度づくりなど、地域的な資金循環を形成することが求められる。

### 《社会的責任投資(SRI)》

投資家が、従来の企業の財務分析を基準にすることに加え、投資先の企業の社会性、倫理性、環境への配慮等の観点から、社会的責任を果たしているかどうかをも基準として、投資行動を行うこと。米国の推進団体の定義に従い「スクリーニング」、「株主行動」、「コミュニティ投資」の3つに分類されることが多い。

\* コミュニティ投資: 通常の金融機関では融資しにくい、マイノリティや低所得者層地域の発展のために投融資を行なうこと。(Social Investment Forum “2001 Trends Report” の定義による)

### [我が国における社会的責任投資(SRI)ファンド一覧]

| 名称                              | 運用機関                 | ファンド形態            | 設定日        | スクリーニング          |
|---------------------------------|----------------------|-------------------|------------|------------------|
| 日興エコファンド                        | 日興アセットマネジメント         | 国内株式              | 1999/8/20  | 環境               |
| 損保ジャパン グリーン・オープン(ぶなの森)          | 損保ジャパン・アセットマネジメント    | 国内株式              | 1999/9/30  | 環境               |
| 興銀第一ライフエコ・ファンド                  | 興銀第一ライフ・アセットマネジメント   | 国内株式              | 1999/10/29 | 環境               |
| UBS日本株式エコ・ファンド(エコ博士)            | UBSグローバル・アセット・マネジメント | 国内株式              | 1999/10/29 | 環境               |
| エコ・パートナーズ(みどりの翼)                | UFJパートナーズ投信          | 国内株式              | 2000/1/28  | 環境               |
| 朝日ライフSRI社会貢献ファンド(あすのはね)         | 朝日ライフアセットマネジメント      | 国内株式              | 2000/9/28  | 環境、雇用、消費者対応、社会貢献 |
| エコ・バランス(海と空)                    | 三井住友アセットマネジメント       | 国内株式50%、<br>残りを債券 | 2000/10/31 | 環境(温暖化)          |
| 住信SRI・ジャパン・オープン(グッドカンパニー)       | 住信アセットマネジメント         | 国内株式              | 2003/12/26 | 社会、環境、経済、法令順守    |
| フコクSRI社会的責任投資)ファンド              | しんきんアセットマネジメント投信     | 国内株式              | 2004/4/27  | 経済、環境、社会・倫理      |
| ダイワSRIファンド                      | 大和証券投資信託委託           | 国内株式              | 2004/5/20  | 倫理・法令順守          |
| モーニングスターSRIインデックスオープン(つながり)     | 野村アセットマネジメント         | 国内株式              | 2004/7/30  | 社会、環境、経済         |
| 三菱SRIファンド(ファミリー・フレンドリー)         | 三菱投信                 | 国内株式              | 2004/12/3  | 社会支援、労働条件        |
| AIG - SAIKYO 日本の株式CSRファンド(すいれん) | AIG投信投資顧問            | 国内株式              | 2005/3/18  | 経済、環境、社会貢献       |
| AIGノリそな ジャパンCSRファンド(誠実の社)       | AIG投信投資顧問            | 国内株式              | 2005/3/18  | 経済、環境、社会貢献       |
| 損保ジャパン SRIオープン(未来のちから)          | 損保ジャパン・アセットマネジメント    | 国内株式              | 2005/3/25  | 社会、環境、経済         |
| AIGノひろぎん 日本株式CSRファンド(クラスG)      | AIG投信投資顧問            | 国内株式              | 2005/4/28  | 経済、環境、社会貢献       |

2005/10/5現在

## 4. 地域の自立的な活性化

### 《コミュニティ - ファンド》

NPOなどが中心となり市民、行政、企業などから出資や寄付を募り、その資金を元手にNPOなどへ融資するファンド。地域内資金循環の一形態。

[コミュニティ - ファンド一覧(2004.3現在)]

| ファンド名                       | 設立年月    | 出資金条件                               | 融資対象                            | 融資限度額<br>返済期間   | 担保など                               | 年利       | 出資額<br>(千円) | 融資実績<br>(累計)                           |
|-----------------------------|---------|-------------------------------------|---------------------------------|---|------------------------------------|----------|-------------|--|
| 未来バンク<br>(江戸川区)             | 1994.4  | 1口1万円<br>以上                         | 環境グッズ<br>の購入、環境<br>関連事業、<br>NPO | 出資額の10倍<br>以内(つなぎ資<br>金は100倍以<br>内)                           | 原則無担保。連<br>帯保証人は必要                 | 3%       | 110,000     | 約200件<br>約5.5億円                        |
| 女性・市民信<br>用組合設立準<br>備会(横浜市) | 1998.1  | 1口10万<br>円、個人1<br>口以上団<br>体3口以<br>上 | 神奈川県内<br>のNPO、W.Co、<br>個人       | 1000万円または<br>出資額の20倍<br>以内。最長5年                               | 無担保。連帯保<br>証人10人以内                 | 2~5%     | 115,870     | 62件<br>約2.6億円                          |
| 北海道 NPO バ<br>ンク(札幌市)        | 2002.10 | 1口1円、<br>1万口以上                      | NPO、W.Co                        | 200万円(2期<br>以上の事業実績<br>で出資額の100<br>倍、それ以外は<br>10倍以内)。原<br>則1年 | 無担保。団体代<br>表者の個人保証<br>と連帯保証人1<br>人 | 2%       | 43,251      | 31件<br>約4千万円                           |
| NPO 夢バンク<br>(長野市)           | 2003.8  | 1口1円、<br>1万口以<br>上                  | 県内に主た<br>る事務所を<br>置く非営利<br>組織   | 運営資金300万<br>円、立ち上げ資<br>金100万円。3<br>年以内                        | 無担保。代表者<br>と連帯保証人1<br>人を基本         | 2%以上     | 約10,000     | 2004年3月<br>第1回融資<br>実施予定               |
| 東京コミュニ<br>ティパワーバ<br>ンク(新宿区) | 2003.9  | 1口5万<br>円、個人1<br>口以上団<br>体3口以<br>上  | NPO、W.Co、<br>その他の市<br>民事業       | 1000万円または<br>出資額の10倍<br>以内(1年以内<br>のつなぎ資金は<br>30倍以内)。最<br>長5年 | 無担保。連帯保<br>証人10人以内                 | 2%前<br>後 | 約13,000     | 2004年6月<br>募集開始、<br>同年8月<br>融資実施<br>予定 |

(注) W.Coはワーカーズコレクティブの略。

(出典) 『日経地域情報No.435』をもとに国土交通省国土計画局作成

## 4. 地域の自立的な活性化

### < 地域ベンチャーファンド >

地域経済活性化のため、地域のベンチャー企業支援を目的とするファンド。

中小企業総合事業団や新規事業投資(株)によるファンドへの出資制度が整備されたことも追い風になり全国自治体を中心としたベンチャーファンドの設立が続いている。

[地域ベンチャーファンド一覧(2003.8現在)]

| 行政  | ファンド名                               | 設立時期            | 無限責任組員                          |
|-----|-------------------------------------|-----------------|---------------------------------|
| 広島県 | 広島県/ジャフコ公的投資事業組合他                   | 1996年12月        | (株)ジャフコ 他                       |
|     | 第2号投資事業有限組合                         | 2002年2月         | ヒロソーコンサルティング(株)<br>ひろぎんキャピタル(株) |
| 東京都 | 東京中小企業投資事業有限責任組合                    | 2000年1月         | 東京中小企業育成(株)                     |
|     | ジャイク・パイオ号投資事業有限責任組合                 | 2001年5月         | 日本アジア投資(株)                      |
| 石川県 | 石川県ベンチャー育成投資事業有限責任組合                | 2001年2月         | フューチャーベンチャーキャピタル(株)             |
| 長崎県 | 十八キャピタル投資事業有限責任組合長崎1号               | 2001年8月         | 十八キャピタル(株)                      |
|     | しんわベンチャーキャピタル企業育成ファンド長崎1号投資事業有限責任組合 | 2001年8月         | しんわベンチャーキャピタル(株)                |
| 岩手県 | いわてベンチャー育成投資事業有限責任組合                | 2002年4月         | フューチャーベンチャーキャピタル(株)             |
| 鳥取県 | とっとり産業育成投資事業有限責任組合一号                | 2002年4月         | とっとりキャピタル(株)                    |
|     | トニー2002投資事業有限責任組合                   | 2002年4月         | ごうぎんキャピタル(株)                    |
| 北海道 | ホワイトスノー・第二投資事業有限責任組合                | 2002年5月         | 北海道ベンチャーキャピタル(株)                |
| 大分県 | 大分VC プラムファンド投資事業有限責任組合              | 2002年5月         | 大分ベンチャーキャピタル(株)                 |
| 新潟県 | にいがた産業創造ファンド                        | 2003年1月         | 日本ベンチャーキャピタル(株)                 |
| 千葉県 | ちばベンチャー投資事業有限責任組合                   | 2003年3月         | ちばぎんキャピタル(株)                    |
| 宮城県 | ベンチャー育成ファンド(仮)                      | 2003年3月         | 日本アジア投資(株)                      |
| 仙台市 | ベンチャー育成ファンド(仮)                      | 2003年度中<br>(予定) | 未定                              |

(出典)『日経地域情報No.421』をもとに国土交通省国土計画局作成

## 4. 地域の自立的な活性化

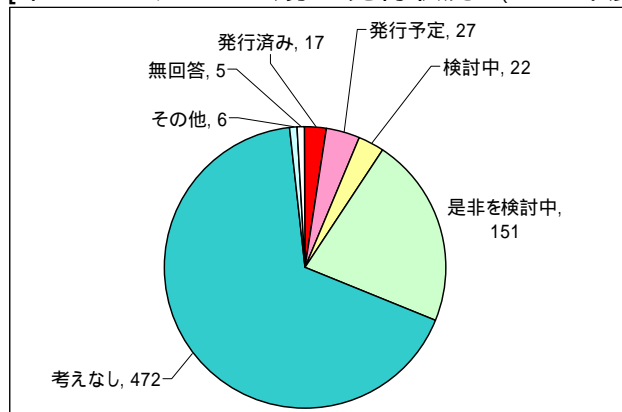
### 《ミニ公募債》

地方債の一種で「住民参加型ミニ市場公募債」と呼ばれる。従来の地方債は、法令上根拠規定の無い事実上の総務省指定に基づき行なわれていたが、これを廃止し地方公共団体自らが自由に公募債を発行できるようにしたもの。地方公共団体の資金調達手法の多様化や住民自治の拡充といった長所がある。

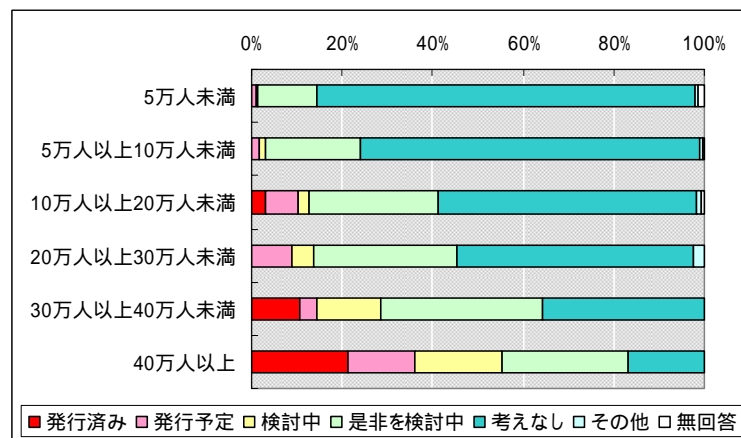
(出典) (財)地方債協会ホームページ<http://www.nichizei.or.jp/>をもとに国土交通省国土計画局作成

### 全国の地方公共団体におけるミニ公募債の活用状況

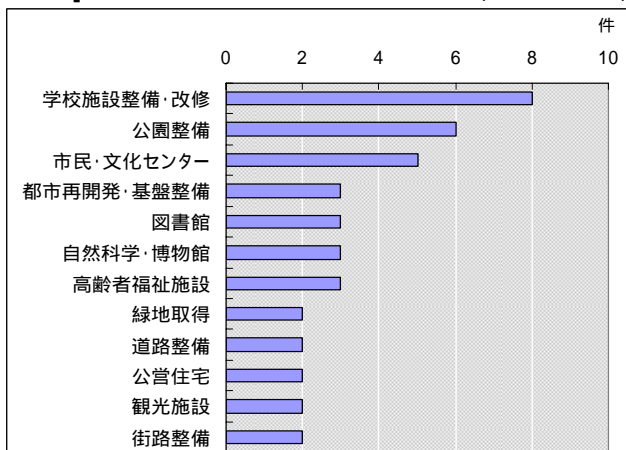
[市区におけるミニ公募の発行状況 (2002年度)]



[人口規模別市区におけるミニ公募の発行状況 (2002年度)]



[ミニ公募の発行目的別件数 (2002年度)]



### 調査の概要

2003年3月から4月にかけて全国677市、東京23区を対象に、「2003年度予算・プロジェクト調査」の一環として実施。「ミニ公募債」の発行状況や内容、「独自課税」の導入状況や内容などについて調査。回収率100%。

(出典) 『日経地域情報No.42』をもとに国土交通省国土計画局作成

## 4. 地域の自立的な活性化

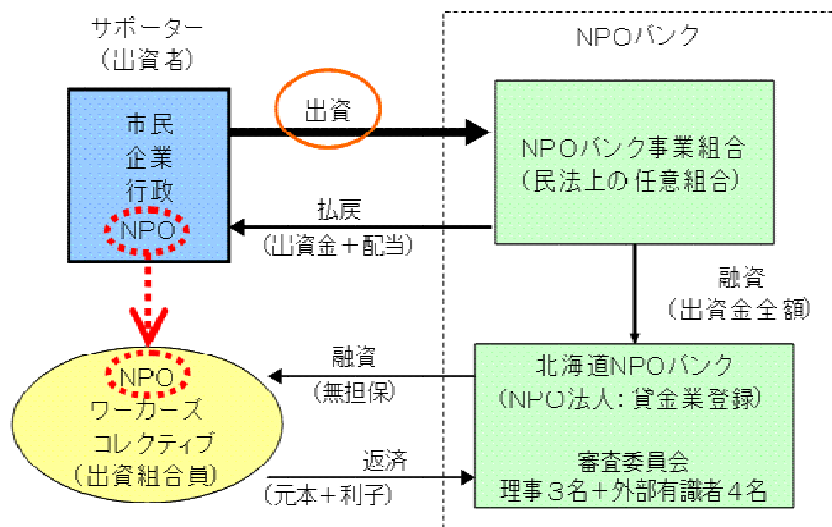
### 北海道NPOバンク

#### 【仕組み】

市民・企業・行政・NPOが任意組合NPOバンク事業組合に出資し、その出資金の融資を受けたNPO法人北海道NPOバンクが、出資者のNPOや、社会性のある事業を行うワークスコレクティブに融資する制度。

#### 【実績等】

NPOバンク事業組合への出資条件は、1口1円単位で1万口以上、20歳以上の個人や団体であれば誰でも可能で、2004年2月末現在の出資・寄付総額は4,325万円となっている。



(出典) 『日経地域情報No.435』をもとに国土交通省国土計画局作成

### 《コミュニティクレジット》

地域開発の新たな金融手法。地域社会において互いに信頼関係にある企業等が、相互協力を目的に資金を拠出し合い連携することで構成員個々の信用より高い信用を創造し、金融機関からの資金調達を円滑化するとともに、地域の資金を地域に環流させるもの。

(出典): 日本政策投資銀行ホームページ<http://www.dbj.go.jp>  
をもとに国土交通省国土計画局作成

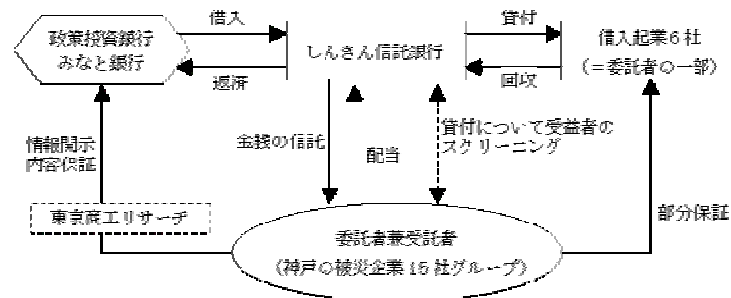
### 神戸市コミュニティクレジット(兵庫県神戸市)

#### 【経緯】

我が国の伝統的な庶民金融「頼母子講」をモデルに、日本政策投資銀行が企画。阪神大震災で経営環境が激変したケミカルシューズ、金型彫刻業、洋菓子店などが7社で設立した企業連携のコーディネート等を行う組織「日本トラストファンド」のオンライン大学整備の事業に適用。

#### 【実績等】

2001年 関係会社6社に、償還期間2年の満期一括償還方式を条件に1億円を融資。金銭信託と協調融資を組み合わせた資金を6社に融通する仕組みを採用している。



神戸コミュニティ・クレジットの仕組み

(出典) 『日経地域情報No.392』をもとに国土交通省国土計画局作成

## 4. 地域の自立的な活性化

### [最近の主な論調]

| 分類              | 内 容  | 資料* |
|-----------------|--|-----|
| 地域資源の<br>発掘・活用  | 農産漁村の価値を再評価すべきではないか  | d   |
|                 | 地方は有機栽培など自然による地方のものづくりを生かすことが必要である   | c   |
|                 | 地方には不便であることが人を引きつけるという面もあるのではないか   | e   |
| 人材育成            | 地域の産業振興の成否はそれを担う「人」がいるか否かにつきる  | e   |
|                 | ものづくりなどの地域文化を残せるような人材育成の環境整備が重要である   | e   |
| 地域的な<br>資金循環の形成 | 「地域資金循環」実現のためにはローリスク・ハイリターン投資先を地域につくるといった細部まで踏み込んだ検討が必要である                         | b   |
|                 | 地域振興においても社会投資ファンドの活用により国民の側に立った投資を実施していく   | g   |
|                 | 「官から民へ」の観点に基づく地域再生に資する民間活動への投資促進等の民間のノウハウ、資金等の活用促進といった地域の自主的・自立的な取組のための環境整備を推進していく | j   |

- \* a. 国土審議会第1回山村振興対策分科会(平成17年2月9日)、b. 国土審議会第8回調査改革部会(平成17年8月9日)、c. 国土審議会調査改革部会第2回「地域の自立・安定小委員会」(平成15年7月28日)、d. 第7回国土審議会(懇談会)(平成17年8月11日)、e. 国土審議会調査改革部会第3回「地域の自立・安定小委員会」(平成15年8月12日)、f. 過疎懇談会(平成15年11月～平成17年7月)、g. 「日本21世紀ビジョン」専門調査会報告書(平成17年4月)、h. 「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」地方制度調査会(平成15年11月13日)、i. 「全国市長会会長発言要旨」第28次地方制度調査会第21回専門小委員会(平成17年5月13日)、j. 地域再生基本方針(閣議決定案)平成17年4月22日、k. 「平成18年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」全国知事会(平成17年7月13日)